

障害年金

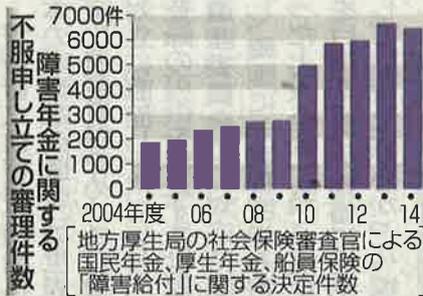
判定不服10年で3.5倍

14年度6500件 厳格化背景か

障害年金を申請して不支給と判定されたり、更新時に支給を打ち切られたりした人が不服を申し立て、国が審理、決定した件数が2014年度は約6500件に上り、10年前の04年度に比べ3・5倍に増えたことが19日、分かった。

(3面に関連記事)

支給申請自体は微増で、それなのに不服申し立てが急増しているのは、日本年金機構の判定が不透明なため納得できない人が増え



ていることや、支給判定の厳格化が背景にあるとみられる。年金や健康保険では、給付など国の決定に対し不服申し立てができる「審査請求」

社会保険の審査請求 公的年金や会社員が加入する健康保険などで、給付内容や保険料決定に不服がある場合、60日以内に不服申し立て(審査請求)をすることができ、まず地方厚生局の社会保険審査官に申し立て、その決定に不服があれば、厚生労働省に置かれる

「求」という制度がある。二審制で、最初は地方厚生局(四国支局を含め全国8カ所)の「社会保険審査官」に申し立て、その決定に納得できない場合は、厚生労働省本省に置かれる「社会保険審査会」に再審査請求ができる。近年は全体の6〜7割を障害年金が占める。

厚生省の公表データや各厚生局への取材によると、国民年金、厚生年金などの「障害給付」に関する一審段階の件数は04年度で1851件だったが、年々増加。特に10年度以降に急増し、13年度には6692件に達した。14年度は微減したものの、04年度比3・5倍の6474件だった。二審段階の件数も10年間で4・4倍に増えた。

一審で申し立てが認められた割合は00年度以降、7〜13%で推移していたが、

14年度は6%と15年間で最低だった。

打ち切りや減額 機構説明不十分

解説

障害がある人の暮らしの「命綱」ともいえる障害年金だが、日本年金機構による支給不支給の審査は極めて心もとない態勢で行われている。打ち切りや支給減額となった場合でも理由はほとんど説明されず、泣き寝入りしている人も多い。今回判明した不服申し立ての件数でさえ、氷山の一角とみられる。

支給の可否を決めている。医師の個性や考え方によって判定が左右される構造が、不公平を生んでいる主な原因だ。

その上、1〜5年ごとの更新に伴って打ち切りや減額となっても、年金機構は「障害の状態が変わったため」と通知するだけ。障害者が納得できないのは無理もない。

障害年金は、判定を委託された医師たちが実質的に

障害年金を新規に申請して不支給と判定される人の割合や、更新時に支給停止・減額となるケースは近年増加しているが、その理由も明らかにされていない。

障害年金の実務では、あらゆる局面で年金機構の説明責任が果たされておらず、それが不服申し立ての急増を招いた要因だろう。

不服審理改善進まず

担当者少なく滞留

申し立て封じる動きも

障害年金

障害年金の不支給や打ち切りに納得できない人が増えている。不服申し立てを受けた審理件数は10年間で3.5倍増の年約6500件。だが、申し立てを審理する態勢は半世紀の間、変わっていない。担当者の人数が限られて審理は滞留。内部から改善を求める声が上がっても放置され、受付窓口では不服申し立てを封じるような動きすら出ている。

(1面参照)

「受付件数の増加により、裁決まで平均で8カ月程度を要しています」

香川県に住む身体障害者の50代男性は今年3月、国の社会保険審査会から通知を受け取った。以前は片脚だけだった障害が病気の悪化で両脚になり、年金の増額を申請したが認められず、再審査請求に至った。

二審制となっている不服申し立ての審査に当たる担当者は、驚くほど少ない。一審に当たる地方厚生局の

「受付件数の増加により、裁決まで平均で8カ月程度を要しています」

香川県に住む身体障害者の50代男性は今年3月、国の社会保険審査会から通知を受け取った。以前は片脚だけだった障害が病気の悪化で両脚になり、年金の増額を申請したが認められず、再審査請求に至った。

二審制となっている不服申し立ての審査に当たる担当者は、驚くほど少ない。一審に当たる地方厚生局の

障害年金の不支給や打ち切りに納得できない人が増えている。不服申し立てを受けた審理件数は10年間で3.5倍増の年約6500件。だが、申し立てを審理する態勢は半世紀の間、変わっていない。担当者の人数が限られて審理は滞留。内部から改善を求める声が上がっても放置され、受付窓口では不服申し立てを封じるような動きすら出ている。

「上司から『審査請求(不服申し立て)を受けるな』と言われたことがあります。関西地方の年金事務所を今春退職した日本年金機構の元職員は、こう打ち明ける。

「『丁寧に説明し、納得してもらおうように』というのが建前だったが、申し立ての審査は、審査請求して

て件数を増やしたくない意向が明らかだった。国民の権利の制限になるので、問題だと思った」と元職員。

一方で、障害者団体などには「年金事務所ですら『不満があるなら、審査請求してください』と突き放すように言われた」という相談も寄せられる。

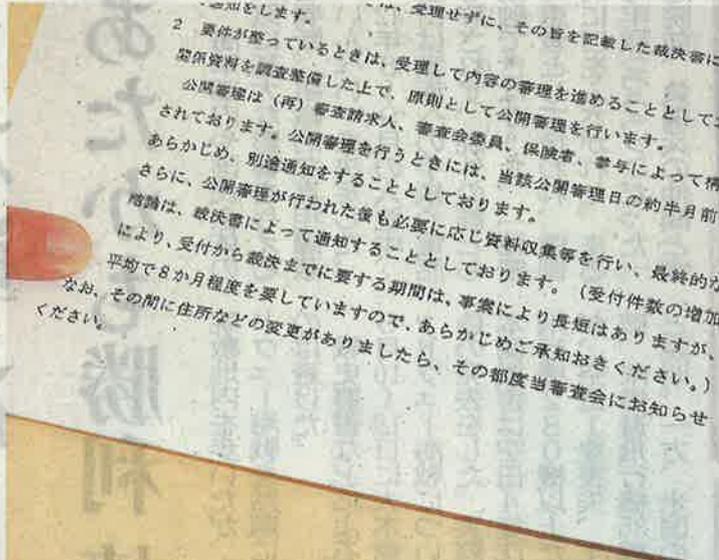
各地方厚生局の社会保険審査官はホームページに「審査請求を行うときは、あらかじめ年金機構などから決定の内容について詳細な説明を受けてください。」

「審査請求を行うときは、あらかじめ年金機構などから決定の内容について詳細な説明を受けてください。」

そのための申請者には不支給になった理由は伝わらない。この職員は「メモを出す余計に突っ込まれるから、そうしているのだと思う」と話す。

障害年金支給の申請自体は、増加傾向にあるが小幅な伸びだ。一方で不服申し立てが急増しているのは、機構の判定に不満を抱く人が増えていることを物語る。

社会保険審査会の委員からは、厚生労働省に改善を求める声が何度も上がっていたという。



社会保険審査会から香川県の男性のもとに届いた審理の長期化を伝える通知

そのための申請者には不支給になった理由は伝わらない。この職員は「メモを出す余計に突っ込まれるから、そうしているのだと思う」と話す。

障害年金支給の申請自体は、増加傾向にあるが小幅な伸びだ。一方で不服申し立てが急増しているのは、機構の判定に不満を抱く人が増えていることを物語る。

社会保険審査会の委員からは、厚生労働省に改善を求める声が何度も上がっていたという。

停止・減額にも地域差

障害基礎年金

13年度 更新時 最大11倍

国の障害基礎年金を受け取っている人のうち、更新時に「障害が軽くなった」などとして支給を打ち切られたり、減額されたりした人の割合に都道府県間で最大11倍の開きがあったことが2日までに、日本年金機構の2013年度分データを集計で分かった。

(3面に関連記事)

支給停止・減額となったのは全国で7787人。岡山では更新対象者の12・1%に上る一方、最低の島根では1・1%だった。愛媛は2・4%だった。障害が軽くなった人が特定の地域に偏っているとは考えにくく、審査する医師の主観による判定のばらつきで、支給を続けられたはずの人も厚生労働省は先月30日、

障害年金の更新 障害の状態が変わっていないか調べるため、日本年金機構の認定医が受給者ごとに1〜5年の幅で期間を設定。受給者は更新の時期が来たら、主治医の診断書を提出

し、認定医が等級(1〜3級)を判定し直す。障害基礎年金は最も軽い3級では支給されないため、「2級に該当しない」と判定されると支給停止。1級から2級に下がると、支給額が月

約8万1千円から約6万5千円に減額される。2013年度は約15万9千人が更新を迎え、9割以上の人は「変更なし」だった。年金機構は12年度以前のデータは明らかにしていない。

地域差が特に大きい精神・知的・発達障害を対象に、客観的な指標を盛り込んだ新たなガイドラインをまとめた。年内にも年金機構内で通知を出し、年明けに実施する考え。

障害年金では、身体障害などで状態が変動しない場合を除き、1〜5年ごとに更新手続きが必要。多くの人が受け取る障害基礎年金は、年金機構の都道府県事務センターが地元の医師

「障害が重くなった」として年金額が増えた人は全国で4310人。岡山は増額になる人の割合も2位と高かった。

不支給と停止・減額で都道府県ごとの傾向は必ずしも一致しないが、兵庫はいずれも割合が高く、宮城、長野は低いなど一致する地域もあった。

認定医に審査を委託している。

認定医たちが1人で審査しており、個人の裁量が入りやすいほか、認定医が交代して判定が変わったとい

うことも考えられる。

岡山に続き停止・減額の割合が高かったのは、兵庫(10・2%)、神奈川(9・6%)など。低かったのは島根のほか、長野(1・5%)、宮城(1・6%)など。全国平均は4・9%だった。

人数	割合
173	2.2
77	3.2
57	4.1
56	1.6
47	3.2
63	4.4
101	3.1
199	7.5
71	2.8
110	4.9
452	4.4
779	7.7
914	7.1
613	9.6
124	5.6
20	1.8
63	2.8
25	2.9
60	4.4
52	1.5
77	3.7
196	4.8
173	3.0
36	2.7
61	4.4
83	1.8
520	8.4
780	10.2
120	4.2
48	2.3
33	3.4
14	1.1
242	12.1
195	5.1
104	6.6
62	9.4
67	5.6
51	2.4
47	2.0
223	3.1
59	4.7
86	2.6
64	2.1
74	3.0
54	3.2
72	2.9
190	5.4
全 国	7787 4.9

障害基礎年金の支給停止・減額の状況(2013年度)

※日本年金機構による。割合は更新対象者のうち、支給停止・減額となった人の割合(%)

障害年金更新

突然の停止生活打撃

解説

判定理由不透明続く

障害年金の打ち切りや減額は突然、収入が途絶えたりするため、新規に申請して不支給となるよりも、障害者の生活は大きな影響を受ける。しかし判定の理由は十分に

説明されず、不透明な状態が続いている。(1面参照)
障害者団体などは不支給だけでなく、更新に伴う支給停止・減額の件数も公開するよう、厚生労働省と日本

年金機構に求めていたが、これまでは一部の地域のデータしか明らかにされていなかった。全国状況が判明するのは初めてで、理不尽な判定で年金を打ち切ら

れた人がいないか、ようやく検証が可能になってきた。障害基礎年金の停止は、障害等級が1級なら月約8万1千円、2級なら約6万5千円の収入がなくなることを意味する。ところが、その通知は「年金の支払いを停止しました」などと過去形の文面で届き、理由の説明は「障害の状態が変わったため」といった一言だけ。多くの人が納得できな

い思いを抱えている。

例えば知的障害の場合、障害の程度が大きく変わることはないが、就労すると給与が月にわずか数万円でも、支給停止・減額にされることもある。判断は年金機構の認定医によってまちまち。「認定医が代わって判定が厳しくなり、停止・減額が増えた」という元職員証言もある。

「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」(案)

【概要】

1. 経緯・趣旨

各都道府県における障害基礎年金の認定事務の実態を調査したところ、精神障害及び知的障害の認定において、地域によりその傾向に違いがあることが確認された。

障害基礎年金及び障害厚生年金については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(昭和61年3月31日庁保発第15号。以下「障害認定基準」という)により認定が行われているところであるが、この調査結果を踏まえ、本年2月より「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」を開催し、精神・知的障害に係る障害等級の判定を行う際に用いるガイドラインの策定について検討を行い、今般、ガイドライン案を取りまとめたところである。

2. 内容

(1) ガイドラインの適用

本ガイドラインは、『国民年金・厚生年金保険障害認定基準 第3第1章第8節／精神の障害』に定める傷病(てんかんを除く)を適用対象とする。

(2) ガイドライン案の概要

障害等級の判定は、本ガイドライン案で定める「障害等級の目安」及び「総合評価の際に考慮すべき要素」に基づき、行うこととする。

①障害等級の目安 【別紙1】

障害基礎年金等の請求書に添付される診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」の平均を組み合わせ、等級の目安を設ける。

(注1)「日常生活能力の程度」

請求者が日常生活全般においてどの程度援助を要するかを、5段階で評価したもの。(5)が最重度)

(注2)「日常生活能力の判定」

請求者が日常生活の7つの場面ごとにどの程度援助を要するかを、4段階で評価したもの。その平均は、程度の軽いほうから1～4の数値に置き換えて算出する。

②総合評価の際に考慮すべき要素 【別紙2】

障害認定診査医員（認定医）は、①の等級の目安を参考としつつ、その他の様々な要素を考慮して、総合的に等級判定する（以下、「総合評価」という）。

ガイドライン案では、総合評価の際に一般的に考慮することが妥当と考えられる要素の例を、5つの分野（現在の病状又は病態像、療養状況、生活環境、就労状況、その他）別に、精神障害・知的障害・発達障害に共通するもの又は障害ごとに示す。

3. 施行

平成28年1月（予定）

障害等級の目安

「日常生活能力の程度」

請求者が日常生活全般においてどの程度援助を要するかを、5段階で評価したもの。(5)が最重度)

- (5) 精神障害（知的障害）を認め、日常生活における身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。
- (4) 精神障害（知的障害）を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
- (3) 精神障害（知的障害）を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
- (2) 精神障害（知的障害）を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
- (1) 精神障害（知的障害）を認めるが、社会生活は普通にできる。

「日常生活能力の判定」

日常生活の7つの場面ごとにどの程度援助を要するかを、4段階(※)で評価したものの平均。

(※)4段階評価

- 4：助言や指導をしてもできない
若しくは行わない
- 3：助言や指導があればできる
- 2：おおむねできるが時には
助言や指導を必要とする
- 1：できる

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5以上	1級	1級 又は 2級			
3.0以上3.5未満	1級 又は 2級	2級	2級		
2.5以上3.0未満		2級	2級 又は 3級		
2.0以上2.5未満		2級	2級 又は 3級	3級 又は 3級非該当	
1.5以上2.0未満			3級	3級 又は 3級非該当	
1.5未満				3級非該当	3級非該当

総合評価の際に考慮すべき要素の例

以下は考慮すべき要素の例示であり、「○級に該当する可能性を検討する」との記載があっても、そうした場合以外は、その等級に該当しないということには必ずしもならない点に、留意が必要である。

	共 通 事 項	精 神 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害
現在の病状 又は病態像	<p>○認定の対象となる複数の精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断する。</p> <p>○ひきこもりについては、精神障害の病状の影響により、継続して日常生活に制限が生じている場合は、それを考慮する。</p>	<p>○統合失調症については、療養及び症状の経過(発病時からの状況、最近1年程度の状況)や予後の見通しを考慮する。</p> <p>○統合失調症については、妄想・幻覚などの異常体験や、自閉・感情の平板化・意欲の減退などの陰性症状の有無を考慮する。 ・妄想・幻覚等の異常体験が認められれば、2級以上の可能性を検討する。 ・陰性症状が長期間持続し、自己管理能力や社会的役割遂行能力に著しい制限が認められれば、2級以上の可能性を検討する。</p> <p>○気分(感情)障害については、現在の症状だけでなく、症状の経過(病相期間、頻度、発病時からの状況、最近1年程度の状況など)及びそれによる日常生活活動等の状態や予後の見通しを考慮する。 ・適切な投薬治療などを行っても症状が改善せず、入院を要する水準の状態が長期間持続したり、そのような状態を頻繁に繰り返している場合は、2級以上の可能性を検討する。</p>	<p>○知能指数を考慮する。ただし、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を考慮する。</p> <p>○問題行動を伴う場合に、診断書の⑩「ア現在の病状又は状態像」のⅦ知能障害等またはⅧ発達障害関連症状と合致する具体的記載があれば、それを考慮する。</p>	<p>○知能指数が高くても日常生活能力が低い(特に対人関係や意思疎通を円滑に行うことができない)場合は、それを考慮する。</p> <p>○問題行動を伴う場合に、診断書の⑩「ア現在の病状又は状態像」のⅦ知能障害等またはⅧ発達障害関連症状と合致する具体的記載があれば、それを考慮する。</p>

	共通事項	精神障害	知的障害	発達障害
療養状況	<p>○通院の状況(頻度、治療内容など)を考慮する。投薬治療を行っている場合は、その目的や内容(種類・量(記載があれば血中濃度)・期間)を考慮する。また、服薬状況も考慮する。</p>	<p>○入院時の状況(入院期間、院内での病状の経過、入院の理由など)を考慮する。</p> <p>・病棟内で、本人の安全確保などのために、常時個別の援助が継続して必要な場合は、1級の可能性を検討する。</p>	<p>○著しい問題行動を伴う場合や精神疾患が併存している場合は、その療養状況も考慮する。</p>	<p>○著しい問題行動を伴う場合や精神疾患が併存している場合は、その療養状況も考慮する。</p>

	共通事項	精神障害	知的障害	発達障害
生活環境	<p>○家族の日常生活上の援助や福祉サービスの有無を考慮する。</p> <p>・独居であっても、日常的に家族の援助や福祉サービスを受けることによって生活できている場合は、それらの支援の状況を踏まえて、2級の可能性を検討する。</p> <p>○入所施設やグループホーム、日常生活上の援助を行える家族との同居など、支援が常態化した環境下では日常生活が安定している場合でも、単身で生活するとしたときに必要となる支援の状況を考慮する。</p> <p>○独居の場合、その理由や独居になった時期を考慮する。</p>		<p>○施設入所の有無、入所時の状況を考慮する。</p> <p>・入所施設において、常時個別の援助が必要な場合は、1級の可能性を検討する。</p>	<p>○施設入所の有無、入所時の状況を考慮する。</p> <p>・入所施設において、常時個別の援助が必要な場合は、1級の可能性を検討する。</p>

	共通事項	精神障害	知的障害	発達障害
就労状況	<p>○労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況などを十分確認したうえで日常生活能力を判断する。</p> <p>○相当程度の援助を受けて就労している場合は、それを考慮する。 ・就労系障害福祉サービス(就労継続支援A型、就労継続支援B型)による就労については、2級以上の可能性を検討する。就労移行支援についても同様とする。 ・一般企業(障害者雇用枠を含む)で就労している場合でも、就労系障害福祉サービスにおける支援と同程度の援助を受けて就労している場合は、2級の可能性を検討する。</p> <p>○就労の影響により、就労以外の場面で日常生活能力が著しく低下していることが客観的に確認できる場合は、就労の場面及び就労以外の場面の両方の状況を考慮する。</p> <p>○一般企業での就労の場合は、就労の形態(障害者雇用枠・短時間勤務など)を考慮する。</p> <p>○一般企業(障害者雇用枠を除く)での就労の場合は、月収の状況だけでなく、就労の実態を総合的にみて判断する。</p>	<p>○就労が1年を超えてさらに一定期間継続している場合は、それを考慮する。また、就労の頻度を考慮する。ただし、仕事場での援助の状況などの就労の実態を総合的にみて、判断する。</p> <p>○発病後も継続雇用されている場合は、従前の就労状況を参照しつつ、現在の仕事の内容や仕事場での援助の有無などの状況を考慮する。</p> <p>○精神障害による出勤状況への影響(頻回の欠勤・早退・遅刻など)を考慮する。</p>	<p>○仕事の内容が専ら単純かつ反復的な業務であれば、それを考慮する。 ・一般企業(障害者雇用枠を含む)で就労している場合でも、仕事の内容が、保護的な環境下での専ら単純かつ反復的な業務であれば、2級の可能性を検討する。</p> <p>○仕事場での意思疎通の状況を考慮する。 ・一般企業(障害者雇用枠を含む)で就労している場合でも、他の従業員との意思疎通が困難で、かつ、不適切な行動がみられることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。</p>	<p>○仕事の内容が専ら単純かつ反復的な業務であれば、それを考慮する。 ・一般企業(障害者雇用枠を含む)で就労している場合でも、仕事の内容が、保護的な環境下での専ら単純かつ反復的な業務であれば、2級の可能性を検討する。</p> <p>○執着が強く、臨機応変な対応が困難である等により常時の管理・指導が必要な場合は、それを考慮する。 ・一般企業(障害者雇用枠を含む)で就労している場合でも、執着が強く、臨機応変な対応が困難であることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。</p> <p>○仕事場での意思疎通の状況を考慮する。 ・一般企業(障害者雇用枠を含む)で就労している場合でも、他の従業員との意思疎通が困難で、かつ、不適切な行動がみられることなどにより、常時の管理・指導が必要な場合は、2級の可能性を検討する。</p>

	共 通 事 項	精 神 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害
その他	<p>○「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」に齟齬があれば、それを考慮する。</p>	<p>○依存症については、精神病性障害を示さない急性中毒の場合及び明らかな身体依存が見られない場合は、それを考慮する。</p>	<p>○発育・養育歴、教育歴などについて、考慮する。 ・特別支援教育、またはそれに相当する支援の教育歴がある場合は、2級の可能性を検討する。</p> <p>○療育手帳の有無や区分を考慮する。 ・療育手帳がA判定(重度)またはB1判定(中度)の場合は、2級以上の可能性を検討する。B2判定(軽度)の場合であっても、問題行動等により日常生活に著しい制限が認められる場合は、2級の可能性を検討する。</p> <p>○中高年になってから判明し請求する知的障害については、幼少期の状況を考慮する。 ・療育手帳がない場合、幼少期から知的障害があることが、養護学校や特別支援学校の在籍状況、通知表などから確認できる場合は、2級以上の可能性を検討する。</p>	<p>○発育・養育歴、教育歴などについて、考慮する。</p> <p>○知的障害を伴う発達障害の場合、発達障害の症状も勘案して療育手帳を考慮する。 ・療育手帳がB2判定(軽度)の場合であっても、発達障害の症状により日常生活に著しい制限が認められる場合は、2級の可能性を検討する。</p> <p>○知的障害を伴わない発達障害が、成人以降に判明した場合については、社会的行動や意思疎通能力の障害が顕著であれば、それを考慮する。</p>

2015年10月04日 共同通信社配信

障害年金の新指針に異論

「厳格化」と修正求める

厚生労働省がまとめた障害年金の支給に関する新たな判定ガイドライン（指針）に対し、障害者団体や社会保険労務士らから「判定が厳しくなり、不支給とされる人が多数出る恐れがある」と、見直しを求める声が相次いでいる。

指針は支給・不支給の判定に大きな地域差があるのを是正するため7月に策定されたが、パブリックコメント（意見公募）には約400件の意見が寄せられた。厚労省は来年1月から実施する方針だが、月内に開く専門家検討会で修正するかどうか議論する。

指針は精神・知的・発達障害が対象。これらの障害では、診断書に書かれた日常生活能力に関する評価などを参考に障害の等級（1～3級）を判定する。これまで障害基礎年金で82%の人が「2級」と判定されていた生活能力が中程度のケースについて、指針は判定の目安を「2級または3級」と設定した。

3級では障害基礎年金は支給されなくなることから、無年金になる人が続出する事態が懸念され、「全国精神保健福祉会連合会」、知的障害者の「全国手をつなぐ育成会連合会」、「日本発達障害ネットワーク」の3団体がいずれも意見公募に対し、目安を「2級」に変えるよう求めた。

また「うつ病やそううつ病の判定を厳しくする内容が含まれている」と危ぶむ指摘も相次いだ。

メッセージ

*行数の関係で具体名を挙げるのは精神、知的、発達障害の3団体に絞らせて頂きました。ご容赦ください。

内容的にも、もっと色々な論点があるわけですが、一般メディアとしてはそこまで深く論じられませんので、マトリックスの「2級または3級」という点に絞りました。記事中「82%」としているのは、「日常生活能力の程度（3）」で生活能力の判定の平均点が「2.0～2.5」「2.5～3.0」の数値です。

なお、専門家検討会は今月中旬に予定されています。

取り急ぎ、ご報告まで。

平成 27 年 10 月 1 日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要ですが、平成 27 年 10 月 1 日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

改正の主なポイント

改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要
→ 診断書等の医療機関による証明などを求めています

改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付
→ 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます

- ① 初診日について第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合

(注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ

初診日確認の新たな取り扱い

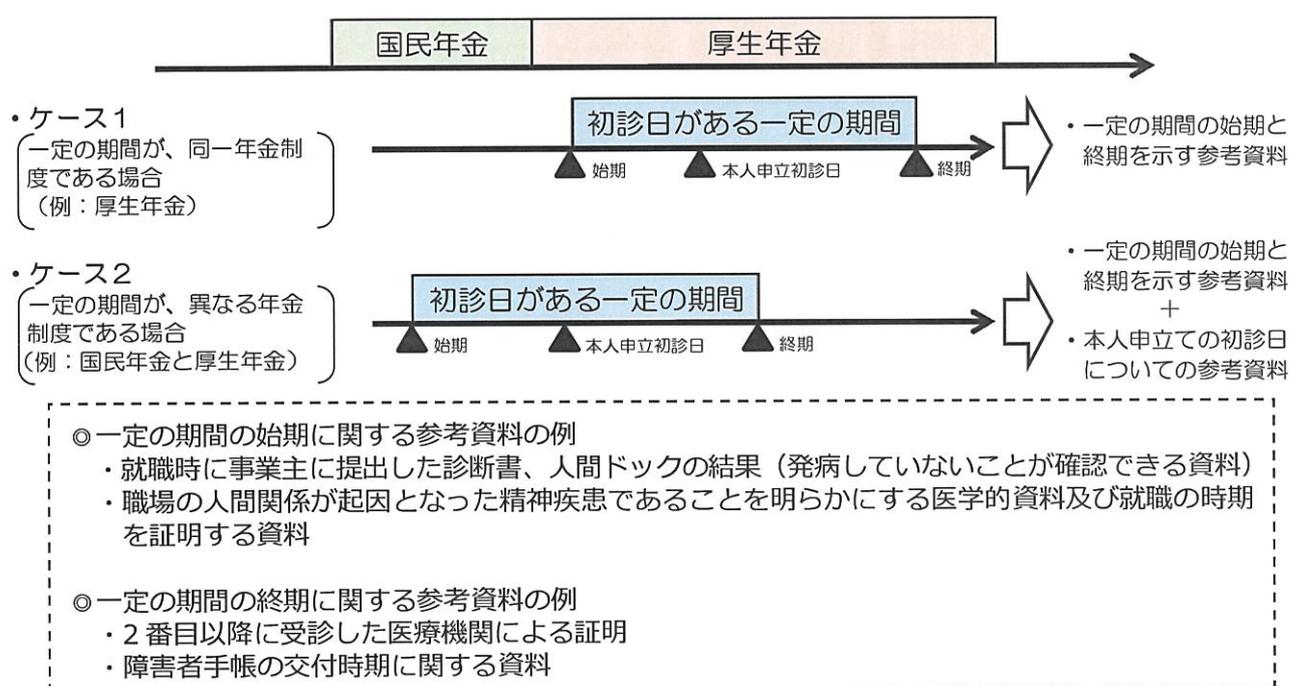
①第三者証明について

20歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

(注) 原則として、複数の第三者による証明が必要です。

②初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



③その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

<再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成 27 年 10 月 1 日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

● 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。

障害年金の冊子発行 精神研究会が地域差問題で

精神障害年金研究会（高橋芳樹代表）は22日、障害年金に関するブックレットを発行した。23日に都内で開いた勉強会で配布した。高橋代表は厚生労働省の検討会が認定の地域差解消のために7月末にまとめたガイドライン案について「支給を制限する方向での平準化になりかねない」と批判的に見ている。

ブックレットのタイトルは、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」問題点の批判と私たちの課題」。元社会保険事務所職員の高橋代表や社会保険労務士、ソーシャルワーカーらが障害年金の問題点を解説し、検討会の動向に関するQ&Aも収めた。ガイドライン案は、指標をもとに等級（1〜3級）を導き出し、それを目安とすることが柱。厚労省は9月10日まで意見を募集している。それを受けて年内に固め、2016年1月施行を目指す。

同研究会は全国精神障害者家族会連合会（解散）の所得保障分

科会をベースとして池
末美穂子・元日本福祉
大教授らが立ち上げ、
障害年金に関する書籍
を発行してきた。

ブックレットはB5
判で104頁。150
0円（税抜き、送料
別）で頒布している。
問い合わせはメール
（t_yosiki_0424@
yahoo.co.jp）で。

平成 27 年 9 月 29 日
 給付指 2015-120
 年相指 2015- 76

文書区分			
重要度高	周知確認	要報告	緊急
	○		

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱い（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	総務課	適用課	徴収課	国年課	相談室
		◎		◎					◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部 障害年金業務部

目的・趣旨

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 144 号）が平成 27 年 9 月 24 日に公布され、厚生労働省年金局事業管理課長からその取扱いにかかる通知が発出されましたので、事務取扱いをお知らせするものです。

ポイント（内容）

1. 概要

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて、年金局事業管理課長通知（平成 27 年 9 月 28 日年管管発 0928 第 6 号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」（以下「新基準」という。））（別添 1）が発出され、平成 27 年 10 月 1 日以降に決定されるものから適用されます。

2. 新基準の主な内容

- (1) 20 歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱い※
- (2) 20 歳前に初診日がある場合の第三者証明の取扱い※
- (3) 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の基本的取扱い
- (4) 請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱い
- (5) 診察券等における初診日確認の取扱い
- (6) 健診日の取扱い
- (7) 日付が特定されない初診日の取扱い

※（1）、（2）は原則として複数の第三者証明が必要です。ただし、単数であることのみをもって初診日を合理的に推定できないと判断しないでください。

3. 事務取扱い

(1) 適用時期

平成 27 年 10 月 1 日以降に決定されるものから適用。

(2) 様式の変更等

新基準に対応するため、以下の様式について変更等を行いました。

①受診状況等証明書（別添 2）

ア. 主な変更内容

「発病から初診までの経過」欄に、診療録に前医受診の記載がある場合はいつの診療録によるものか記載していただく項目を追加しました。

イ. 変更の理由

新基準においては、請求者の申立てに基づき医療機関が作成した資料であっても、請求の 5 年以上前に作成された資料（診療録等）であれば、請求者申立ての初診日を認めることができるとされたことに対応するものです。

②受診状況等証明書を添付できない申立書（別添 3）

ア. 主な変更内容

受診状況などが確認できる参考資料として「第三者証明」を追加。

イ. 変更の理由

新基準において第三者証明による初診日確認の取扱いが定められたことに対応するものです。

③初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）（別添 4）

ア. 主な変更内容

新基準において定められた確認項目を漏れなく記入していただけるよう様式を見直しました。
また、「初診日に関する第三者からの申立書」を記入される方へ「別添 5」を作成しましたので一緒に配付してください。

イ. 変更の理由

新基準において、第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、「第三者に関する項目」、「請求者の初診日頃における医療機関の受診状況に関する項目」及び「第三者から見た請求者の状況等に関する項目」が定められたことに対応するものです。

④障害年金の初診日に関する調査票（別添 6-1～6-8）

ア. 主な変更内容

お客様に提出が任意であるとの誤解を生じさせないように、調査票名を「障害年金の初診日に関する調査票」とし、あわせて調査の目的についても記載しました。

イ. 変更の理由

新基準において初診日を審査する際の資料とするため、様式化したものです。

⑤配付開始時期

平成 27 年 9 月 29 日（火）

⑥旧様式の取り扱い

平成 27 年 9 月 29 日以降の新様式配付開始後、旧様式の配付は不可としますので、廃棄処分してください。なお、旧様式を既に配付しており、その書類を用いて 9 月 29 日以降に年金請求書の提出があった場合は、受付をしたうえで、審査時に適宜照会させていただくことをご案内ください。

(3) 具体的な事務の取扱い

- ①「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」(別添 7) を、新基準を踏まえて改訂しましたのでご確認ください。

ア. 主な改訂箇所

○ I 1 「初診日とは」及び VII 1 「初診日の証明」について新基準を踏まえ修正。

○ IX 「参考資料」の「受診状況等証明書」、「受診状況等証明書を添付できない申立書」、「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」及び「障害年金の初診日に関する調査票」を削除し、新様式に差替え。

イ. 「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」は、各年金事務所お客様相談室より市区町村の年金事務担当者に配付してください。

ウ. 「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」は次の場所に格納しますので、ファイルをコピーしてお使いください。

W: 全国共有フォルダ > *18 給付企画部 > 01 給付企画 G > 10 障害基礎年金の手引き

②参考資料

新基準による審査の参考として「障害年金の初診日の認定に関する事例集」(別添 8) 及び「初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱い Q & A」(別添 9) を作成したのでご確認ください。また、必要に応じ各年金事務所お客様相談室より市区町村の年金事務担当者に配付してください。

4. 周知広報

(1) 年金事務所及び街角の年金相談センター(オフィス)でのリーフレット設置

新基準にかかるリーフレット(別添 10) を窓口に設置し、必要に応じ配布してください。

また、市区町村へのリーフレット設置依頼は、年金局事業管理課長通知(平成 27 年 9 月 28 日年管管発 0928 第 7 号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」(別添 11)) により厚生労働省が各地方厚生(支)局宛に行いましたが、市区町村への配布は日本年金機構の年金事務所より行うとされているため、適宜配布してください。

(2) 市区町村への協力依頼

市区町村の国民年金担当課には、「受診状況等証明書」、「受診状況等証明書を添付できない申立書」、「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」及び「障害年金の初診日に関する調査票」を変更したことを「受診状況等証明書」等の様式変更について(協力のお願い)(別添 12) によりお知らせください。

(3) リーフレットの機構ホームページへの掲載

機構ホームページの「パンフレット」欄にリーフレットを掲載します。リーフレットの提供依頼等の照会がありましたら、ダウンロード（印刷）を案内する等、適宜対応してください。

5. 要領の改訂

本指示・依頼に基づく「業務処理要領【マニュアル】」の改訂は、別途お知らせします。

6. その他留意事項

○平成27年9月4日【給付指2015-109】「障害年金の初診日証明に関する新たな取扱い」の適用時期及び過渡期の対応（指示・依頼）により決定を一時的に保留していた処理については、保留を解除し処理を再開してください。

○本指示・依頼の発出に伴い、以下の指示・依頼については廃止となります。

- ・平成23年12月19日【給付指2011-305】20歳前障害基礎年金において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱い（指示・依頼）
- ・平成25年4月17日【給付指2013-65】「受診状況等証明書」及び「受診状況等証明書が添付できない申立書」の使用（指示・依頼）
- ・平成27年7月17日【給付指2015-91】20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱（指示・依頼）

業務処理要領【マニュアル】 年金給付（裁定 I-4 障害基礎年金請求書、I-5 障害給付年金請求書（障害厚生））

審査担当チェック欄 ■

周知済チェック欄 □

照会先

本部給付企画部給付企画G

担当 大平、佐藤（優）、前田、桂、高田

連絡先 03-6892-0784（直通）

本部年金相談部相談指導G

担当 櫻田、奥田

連絡先 03-3247-3483（直通）

年管管発0928第6号
平成27年9月28日

日本年金機構
年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第144号）が、平成27年9月24日に公布され、平成27年10月1日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成27年9月24日付け年管発0924第3号）により日本年金機構理事長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについては下記のとおりであるので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

なお、本通知の発出に伴い、「20歳前障害による障害基礎年金の請求において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱いについて」（平成23年12月16日付け年管管発1216第3号）は廃止する。

記

第1 第三者証明による初診日確認の取扱いについて

1. 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

(1) 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

① 第三者証明と参考となる他の資料による初診日の確認について

20歳以降に初診日がある障害年金の請求に当たり、初診日に受診した医療機関による初診日の証明（以下「医証」という。）が得られない場合においては、第三者証明（医療機関で診療を受けていたことについて第三者が申し立てることにより証明したもの。以下同じ。）を初診日を合理的に推定するための参考資料とすることとする。

この場合において、20歳以降の初診日については、初診日がどの年金制度に加入していた時期かによって給付内容が大きく異なることも踏

まえ、適切に初診日を特定する必要があることから、第三者証明とともに、初診日について参考となる他の資料の提出を求め、両資料の整合性等を確認の上、障害年金を請求する者（以下「請求者」という。）が申し立てた初診日を初診日として認めることができることとする。

② 第三者証明に該当する申立てについて

第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

③ 参考となる他の資料について

①の参考となる他の資料としては、診察券や入院記録などの初診日について客観性が認められる資料が必要であり、医療機関が作成した資料であっても、請求者の申立てによる初診日等を記載した資料は不適當であること。

(2) 第三者証明の留意点について

① 第三者証明を行う者について

「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（厚生年金保険法）」（平成23年3月23日付け年発0323第1号）の別表1で定める第三者証明の第三者の範囲を踏まえ、請求者の民法上の三親等以内の親族による第三者証明は、認めないこととする。

② 医療従事者による第三者証明による初診日の確認について

初診日頃に請求者が受診した医療機関の担当医師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）による第三者証明（初診の医療機関が廃院等により医療機関による医証が得られない場合など）については、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接的に見て認識していることから、医証と同等の資料として、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、当該第三者証明のみで初診日を認めることができることとする。

なお、医療従事者による第三者証明であっても、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接把握できない立場であった医療従事者が、請求者の求めに応じ、請求者の申立てに基づいて行った第三者証明は、

これには該当しない。

③ 必要となる第三者証明の数について

上記②の場合を除き、原則として複数の第三者証明があることが、第三者証明を初診日推定の参考資料とするために必要である。

ただし、請求者が複数の第三者証明を得られない場合には、単数の第三者証明であっても、医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができることとする。

④ 請求時から概ね5年以内の第三者証明の取扱いについて（1（1）②ウ関係）

1（1）②ウの場合において、第三者が請求者等から初診日頃の受診状況を聞いていた時期が、請求時から概ね5年以内である第三者証明については、認められない。

ただし、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合であって、他の様々な資料から請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができることとする。

⑤ 一番古い時期の受診状況等に係る第三者証明の取扱いについて

請求者の初診日頃の受診状況等が不明である場合に、第三者が証明することができる一番古い時期の受診状況等について第三者証明があった場合には、当該資料により申請者が申し立てた初診日を認めることはできないが、初診日を総合的に判断する際の資料として取り扱うことができることとする。

⑥ 第三者証明の信憑性の確認について

第三者証明により初診日を確認する場合には、上記の資料のほか、可能な範囲で、請求者申立ての初診日について参考となる資料の提出を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により、第三者証明の信憑性を確認することとする。

また、第三者証明の内容に疑義が生じる場合や第三者が実在するかどうかについて疑義が生じる場合は、必要に応じて第三者に対して電話等で確認を行うこととする。

(3) 第三者証明の確認項目について

第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。

ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

- ① 第三者に関する項目
第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃の関係又は受診状況を聞いた頃の関係）
- ② 請求者の初診日頃における医療機関の受診状況に関する項目
傷病名、初診の時期、医療機関名・所在地・診療科
- ③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目
例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めるものとする。
 - ・ 発病から初診日までの症状の経過
 - ・ 初診日頃における日常生活上の支障度合い
 - ・ 医療機関の受診契機
 - ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
 - ・ 初診日頃の受診状況を知り得た状況 など

2. 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

(1) 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

① 第三者証明による初診日の確認について

20歳前に初診日がある障害基礎年金の請求に当たり、初診日の医証が得られない場合においては、請求者が20歳前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを明らかにする第三者証明により、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

20歳前に初診日がある障害基礎年金については、給付内容が単一であり、請求者が少なくとも20歳より前に、医療機関で請求傷病での診療を受けていたことが明らかであると確認できればよいことから、初診日を証明する書類が第三者証明のみの場合であっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

② 第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃又は20歳前の時期に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

- ③ 20歳前に厚生年金等に加入していた者の取扱いについて
20歳前に初診日がある場合であって、当該初診日が厚生年金等に加入していた期間である場合の第三者証明の取扱いは、障害厚生年金等の支給の対象となることから、第1の1によることとする。

- (2) 第三者証明の留意点について
第1の1の(2)と同様とする。

- (3) 第三者証明の確認項目について
第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。
ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

- ① 第三者に関する項目

第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃又は20歳前の時期の受診していた頃もしくは受診状況を聞いた頃の関係）

- ② 請求者の初診日頃又は20歳前の時期における医療機関の受診状況に関する項目

傷病名、初診の時期（初診の時期が不明であれば20歳前の受診の時期）、医療機関名・所在地・診療科

- ③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目

例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めるものとする。

- ・ 発病から初診日又は20歳前の受診時までの症状の経過
- ・ 初診日頃又は20歳前における日常生活上の支障度合い
- ・ 医療機関の受診契機
- ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
- ・ 初診日頃又は20歳前の受診状況を知り得た状況 など

第2 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の取扱いについて

1. 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の基本的取扱いについて

初診日を具体的に特定できなくても、参考資料により一定の期間内に初診日があると確認された場合であって、下記3又は4に該当するときは、一定の条件の下、請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

2. 初診日が一定の期間であると確認するための参考資料について

初診日が一定の期間内であると確認するためには請求者が提出する参考資

料により判断することとなるが、参考資料の例としては、以下のようなものが考えられる。

(1) 一定の期間の始期に関する資料の例

- ・ 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料（就職時に事業主に提出した診断書、人間ドックの結果など）
- ・ 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料（交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料など）
- ・ 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを証明する資料

(2) 一定の期間の終期に関する資料の例

- ・ 請求傷病により受診した事実を証明する資料（2番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書など）
- ・ 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料（障害者手帳の交付時期に関する資料など）
- ・ 20歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明

3. 初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間のみであるなど同一の公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間中で請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

なお、当該期間中の全ての期間が、20歳前の期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合又は60歳から65歳の待機期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合については、同一の公的年金制度の加入期間となっているものと取り扱うこととする。その際、20歳前の期間については、保険料納付要件を考慮しないものとする（4において同じ）。

4. 初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間と厚生年金の加入期間であるなど異なる公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、請求者申立ての初診日について参考となる他

の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。

ただし、請求者申立ての初診日が、国民年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の待機期間である場合には、いずれの場合においても、障害厚生年金等ではなく障害基礎年金を請求するものであることから、初診日があると確認された一定の期間に厚生年金等の加入期間が含まれていたとしても、第2の3と同様に、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

第3 その他の初診日の取扱いについて

1. 請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて
請求の5年以上前に医療機関が作成した資料（診療録等）に請求者申立ての初診日が記載されている場合には、初診日と認めることができることとする。

また、当該資料が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。

ただし、この場合に参考となる他の資料としては、診察券や入院記録など、請求者の申立て以外の記録を根拠として初診日を推定することが可能となる資料が必要であり、請求者又は請求者の家族等の申立てに基づく第三者証明は含まれないものとする。

2. 診察券等における初診日確認の取扱いについて

診察券や医療機関が管理する入院記録等により確認された初診日及び受診した診療科については、請求傷病での受診である可能性が高いと判断できる診療科（精神科など）である場合には、それらの参考資料により初診日を認めることができる。

また、診察券や入院記録等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できない診療科（内科など）の場合であっても、診察券や入院記録等で初診日及び受診した診療科が確認できたときは、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができる。

ただし、他の傷病による受診であると明らかに推認できる場合は認めないこととする。

3. 健診日の取扱いについて

初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日とし、健康診断を受けた日（健診日）は初診日として取り扱わないこととする。

ただし、初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健

診日を初診日とし、健診日を証明する資料（人間ドックの結果など）を求めた上で、初診日を認めることができることとする。

4. 日付が特定されない初診日の取扱いについて

資料により初診日のある年月までは特定できるが日付が特定されない場合には、保険料の納付要件を認定する時点や遺族年金における死亡日の取扱い等を踏まえ、当該月の末日を初診日とする。

ただし、当該月に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入していた場合については、当該月の月末を初診日とはしない。

5. 初診日を確認する際の留意事項について

第1から第3の各項目に限らず、初診日の確認に当たっては、初診日の医証がない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医証などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合は、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

また、初診日に関する複数の資料が提出された場合には、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて、請求者申立ての初診日を確認するものとする。

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにすることが必要です。そのために使用する証明書です。

受診状況等証明書

① 氏 名 _____

② 傷 病 名 _____

③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 _____

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....

.....

.....

※診療録に前医受診の記載がある場合 1 初診時の診療録より記載したものです。
右の該当する番号に○印をつけてください 2 昭和・平成 年 月 日の診療録より記載したものです。

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑧ 終診時の転帰 (治癒・転医・中止)

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....

.....

.....

.....

⑩ 次の該当する番号 (1～4) に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

上記の記載は 1 診療録より記載したものです。

2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。

3 その他 () より記載したものです。

4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 年 月 日

医療機関名

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

記入する際のお願い

- 1 「② 傷病名」の欄は、障害の原因又は誘因となった傷病について記入してください。
- 2 「③ 発病年月日」の欄は、傷病が発病したと考えられる年月日を記入してください。特定できない場合は、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 3 「④ 傷病の原因又は誘因」の欄は、傷病の原因又は誘因が特定できない場合、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 4 「⑤ 発病から初診までの経過」の欄は、発病から初診までの経過と併せて、診療録から前医を受診していたことが確認できる場合は、前医の医療機関名、受診期間、診療内容等も記入してください。
また、前医受診に関する記載をした場合は、いつの診療録から記載したものかを記入してください。
なお、前医からの紹介状が保管されている場合は、そのコピーの添付をお願いします。
- 5 「⑥ 初診年月日」、「⑦ 終診年月日」の欄は、「②傷病名」に複数の傷病を記載した場合、それぞれの傷病に番号を付記していただき、傷病ごとの初診年月日と終診年月日がわかるように記入してください。
- 6 「⑩」の欄は、複数の番号に○印をつけた場合、どの部分がどの記載根拠によるものかわかるように余白に記入してください。
なお、「4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。」のみに○印を付けた場合は、初診日の証明となりませんので注意してください。
- 7 「⑪」の欄は、医師氏名の印鑑の押印もれがないようにお願いします。
- 8 この証明書に記載した内容を訂正する場合は、訂正箇所に医師の訂正印を押印してください。

受診状況等証明書が添付できない申立書

傷 病 名 _____

医 療 機 関 名 _____

医療機関の所在地 _____

受 診 期 間 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認しましたか。
次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<確認年月日>に確認した
日付を記入してください。
その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法も記入してください。

<添付できない理由> _____ <確認年月日> 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

 カルテ等の診療録が残っていないため 廃業しているため その他 _____<確認方法> 電話 訪問 その他 (_____)

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。
お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーを添付してください。
お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳

 お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券
(可能な限り診察日や診療科が分かるもの)
 身体障害者手帳等の申請時の診断書 小学校・中学校等の健康診断の記録や 生命保険・損害保険・

成績通知表

労災保険の給付申請時の診断書

 盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書 事業所等の健康診断の記録 第三者証明 母子健康手帳 その他 (_____) 健康保険の給付記録 (レセプトも含む) 添付できる参考資料は何もない

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

請 求 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____ ※本人自らが署名する場合
押印は不要です。

代筆者氏名 _____ 請求者との続柄 _____

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病の初診日を明らかにすることが必要とされます。一番古い受診歴のある医療機関の「受診状況等証明書」が添付できない場合は、その旨の申立、及び、医療保険の給付にかかる記録などの初診日を確認できる書類を添付いただくことが必要です。この書類はそのために使用する申立書です。

記入する際のお願い

- 1 「傷病名」の欄は、医療機関で診断された病名（〇〇病、△△症など）を記入してください。
- 2 「医療機関名」の欄は、医療機関の名称（〇〇病院、△△クリニックなど）を記入してください。
- 3 「医療機関の所在地」の欄は、医療機関の所在地（〇〇市△△町1-1など）を記入してください。
- 4 「受診期間」の欄は、受診していた期間を記入してください。記憶があいまいな場合は、次の（例）のように記入しても構いません。
 （例）平成5年4月頃～平成5年10月頃、昭和61年春頃～昭和62年夏頃 など
- 5 細線で囲まれた欄は、質問をお読みいただき、その枠内の該当する□に✓をつけてください。
- 6 申立書の下欄にある「平成 年 月 日」の欄は、この申立書を作成した日付を記入してください。
- 7 「住所」と「氏名」の欄は、請求する方の住所と氏名を記入してください。
- 8 この申立書を代筆した場合は、代筆した方の氏名を「代筆者氏名」に記入し、請求する方からみた続柄を「請求者との続柄」の欄に記入してください。

<参考資料の確認先>

身体障害者手帳等の申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課、高齢障害福祉課など）

生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した生命保険会社、損害保険会社、労働基準監督署

事業所等の健康診断の記録

⇒ 当時勤務していた事業所や健康診断を受けた医療機関

健康保険の給付記録（レセプトも含む）

⇒ 当時加入していた健康保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）

<参考資料のその他に該当する例>

- ・交通事故証明
- ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー（診療や治療経過を要約したもの）
- ・次の受診医療機関への紹介状
- ・電子カルテ等の記録（氏名・日付・傷病名・診療科等が印刷されたもの）
- ・交通事故や労災事故などのことが掲載されている新聞記事

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 _____ の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。
 なお、聞いた時期は（昭和・平成 年 月 日）（頃）です。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係： _____ 現在の関係： _____

○傷病名： _____ ○初診日： 昭和・平成 年 月 日（頃）

○医療機関名・診療科： _____ ○所在地： _____

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
 申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

【申立日】平成 年 月 日

<申立者>

住 所：〒 _____

連絡先： _____（ ） 氏 名： _____ ㊞

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」を記入される方へ

1. 「初診日に関する第三者からの申立書」の目的

障害年金を受給するためには、「初診日」における保険料納付要件を満たす必要があります。

「初診日に関する第三者からの申立書（以下「第三者証明」といいます。）」は、請求者が「初診日」を確認できる医療機関の証明などを提出できない場合、初診日の頃の医療機関の受診状況を見たり聞いたりした第三者（以下「申立者」といいます。）が当時知っていた内容から初診日を推定できるか審査するための書類となります。

このため、第三者証明に記入する内容は、請求者や請求者の家族などから最近得た情報は記入せず、申立者が見たり聞いたりしたときに知った内容のみを記入してください。

※ 初診日：障害年金を請求している病気やケガについて初めて医療機関を受診した日

2. 第三者証明の記入方法

裏面の記入方法をご覧になって記入してください。

なお、第三者証明内の知ったきっかけは、いずれか当てはまる方に○を付けてください。

○「1. 直接見て知りました。」に当てはまる場合

申立者が、通院の付き添い、入院時のお見舞いまたは医師からの生活上の注意文書を見たなど、障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日の頃に直接見て知った場合を指します。

また、直接見て知った内容に加え、請求者やその家族などから聞いて知った内容が一部含まれる場合も「1」に○を付けてください。

なお、単に請求者と会った際に体調が良くないことに気づいた場合などは、医療機関を受診している事実を申立者が直接見ていないため、「直接見て知った」には含まれません。

○「2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。」に当てはまる場合

申立者が、請求者やその家族などから「心療内科に通院し始めた」や「医師から甘味を止められている」など、障害年金を請求する病気やケガにより初めて医療機関を受診した頃の様子を聞いて知った場合（手紙等で知った場合を含みます）を指します。

なお、複数回にわたり聞いている場合は、最も現在に近い時期を「聞いた時期」に記入してください。

3. 20歳前に初診日がある第三者証明を記入される方に対するお願い

20歳前に初診日がある場合は、少なくとも20歳前までに障害年金を請求する病気やケガにより医療機関を受診したことが明らかであれば、請求者の申し立てしている初診日が認められる場合があります。したがって、第三者証明には、初診日の頃に限らず、請求者が20歳前に医療機関を受診していることがわかる内容を記入してください。

記入方法

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 _____ の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

- 1. 直接見て知りました。
- 2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。
 なお、聞いた時期は（昭和・平成 年 月 日）（頃）です。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係： _____ 現在の関係： _____

○傷病名： _____ ○初診日： 昭和・平成 年 月 日（頃）

○医療機関名・診療科： _____ ○所在地： _____

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
 申立者が見たり聞いたりした内容のみを記入してください。

障害年金を請求する病気やケガに関し、以下の項目の当時に知った内容のみを記入してください。（記入できない項目があっても構いません）

- ①申立者が請求者の初診日頃の受診状況を知り得た状況
 初診日頃の受診状況をどのようにして知ったのか具体的に記入してください。
- ②発病から初診日までの症状の経過
 病気やケガが発生してから初めて医療機関を受診するまでの間の具体的な症状を記入してください。
- ③医療機関の受診契機
 請求者が初めて医療機関を受診したきっかけ（原因や理由）について、当時見たり聞いたりして知っている内容を記入してください。
- ④初診日頃における請求者の日常生活上の支障の程度
 病気やケガの影響により、日常生活を送る上で支障があった具体的な状況を記入してください。
- ⑤医師からの療養の指示など受診時の状況
 医師から請求者に対する日常生活、学生生活または勤務などにおける指示（注意）について、当時見たり聞いたりして知っている内容を記入してください。

<申立者>
住 所： _____

連絡先： _____ 氏 名： _____ ㊞

障害年金請求者の氏名を記入してください。

表面の「2. 第三者証明の記入方法」をご覧ください。あてはまる番号に○をつけてください。なお、「2」に○を付けた場合は聞いた時期も記入してください。

請求者との関係について、見た（聞いた）当時の関係と、現在の関係を記入してください。

障害年金を請求する病気やケガについて、初めて医療機関を受診した日（初診日）や医療機関名・診療科など、申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。（記入できない項目があっても構いません）

申立者について記載してください。

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。
 ※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。
 ※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【先天性障害（網膜色素変性症等）：眼用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 眼の疾患について、幼児期に家族から又は学校の健康診断等で、何かいわれて医療機関に行ったことがありますか。

いわれたことはない

昭和・平成 年 月 日頃受診した（受診医療機関名 ）

2. 該当する項目に✓を記入のうえ、該当日と当時の視力を記載してください。

障害基礎年金請求 20歳時（昭和・平成 年 月 日）における視力

障害厚生年金請求 厚生年金資格取得時（昭和・平成 年 月 日）における視力

右眼 裸眼（ ） 矯正（ ）

左眼 裸眼（ ） 矯正（ ）

3. 視力が落ちてきたことにいつごろ気づかれましたか。

昭和・平成 年 月 日頃

4. あなたの視力の経過について、記入してください。

※中学校卒業から数年単位でわかる範囲で記入してください。

経 過	右 眼		左 眼	
	裸 眼	矯 正	裸 眼	矯 正
中学校卒業時				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印（続柄 ）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【先天性障害：耳用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 聴力障害について、幼児期に家族から又は学校の健康診断等で、何かいわれて医療機関に行ったことがありましたか。

いわれたことはない

昭和・平成 年 月 日頃受診した（受診医療機関名 ）

2. 該当する項目に✓を記入のうえ、該当日と当時の聴力を記載してください。

障害基礎年金請求 20歳時（昭和・平成 年 月 日）における聴力

障害厚生年金請求 厚生年金資格取得時（昭和・平成 年 月 日）における聴力

右耳（ d B） 左耳（ d B）

3. 聴力が落ちてきたことにいつごろ気づかれましたか。

昭和・平成 年 月 日頃

4. あなたの聴力の経過について、記入してください。

※中学校卒業から数年単位でわかる範囲で記入してください。

経 過	右 耳	左 耳
中学校卒業時	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印（続柄 ）

※ ご回答ありがとうございます。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【先天性股関節疾患(臼蓋形成不全を含む)用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 股関節の手術（骨切術、人工関節、人工骨頭など）をされている場合は、手術前のレントゲンフィルムを提出してください。手術をされていない場合は、一番古いレントゲンフィルムを提出してください。

（提出できない場合は、以下にその理由をご記入ください。）

[]

2. 学校（小学校、中学校、高校等）での体育の実技は、他の生徒と同じようにできましたか。または、股関節の不自由が原因で見学することがありましたか。

[]

3. 0歳から20歳までの股関節の治療の経過を記入してください。

年齢	受診の状況	症状の経過
0歳～5歳		
6歳～10歳		
11歳～15歳		
16歳～20歳		

※ 受診した期間は、受診医療機関名及び通院期間・受診回数・入院期間・治療の経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由などを記入してください。また、受診していない期間については、その理由、自覚症状の程度、日常生活の状況などについて、具体的に記入してください。

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所
報告者
氏名

印（続柄）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【糖尿病用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 倦怠感・身体の不調・口渇等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 ()

2. 健康診断等で尿に糖が出ていることを指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日：昭・平 年 月 日)
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果(写)を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果(写)を添付した。(他にはない)
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した(昭・平 年 月 日) 医療機関名 ()
 すぐに受診しなかった
 (理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

()

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄)

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【腎臓・膀胱の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 身体の不調・むくみ等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 ()

2. 健康診断等で尿に蛋白が出ていることを指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日: 昭・平 年 月 日)
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果 (写) を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果 (写) を添付した。(他にはない)
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した (昭・平 年 月 日) 医療機関名 ()
 すぐに受診しなかった
 (理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

()

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄)

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【肝臓の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 倦怠感・身体の不調・むくみ等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 ()

2. 健康診断等で肝機能障害を指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日：昭・平 年 月 日)
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果(写)を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果(写)を添付した。(他にはない)
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した(昭・平 年 月 日) 医療機関名 ()
 すぐに受診しなかった
(理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

()

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄)

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【心臓の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 身体の不調・むくみ等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 ()

2. 健康診断等で心機能障害を指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日：昭・平 年 月 日)
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果(写)を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果(写)を添付した。(他にはない)
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した(昭・平 年 月 日) 医療機関名 ()
 すぐに受診しなかった
(理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

()

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄)

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【肺の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 身体の不調・呼吸困難（息切れ、息苦しさ）等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 []

2. 健康診断等で肺機能障害を指摘されたことはありますか。

- 指摘あり（検査日：昭・平 年 月 日）
 指摘なし

3. （2で指摘ありの場合）その検査日以降のすべての検査結果（写）を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果（写）を添付した。（他にはない）
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。（ひとつもない）

4. （2で指摘ありの場合）健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した（昭・平 年 月 日）医療機関名（ ）
 すぐに受診しなかった
（理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調）

[]

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印（続柄 ）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

I 障害基礎年金に関する用語について

1 初診日とは

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日としています。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- (3) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- (4) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- (5) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- (6) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- (7) 先天性の知的障害（精神遅滞）は誕生日
- (8) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- (9) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は誕生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日

（注）過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみて同一傷病として取扱います。

ワンポイント！

- ・ 障害年金の初診日は、医師又は歯科医師の診療を受けた日とされていますので、整骨院、ほねつぎ、鍼灸院等は初診日と認められません。
- ・ 発達障害（アスペルガー症候群や高機能自閉症など）は、自覚症状があって初めて診療を受けた日が初診日となります。知的障害（精神遅滞）とは異なるので注意してください。
- ・ 健康診断を受けた日（健診日）は、原則初診日として取扱いません。

ただし、初診時（1番最初に受診した医療機関）の医師の証明が添付できない場合であっても、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を証明する資料（人間ドックの結果など）を求めたうえで、初診日を認めることができます。

Ⅶ 初診日証明の点検について

1 初診日の証明

障害認定日による請求で障害認定日が遡及する場合や、事後重症による請求で初診日がかなり遡った傷病による年金請求では、終診（転医・中止）から5年を経過していると、当時の診療録が廃棄されていること等により、初診時の医療機関における診療録に基づく初診等を証明する医師の証明が得られないことがあります。

しかしながら、一方では、患者に的確な診療を行うために診療録の保存期限の5年を経過していても「患者サマリー」として既往歴を保存している医療機関もありますので、初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合は、まず「受診状況等証明書」を求めるといいます。

初診時（1番最初に受診した医療機関）の医師の証明が添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」を提出してもらい、2番目に受診した医療機関による最初の受診医療機関及び初診日が記入されている医師の証明書が提出できるか確認し、添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」を提出してもらいます。この作業を一番古い医師の証明が添付できるまで繰り返すこととなります。

初診時の医療機関において受診状況等証明書がとれない場合は、83ページの「初診日の確認フロー」を参考に点検と確認をお願いします。

本人の申立てより前に初診日が遡る記述が受診状況等証明書に記入されている場合は、病歴・就労状況等申立書の見直し（追記）が必要となります。

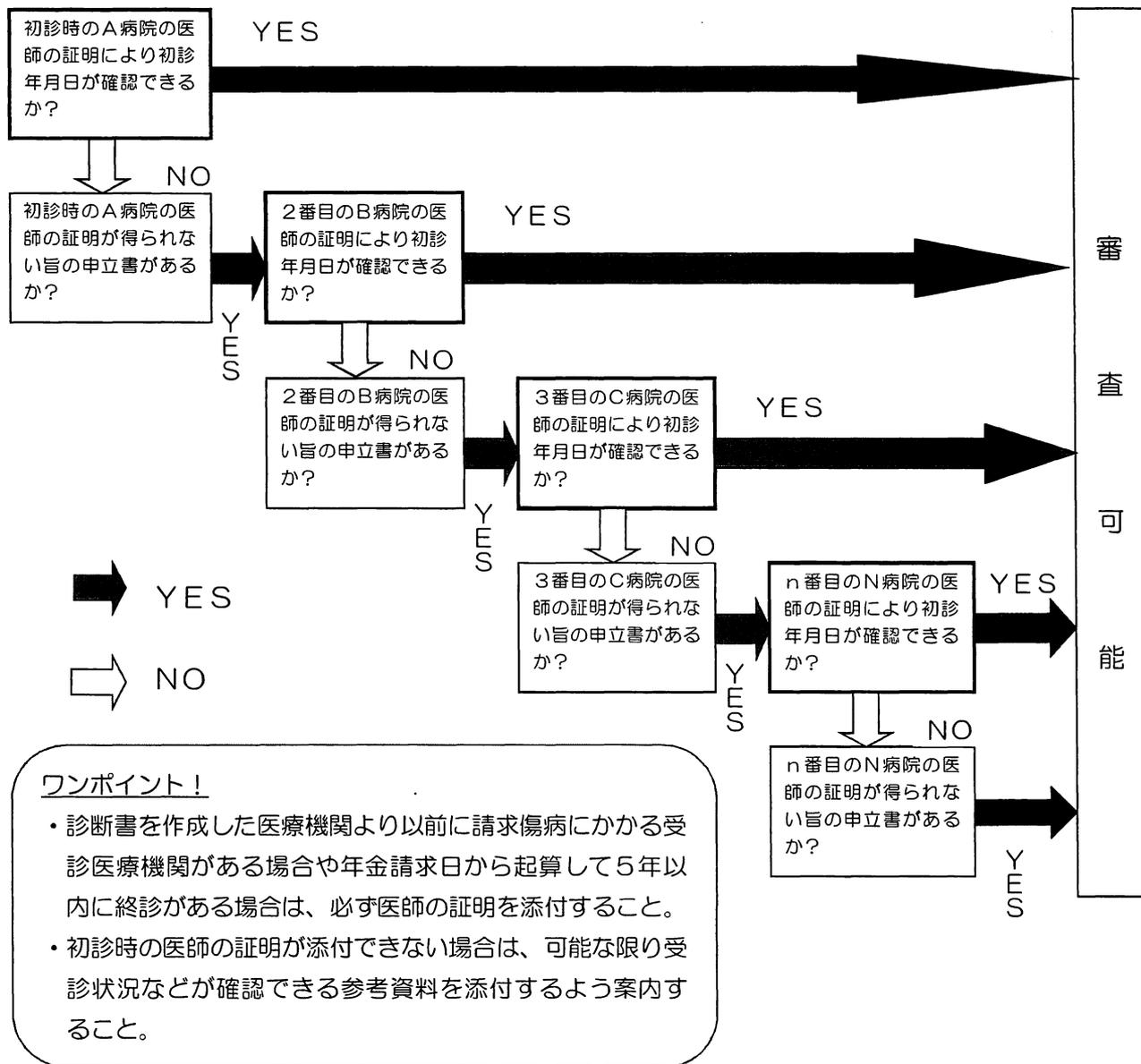
2番目以降に受診した医療機関による最初の受診医療機関及び初診日が記入されている医師の証明などの資料は、次の取扱いとなります。

(ア) 請求の5年以上前に医療機関が作成した資料（診療録等）に本人申立ての初診日が記載されており、それを基に作成された資料の場合は、その資料単独で初診日を認めることができます。

例) 2番目の医療機関の受診状況等証明書に、7年前の診療録を基にして最初の受診医療機関及び初診日が記入されている

(イ) 医療機関による資料の作成が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、他の参考資料があわせて提出された場合には、初診日を認めても差し支えないとしています。ただし、他の参考資料としては、第三者証明は不適當であり、お薬手帳、領収書、診察券など本人申立て以外の記録を根拠として初診日について推定することが可能となる資料が必要です。

初診日の確認フロー



初診日を確認するうえで、次のものを参考資料として取り扱うこととしていますので、初診時の医師の証明が添付できない場合は、次の書類の（写）を「受診状況等証明書が添付できない申立書」に添付してください。

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
 - 手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。

- (2) 身体障害者手帳等の申請時の診断書
- (3) 生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書
→ 診断書（写）では、傷病の発生日、傷病の原因、傷病の経過等を確認することができます。本人が保管されていない場合は、診断書を提出した市区町村の窓口、福祉事務所、保険会社等に提出した当時の診断書が保管されているか確認してもらってください。
- (4) 交通事故証明書
→ 交通事故が原因である場合、交通事故証明書で事故発生日が確認できるので初診日を特定する資料となります。ただし、警察への届出のない事故については、交通事故証明書を交付してもらえません。
- (5) 労災の事故証明書
→ 事故発生日、療養開始日等が確認できるので初診日を特定する資料となります。ただし、労災の給付を申請していない事故については、労災の事故証明書はありません。
- (6) 事業所の健康診断の記録
→ 事業所は、労働安全衛生法の規定により、健康診断の結果を5年間保管する義務がありますので、本人が健康診断の結果を保管していない場合は、事業所に保管されているか確認してください。
- ワンポイント！**
健康診断を受けた日（健診日）は原則、初診日として取扱いませんが、初診時の医師の証明が添付できない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を初診日として取り扱うことができます。
- (7) インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー
→ 傷病の発生からの治療の経過や症状の経過等が確認できますので、初診日を特定する資料となります。
- (8) 健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）
→ 初診日に係る健康保険の給付記録が健康保険組合や健康保険協会に保管されている場合がありますので、初診日の証明が取得できない場合は、本人経由で取り寄せてもらってください。
- (9) 次の受診医療機関への紹介状
→ 2番目以降の医療機関にて、前医について確認可能な場合もあります。受診状況等証明書を整備する際には、わかる範囲で前医の医療機関名、受診期間、診療内容を具体的に記入

してもらおうようにしてください。前医からの紹介で受診した場合は、その紹介状の写しを添付してもらえないか確認してください。

(10) 電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）

→ 患者の受診記録を電子カルテ等に保存している医療機関がありますので、初診日、診療科、傷病名が確認できる画面がありましたら、その画面を印刷したものを添付してください。

(11) お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券（可能な限り診察日や診療科が分かるもの）

→ お薬手帳では、処方箋を発行した医療機関等が確認できます。糖尿病手帳では、手帳を発行した医療機関と血糖値などの検査数値が確認できます。領収書では、受診日、診療科等が確認できます。診察券では、発行日（受診日）診療科等が確認できます。

(12) 第三者証明（20歳前の障害基礎年金）

→ 複数の第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者の民法上の三親等内の親族は含まない。）証明により確実視される場合は、その証明により確認して差し支えないとしています。

ただし、第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を、

① 直接的に見て認識していた

② 請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃又は20歳前の時期に聞いていた

③ 請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に聞いていた

（概ね5年以内であっても、他の様々な資料から本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができます。）

のいずれかに該当する場合に、その受診状況を申し立てるものであることが必要です。

請求者が複数の第三者証明を取得することが困難である場合には、単数の第三者証明であっても、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができます。

第三者証明により初診日を確認する場合には、可能な範囲で、本人申立ての初診日について参考となる資料の添付を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により第三者証明の信憑性を確認してください。

(13) 第三者証明（20歳前の障害基礎年金以外）

→ 診察券や入院記録などの初診日について客観性が認められる他の参考資料があわせて提出された場合に限り、複数の第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者の民法上の三親等内の親族は含まない。）証明を、初診日を合理的に推定するための参考資料とし、初診日を認めても差し支えないとしています。

ただし、第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃の受診状況を、

① 直接的に見て認識していた

② 請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃に聞いていた

- ③ 請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に聞いていた
 (概ね5年以内であっても、他の様々な資料から本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができます。)

のいずれかに該当する場合に、その受診状況を申し立てるものであることが必要です。

請求者が複数の第三者証明を取得することが困難である場合には、単数の第三者証明であっても、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができます。

なお、初診日頃に請求者が受診した医療機関の担当医師、看護師その他の医療従事者(初診日頃の受診状況を直接把握している者に限る)による第三者証明により確実視される場合は、医師の証明と同等の資料として、他に参考資料がなくとも、その証明のみで確認して差し支えないとしています。

第三者証明により初診日を確認する場合には、可能な範囲で、本人申立ての初診日について参考となる資料の添付を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により第三者証明の信憑性を確認してください。

(14) その他

→ 例えば、交通事故による請求で事故証明が取得できない場合は、事故のことが掲載されている新聞記事を添付するなど可能な限り参考となる資料を添付してください。

○ 初診時の医師の証明が添付できない場合の取扱い

次の資料等は、初診時の医師の証明及び他の参考資料を添付できない場合であっても、単数または複数の資料のみで初診日を認めることができます。

区 分	資 料 の 内 容	備 考
右の資料は単数で初診日を認めることができる	前記(ア)の医師の証明	詳細はP82 参照
	20歳前の受診が確認できる医師の証明【20歳前の障害基礎年金】	後記の一定の期間要件で認めることができる
	第三者証明 初診日頃に請求者が受診した医療機関の医療従事者によるもの	初診日頃の受診状況を直接把握している者に限る
右の資料は複数で初診日を認めることができる	第三者証明【20歳前の障害基礎年金】	原則として複数の第三者証明が必要であるが、相当程度信憑性が高いものであれば、単数でも認めることができる

上記以外は、複数の参考資料から合理的に初診日を特定できるか確認することになります。

ただし、本人の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料及び第三者証明は、客観性が認められる他の参考資料(本人申立て以外の記録を根拠として初診日を推定することが可能となるもの)とあわせて初診日を認めることができます。

本人の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料・第三者証明 (右の資料とあわせて初診日を認めることができる)	客観性が認められる参考資料の例 (医療機関が作成した参考資料であっても、本人の申立てによる初診日等を記載した資料は不適当)
<ul style="list-style-type: none"> ・前記(イ)の医師の証明 (P82 参照) ・第三者証明【20歳前の障害基礎年金以外】 ※原則として複数の第三者証明が必要であるが、相当程度信憑性が高いものであれば、単数でも第三者証明として認めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等の申請時の診断書 ・生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書 ・交通事故証明書 ・労災の事故証明書 ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー ・健康保険の給付記録 ・次の受診医療機関への紹介状 ・電子カルテ等の記録 ・お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券

○ 参考資料によって初診日が特定できない場合の取扱い

さらに、前記の「初診時の医師の証明が添付できない場合の取扱い」によって初診日が特定できない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医師の証明や参考資料などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合は、本人申立ての初診日を認めることができます。

初診日が被保険者期間内であると判断できない場合又は、被保険者期間中であることが確認できても初診日を特定できない場合は、初診日があると判断できる一定の期間内の全てで初診日にかかる支給要件を継続的に満たしているか確認を行います。

○ 初診日が特定できない場合の取扱い(一定の期間要件の確認)

初診日を具体的に特定できなくても、参考資料により一定の期間内に初診日があると確認された場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときは、一定の条件の下、本人申立ての初診日を認めることができます。

一定の期間を確認する際には、必要に応じて一定の期間を特定するための参考資料を請求者へ求めてください。

(一定の期間の始期に関する参考資料の例)

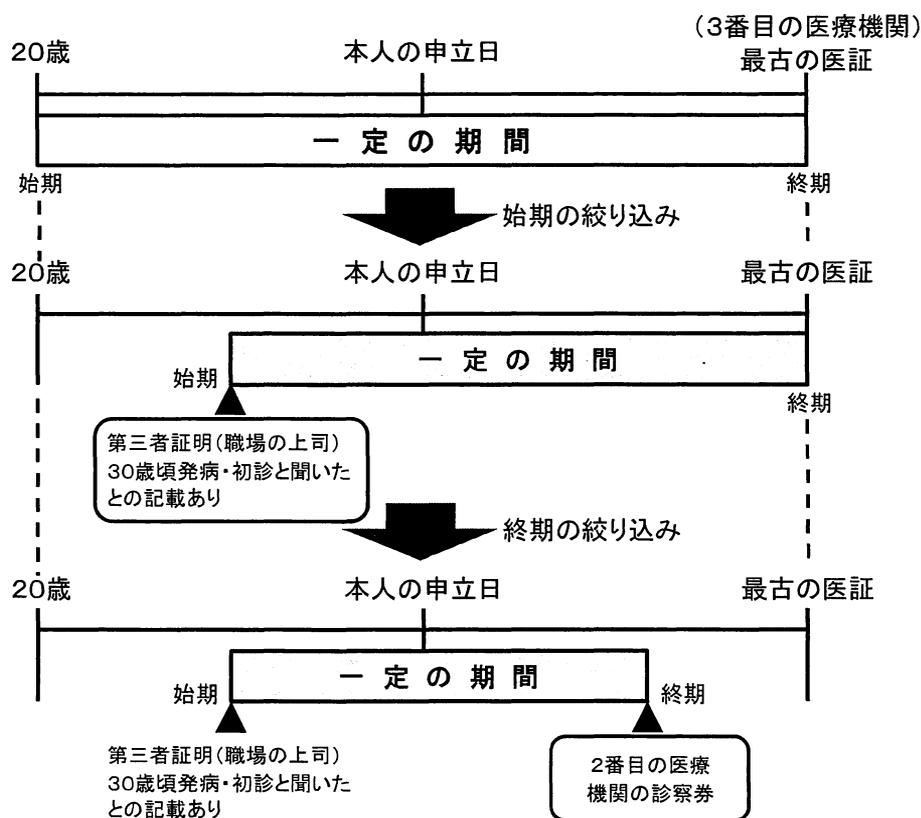
- ・請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料
 - * 就職時に事業主に提出した診断書
 - * 人間ドックの結果
- ・請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料
 - * 交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料
 - * 職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

- ・医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを推認できる、診断書作成医への発病時期に関する医師照会などの資料
- ・請求傷病に関する症状がないことが確認できる第三者証明
 - *職場の上司や産業医等、就労状況等を把握していた者による第三者証明

(一定の期間の終期に関する参考資料の例)

- ・請求傷病により受診した事実を証明する資料
 - *2番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書
- ・請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料
 - *障害者手帳の交付時期に関する資料
- ・20歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明
- ・請求傷病により医療を受けた時期を明らかにする資料
 - *調剤内容の確認できる調剤薬局の領収書
 - *装具(眼鏡、補聴器等)作成時の異常所見を確認できる資料

(一定の期間の始期・終期の絞り込み例)



(1) 初診日があると確認された一定の期間中、同一制度に継続的に加入していた場合

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間のみであるなど、同一制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たし

ている場合は、本人申立ての初診日を認めることができます。

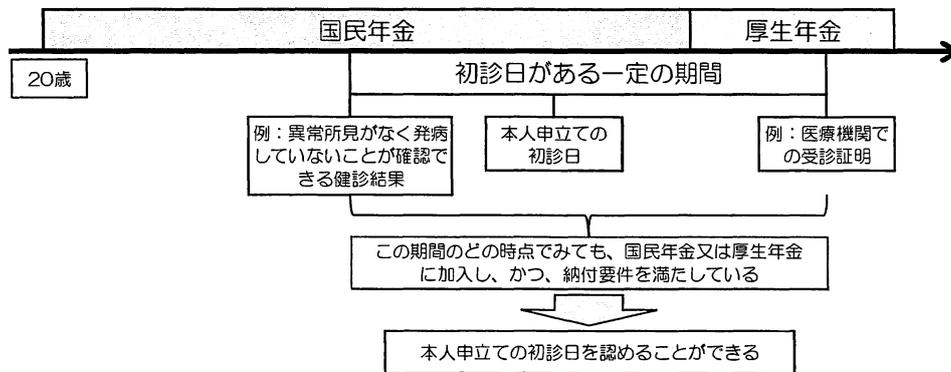
なお、一定の期間の全てが20歳前の未加入期間のみである場合又は60歳以上65歳未満の未加入期間（待機期間）のみである場合については、同一制度の加入期間となっているものとして取扱います。その際、20歳前の未加入期間については、保険料納付要件を考慮する必要はありません。

(2) 初診日があると確認された一定の期間中、異なる制度に継続的に加入していた場合

初診日があると確認された一定の期間が、国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、共済組合等の加入期間、20歳前の未加入期間、60歳以上65歳未満の未加入期間（待機期間）の混在であり、かつ、当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしている場合は、本人申立ての初診日がどの期間に属しているかにより取扱いが異なります。

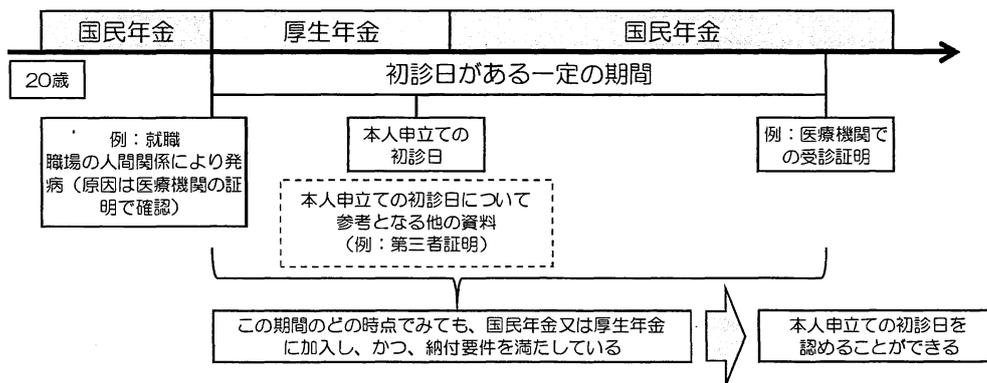
A. 本人申立ての初診日が国民年金の加入期間、20歳前の未加入期間又は60歳以上65歳未満の未加入期間（待機期間）である場合

→ 本人申立ての初診日を認めることができます。



B. 本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間である場合

→ 本人申立ての初診日についての他の参考資料とあわせて、本人申立ての初診日を認めることができます。



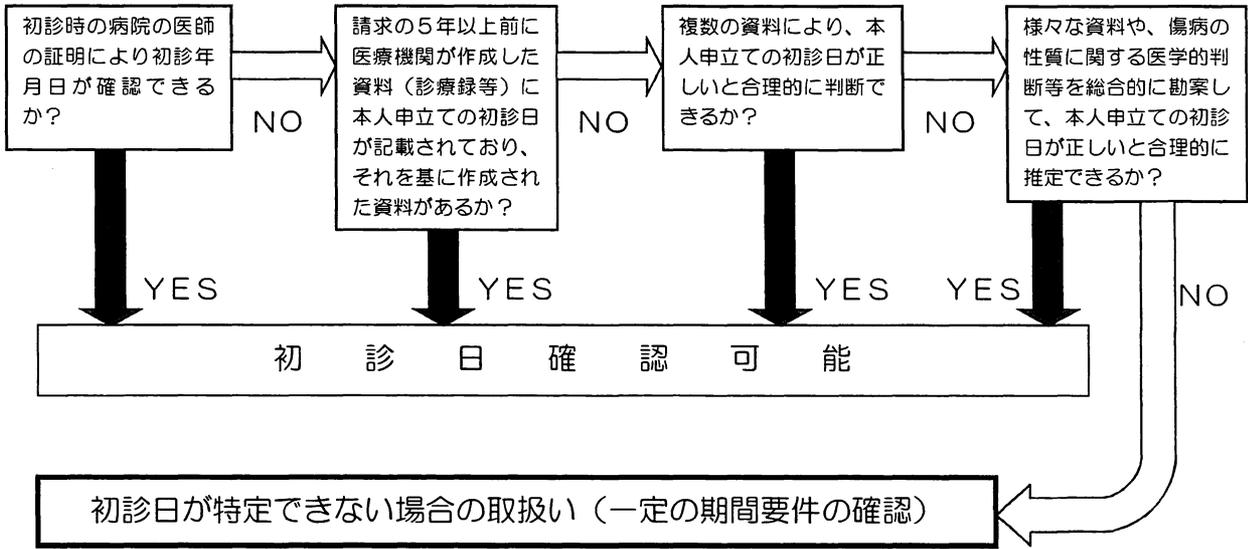
ワンポイント!

- 「当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしている場合」とは、初診日がある一定の期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしていることを確認する必要があります。なお、3分の2要件だけでなく、直近1年要件や旧法障害厚生年金の納付要件（厚生年金保険の加入期間が6月以上であること等）など、該当する時期に応じた納付要件を満たしていることを確認する必要があります。
- 初診日があると確認された一定の期間に、昭和61年3月以前に被用者年金の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間や、海外在住期間などの国民年金未加入期間が含まれる場合は、請求者が申し立てた初診日を認めることはできません。

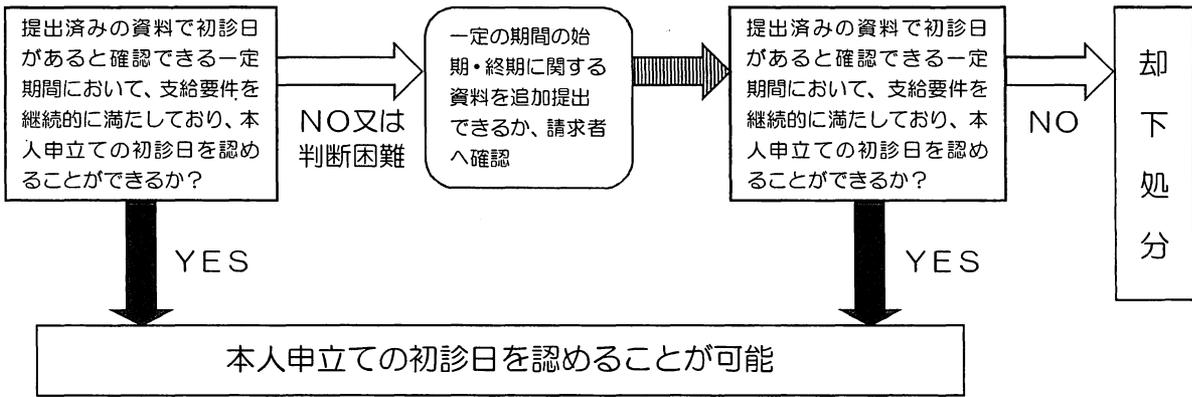
○ 日付が特定できない初診日の取扱い

資料により初診日のある年月までは特定できるが、日付が特定できない場合は、当該月の末日を初診日とします。（当該月に異なる制度に加入していた場合を除く）

初診日証明の審査フロー



一定の期間要件の確認フロー



2 受診状況等証明書の特検

年金等の請求用

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにする必要があります。そのために使用する証明書です。

受診状況等証明書

① 氏 名 _____

② 傷 病 名 _____

③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 _____

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....

.....

.....

※診療録に前医受診の記載がある場合 1 初診時の診療録より記載したものです。
 右の該当する番号に○印をつけてください 2 昭和・平成 年 月 日の診療録より記載したものです。

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑧ 終診時の転帰 (治癒・転医・中止)

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....

.....

.....

⑩ 次の該当する番号 (1 ~ 4) に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

- 上記の記載は
- 1 診療録より記載したものです。
 - 2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。
 - 3 その他 () より記載したものです。
 - 4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 年 月 日

医療機関名

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

留意事項

- 氏名、傷病名、発病年月日及び傷病の原因又は誘因
 - ・ 氏名、傷病名、発病年月日、傷病の原因又は誘因が記入されていること。
 - ・ 複数の傷病が記入されている場合は、それぞれの傷病の発病日、初診日が分かるように記入されていること。
 - ・ 発病年月日、傷病の原因又は誘因が特定できない場合は、「不詳」や「不明」と記入されていること。

- 発病から初診までの経過
 - ・ この欄に他の医療機関を受診したことが記入されている場合又は「前医からの紹介状」が「有」とされている場合は、初診日が遡ることがあるので、しっかり確認すること。初診日が遡ると、病歴・就労状況等申立書を再確認する必要があること。（例えば、「紹介され当院受診」や「精査目的で当院受診」など）
 - ・ 前医受診（本人申立ての初診日）の記載がある場合は、いつの診療録から記載したものであるか確認すること。

- 初診年月日、終診年月日及び終診時の転帰
 - ・ 病歴・就労状況等申立書に記入されている初診日と終診日が、受診状況等証明書の初診日と終診日と一致していること。

- 初診より終診までの治療内容及び経過の概要
 - ・ 治療内容（薬の処方状況、検査結果等）が記入されていること。

- 記載根拠
 - ・ 記載根拠のいずれかに○が付されていることを確認し、記載根拠の複数に○が付されている場合は、どの部分がどの根拠に基づいて記入されたものであるかが分かるようになっていること。
(4)に○が付されている場合は、次に受診した医療機関の受診状況等証明書が添付されていること。

- 証明欄
 - ・ 証明書を作成した医療機関や医師の氏名が記入されていること。また、医師の印鑑が押印されていること。

3 受診状況等証明書が添付できない申立書の点検

年金等の請求用

受診状況等証明書が添付できない申立書

傷 病 名 _____

医 療 機 関 名 _____

医療機関の所在地 _____

受 診 期 間 昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認しましたか。
次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<確認年月日>に確認した日付を記入してください。
その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法も記入してください。

<添付できない理由>	<確認年月日> 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> カルテ等の診療録が残っていないため	
<input type="checkbox"/> 廃業しているため	
<input type="checkbox"/> その他 _____	
<確認方法> <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。
お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーを添付してください。
お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳 | <input type="checkbox"/> お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券
(可能な限り診察日や診療科が分かるもの) |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の申請時の診断書 | <input type="checkbox"/> 小学校・中学校等の健康診断の記録や
成績通知表 |
| <input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険・
労災保険の給付申請時の診断書 | <input type="checkbox"/> 盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書 |
| <input type="checkbox"/> 事業所等の健康診断の記録 | <input type="checkbox"/> 第三者証明 |
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 | <input type="checkbox"/> その他 (_____) |
| <input type="checkbox"/> 健康保険の給付記録(レセプトも含む) | <input type="checkbox"/> 添付できる参考資料は何もない |

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 年 月 日

請 求 者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
※本人自らが署名する場合
押印は不要です。

代筆者氏名 _____ 請求者との続柄 _____

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

留意事項

- 傷病名
 - ・ その医療機関で診断された傷病名が記入されていること。

- 医療機関名、医療機関の所在地、受診期間
 - ・ 医療機関名、医療機関の所在地、受診期間が記入されていること。記憶が曖昧な場合は、「〇〇市△△町の病院」や「〇〇市内の診療所」と可能な範囲で記入されていること。受診期間についても「昭和〇〇年△月頃」や「平成〇年春頃」と可能な限り記入されていること。

- 添付できない理由、確認年月日、確認方法
 - ・ 「添付できない理由」は、いずれかの口にチェック（✓）がされていること。なお、「その他」に✓がされている場合は、その理由が適正なものであること。終診から5年を経過していない場合は、医療機関に受診状況等証明書が作成できないか確認すること。
 - ・ 「確認年月日」は、請求者（代理人）が医療機関に確認した日が記入されていること。
 - ・ 「確認方法」の、いずれかに✓がされていること。なお、「その他」に✓がされている場合は、具体的な確認方法が記入されていること。

- 受診状況などが確認できる参考資料
 - ・ 請求者が持っている参考資料の口に✓がされていること。添付できる参考資料がない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の口に✓がされていること。

- 申立日
 - ・ 申し立てた日、住所、氏名が記入されていること。
 - ・ 代筆者が記入している場合は、「代筆者氏名」と「請求者との続柄」が記入されていること。「請求者との続柄」は、請求する方からみた続柄が記入されていること。

障害年金の初診日の認定に関する事例集

平成 27 年 9 月

日本年金機構

給付企画部

1. 初診日について

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日とします。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
 - (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
 - (3) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
 - (4) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
 - (5) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
 - (6) 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
 - (7) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
 - (8) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日
 - (9) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- (注) 過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみます。

2. 初診日の認定に用いた資料の事例について

障害年金は、初診日において被保険者であること、また、保険料納付要件を満たしている必要があることから、初診日の判断を適正に行う必要があります。このため、障害年金を請求するに当たっては、初診日を明らかにすることができる書類として、原則として、医療機関による証明（以下「医証」という。）を求めることになります。

しかしながら、初診日から長期間を経て請求する際などには、カルテの保存期間（5年間）の経過や医療機関の廃院等により、初めて受診した医療機関の医証が得られないことがあります。

このような場合には、申請者の状況に応じ、幅広い資料を参照しながら、客観的に初診日を判断することになります。

具体的には以下の資料を参照します。なお、資料の解説でお示ししている事例は、過去、初診日の認定に用いた資料の事例をもとに、新基準にあわせた内容としています。

	資料	資料の解説
1	2番目以降に診療を受けた医療機関の医証	4ページ
2	紹介状（診療情報提供書）	7ページ
3	身体障害者手帳等の申請時の診断書	8ページ
4	身体障害者手帳等	9ページ
5	医療機関の受付簿等	10ページ
6	医療機関発行の診察券	11ページ
7	20歳前の受診が確認できる場合	14ページ
8	その他	16ページ

3. 新基準による初診日の認定に用いる資料等の事例について

新基準により初診日を認定する際は、第三者証明や診察券など本人申立て初診日について参考となる資料を確認して初診日を認定します。

また、初診日が特定できなくとも病歴や就労状況、第三者証明等、医学的な見地から一定の期間内に傷病の初診日があることを推定するとともに、保険料納付要件などを考慮し、本人申立て日を初診日として認定できるか判断することになります。

具体的には以下の場合を想定します。事項の解説でお示ししている事例は、新基準で示された新たな取扱いの審査のポイントを想定した内容としています。

	事項	事項の解説
1	第三者証明書（20歳以降に初診日がある場合）	19 ページ
2	第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）	22 ページ
3	一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合	25 ページ
4	一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合	29 ページ

4. 資料の種類及び考慮すべき事項の解説とその例示

資料の種類-1	2番目以降に診療を受けた医療機関の医証
---------	---------------------

(1) 資料解説

医証とは、診断書や受診状況等証明書など、医療機関の証明がある書類のことで、日本年金機構が定める様式以外の診断書も医証に含まれます。

請求傷病の初診日の判定には、原則、初診時に受診した医療機関による初診日が明記された医証が必要ですが、法律で定める診療録の保存期間は5年であるため、5年以上前に受診した医療機関の医証は取得できない場合があります。また、医療機関の廃院等によっても医証が取得できない場合があります。

このため、2番目以降に受診した医療機関の医証に、初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前である場合、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前でないが相当程度前である場合は、請求者の申立て以外の記録を根拠とした参考資料との組み合わせ初診日が合理的に推定できる場合は、初診日を認めることができます。
- ・ 医証には、傷病の発病やその医療機関以前の受診（初診）についての日付や時期に関する事項が、当時のカルテ等に基づいて記載されています。医証の記載から確認できる初診に関する情報（日付、時期、診療内容や検査数値等）が、医学的に妥当であるかどうか確認してください。

(3) 注意事項

- ・ 初診日について年月まで特定できるが、日が不明である場合は、当該月の月末を初診日とします。ただし、当該月内に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入している場合については、当該月の月末を初診日とはしません。
- ・ 医証に「〇年ごろ」のように年までしか記載されていない場合、当該医証のみで請求者申立ての初診日を認めることはできません。ただし、「〇年の春頃」のように季節まで記載されている場合は、以下の日付を初診日として認めることができます。
 - ・ 冬：2月末日
 - ・ 春：5月末日
 - ・ 夏：8月末日
 - ・ 秋：11月末日

事例 1	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 10 月 請求傷病：慢性関節リウマチ 申立て初診日：平成 7 年 5 月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 14 年 5 月 15 日初診の A 医療機関の受診状況等証明書に「H 7 年 5 月より他院へ通院」との記載があり、平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 7 年 5 月頃）を認め、月末の平成 7 年 5 月 31 日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>医証から初診が年月まで特定できた事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「H7 年 5 月より他院へ通院」との記載は、下記①、②により平成 7 年 5 月に受診（初診）があったと判断しています。 <ul style="list-style-type: none"> ① A 医療機関の初診日（平成 14 年 5 月 15 日）に本人が申立てしたものである ② 記載根拠（診療録等）が障害年金の請求日の 5 年以上前である ・平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者期間であるため、当該月の月末を初診日と認定しています。
---------	--

事例 2	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 11 月 請求傷病：統合失調症 申立て初診日：平成 2 年 11 月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 4 年 10 月初診の B 医療機関（受診期間：平成 4 年 10 月～平成 23 年 5 月）の受診状況等証明書に、「非定型精神病の疑い。平成 2 年 5 月頃から被害妄想や周囲への過敏性を認めた。当時は自然軽快したが、同年 11 月より同様の症状認め、近医（A クリニック）で抗精神病薬開始となった」との記載があり、平成 2 年 11 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 2 年 11 月頃）を認め、月末の平成 2 年 11 年 30 日を初診日とした。</p> <p>(ポイント)</p> <p>相当因果関係を認めて初診日を判断した事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B 医療機関に受診した期間は請求日より 5 年以上前であり、提出された受診状況等証明書は「初診時の診療録」より作成されたものであるため、請求日より 5 年以上前に作成された資料（診療録）に基づき作成されたものであることが確認できます。 ・ 請求傷病「統合失調症」と「非定型精神病疑い」の相当因果関係を認めただうえで、A クリニックの受診を初診としています。
---------	--

（１）資料解説

転居により今まで受診していた医療機関を変更する場合や、別の医療機関においてより高度な医療を受ける場合などの際は、受診していた医療機関から紹介状や診療情報提供書が発行されます。

この場合、次に受診した医療機関に、前医からの紹介状や診療情報提供書が保管されている場合があります。

（２）初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

（３）注意事項

- ・紹介状（診療情報提供書）を作成した医療機関よりも前に別の医療機関で受診していたことが記載されている場合は、「２番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。
- ・どの医療機関がいつ記載したのかについて、明確に確認する必要があります。

(1) 資料解説

身体障害者手帳等の交付を受けている場合、診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課・高齢障害福祉課など）にて「身体障害者手帳等の申請時の診断書」の写しの交付を受けることができます場合があります。

診断書に初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

(2) 初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

(3) 注意事項

- ・身体障害者手帳等の申請時の診断書を作成した医療機関以前に受診していたことが記載されている場合は、「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。

資料の種類 4**身体障害者手帳等****(1) 資料解説**

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。

(2) 初診日を認めるポイント

交付年月日より前の日付が確認できる診察券や医療機関の受付簿等とセットで初診日を認定するなど、他の資料との組み合わせで初診を認定することができます。

(3) 注意事項

- ・ 取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・ 20歳前に身体障害者手帳等が交付されている場合は、「20歳前の受診が確認できる場合」により初診日を判断します。

事例 1	大腿骨骨折による左下肢機能全廃の身体障害者手帳（交付日：平成4年11月24日）と、傷病名の記載がない整形外科の診察券（初診日：平成4年7月10日）の組み合わせにより、平成4年7月10日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	脳出血後遺症による右上肢・下肢機能障害の身体障害者手帳（交付日：平成18年8月9日）と、入院記録より記載された受診状況等証明書（入院期間：平成18年3月31日～5月15日 傷病名、診療担当科不明）、救急搬送により即日入院したとの本人の申立ての組み合わせにより、平成18年3月31日を初診日として認定した。
---------	--

(1) 資料解説

カルテ等の証明書類が不存在により治療内容及び経過が不明であっても、医療機関の受付簿等の証拠書類により初診日を確認する手がかりとなります。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・医療機関の証明する初診年月日が受診受付簿等医療機関の記録に基づいての記載であるか確認してください。
- ・請求傷病と関係のある診療科の記載があるか確認してください。
- ・身体障害者手帳等の交付日とセットで初診日を認定するなど、原則（受診していたと推測できる場合）他の資料との組み合わせで初診日を認定することができます。

(3) 注意事項

- ・請求傷病と関係のある診療科の受診を確認できない場合は初診日を確認できる資料とはできません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

事例 1	平成 27 年 12 月統合失調症にて請求。受診状況等証明書が添付されているが、治療内容及び経過の概要については不明。医療機関が管理する新患名簿の写しより傷病名「S z（精神分裂症）」、初診年月日は昭和 57 年 7 月 3 日と記載があり、昭和 57 年 7 月 3 日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	平成 27 年 11 月統合失調症にて請求。初診医療機関の医証はないが、初診医療機関の確認印がある受診受付簿の写しに、初診（平成 16 年 11 月 9 日）の記載あり。受診受付簿の写しにおいて、「傷病名は不明」と記載されているが、受診医療機関が精神単科であること、初診日が診断書の初診日と一致することから、平成 16 年 11 月 9 日を初診日とした。 (ポイント) 受診医療機関が精神単科であることから請求傷病と同一であるとして初診日を認定しています。受付簿等の写しは医療機関の確認印があることが望ましいです。
---------	--

(1) 資料解説

診療録が残っていないことや医療機関の廃院により受診状況等証明書が添付できず、診断書の写し等も添付できない場合については、初診日や診療日（場合によっては担当医）の記載がある受診当時の診察券を参考資料の一つとします。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・診療科と初診年月が確認できる必要があります。医学的見地から請求傷病により受診した可能性が高いと考えられる場合は参考となる他の資料がなくとも認定して差し支えありません。

（例：請求傷病が統合失調症で、診察券が精神科のものである場合）

- ・内科や耳鼻科などの傷病名を特定しにくい診察券であっても、参考となる他の資料とあわせて初診日を認定してください。本人申立て初診日について医学的見地から妥当な時期であると認定医が判断した場合、初診日を認定する資料として差し支えありません。

(3) 注意事項

- ・診療科が数多くある総合病院や大学病院等の診察券の場合は、受診している科の名前がきちんと記載してあるか確認してください。
- ・診療科や初診年月が不明であったり、請求傷病と関係のない診療科であったりする場合は、初診を確認するための資料とはなりません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の診断書の写しなどから初診が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

診察券の例

診察券

〇〇 〇〇〇 殿 〇才

初診日 H18年 10月 29日

①	②	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

ご来院の際は本券を受付にご提出下さい。
月が変わるたび受付に保険証を提示して検印を受けてください。

こころのクリニック

事例 1	通院していた病院が廃院のため、受診状況等証明書が添付できず、参考資料として診察券を添付した事例。審査の結果、平成18年10月29日を初診日として統合失調症で2級と認定された。この診察券は精神科のみの病院が発行したため、受診した科が明らかなケースとなる。
---------	--

診察券の例

診 察 券	
カルテ番号 1234	T. S. H 〇年 〇月 〇日
〇〇 〇〇〇 殿	
初 診 平成 7年 4月 25日	
〇 〇 耳 鼻 咽 喉 科	

事 例 2	カルテ等の診療録が残っていないため、診察券の初診日と記載されている平成7年4月25日を初診日とし、両側感音性難聴で2級と認定された。この診察券には耳鼻咽喉科に受診したことが確認でき、請求傷病にて受診したと推認できることから証明書類の一つとして扱った。
-------------	---

(1) 考え方の解説

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料より明らかである場合は、本人の申立てにより初診日を推認します。

(2) 初診日を認めるポイント

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料（身体障害者手帳等の交付日等）により明らかである場合、初診日の判断にあたり年金請求書及び病歴・就労状況等申立書等に記載してある本人の申立てた初診日を確認し、他の書類と比較して不整合が無い場合は、その日を初診日と判断し、20歳前障害基礎年金を裁定してください。

(3) 注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは整備してください。
- ・20歳より前に受診していることが明らかであるかどうかの判断は、認定医の医学的判断が必須です。

事例 1	<p>平成 27 年 12 月（29 歳時）に「てんかん精神病」で請求。本人が申立てた初診日（平成 8 年 12 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかった。しかし、3 番目に受診した医療機関に係る「受診状況等証明書」から、平成 12 年 7 月 9 日（14 歳時）に受診していることが確認できたことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>本人申立て初診日が「平成 8 年 12 月頃」のため、認定する初診日は月末の平成 8 年 12 月 31 日となります。</p>
---------	---

事例 2	<p>平成 27 年 12 月（37 歳時）に「両側感音性難聴」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 56 年 3 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかったが、「身体障害者手帳（写）（傷病名：感音性難聴 2 級）」が 6 歳時に交付されており、少なくとも 20 歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>身体障害者手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できます。この場合、身体障害者手帳に記載されている傷病名等を確認し、同一傷病であることを確認してください。同一傷病であることが確認できない場合は、申請時の診断書（写）等を確認し、身体障害者手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	--

事例 3	<p>平成 27 年 10 月（21 歳時）に「広汎性発達障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 17 年 10 月 23 日）は、受診していた医療機関が廃院していることから医療機関の証明は提出できなかった。しかし、「精神保健福祉手帳申請時の診断書（写）」より、少なくとも 20 歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>精神保健福祉手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できますが、請求傷病と相当因果関係がある傷病により精神保健福祉手帳が交付されているかを確認するために、申請時の診断書（写）等を確認し、精神保健福祉手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	--

(1) 資料解説

診療録等の証明書類が残っていない場合、請求傷病と関連のある傷病の記載がある資料があれば参考資料の一つとして取扱うかどうか確認します。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・ 初診日が特定できる場合、参考となる他の資料がなくとも初診日を確認するための参考資料となる場合があります。
- ・ 身体障害者手帳等の交付日等、参考となる他の資料とあわせて初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

(3) 注意事項

- ・ 取得可能な医証から初診日が確認できない場合のみ、審査の参考資料としてください。

資料の例

①臨床調査個人票

→ 難病医療費助成制度を都道府県へ申請する際に添付する診断書です。発病日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

②生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書

→ 保険金等を請求する際に添付する診断書です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

③救急傷病者搬送証明書

→ 消防署等で交付される、救急車で搬送されたことの証明です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

④交通事故証明書

→ 自動車安全運転センター事務所等で交付される交通事故が発生したことの証明です。障害の原因が交通事故である場合、交通事故証明書により事故発生年月日を確認できるため初診日を確認するための参考資料となります。ただし、警察への届出のない事故については、交通事故証明書は発行されません。

⑤交通事故等が掲載されている新聞記事

→ 新聞記事の事故発生日や事故の当事者等の記載内容から、交通事故証明書が取得できない場合であっても、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑥入院治療計画書（クリニカルパス）

→ 医療機関が入院治療を行うにあたり、症状、傷病名及び治療計画等を事前に患者やその家族に示す計画書です。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑦退院時要約（サマリー）

→ 医療機関が、患者が退院する際に作成するものです。入院から退院までの経過・治療内容を要約したもので、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑧手術承諾書

→ 医師が傷病名、手術等実施内容及びその必要性等を説明したうえで、手術等を実施することに対する同意書類で、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑨お薬手帳

→ 処方薬名、処方年月日、処方箋を発行した医療機関名が記載されています。処方された薬の詳細が記載されていることから、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑩糖尿病手帳

→ 医療機関において配付しており、受診状況、検査結果、治療内容及び療養の指導等の内容を確認することができます。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑪母子手帳

→ 妊娠からの経過を記載することとなっており、血圧や浮腫、尿蛋白の測定結果等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑫医療機関発行の領収書

→ 診療科名、診療内訳及び受診日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑬レセプト（診療報酬明細書）

→ 保険医療機関や保険薬局が保険者に請求する医療費の明細書で、傷病名等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑭生活保護台帳

→ 市町村において作成するもので、障害者手帳の交付年月日等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑮小学校・中学校等の健康診断の記録や成績通知表

→ 小・中学校等の健康診断の記録や成績通知表の担任教師により、先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑯盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書

→ 先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

※ 保存期間などの理由により、入手ができない場合があります。

※ 医療機関など資料の作成元により記載されている内容が異なります。

※ 発行手数料など本人負担が生じる場合があります。

（1）資料解説

- ・「第三者」とは、請求者の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

（2）初診日を認めるポイント

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）があります。聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いていたことが必要となります。
- ・第三者が初診日頃の受診状況を直接把握できる立場の医療従事者であった場合は、当該第三者証明のみで初診日を認めることができます。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

<第三者証明の確認ポイント>

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃の症状の経過、日常生活や就労への支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

（3）注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者の証明書（20歳以降の初診日の障害に係るもの）は、当該資料単独では初診日の認定は行わず、健診結果など参考となる他の資料とあわせて、初診日が妥当であるか判断してください。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 28 年 5 月（31 歳時）に「双極性障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 20 年 8 月頃）は、当時の医療機関が廃院となっており、医療機関の証明は提出できなかった。このため、請求者は、近隣住民と友人の「第三者証明」及び当時受診していた精神科クリニックの「診察券（写）」に記載された発行年月日（平成 20 年 8 月 3 日）を提出したことから、本人が申し立てている平成 20 年 8 月頃を認め、平成 20 年 8 月 3 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診時期については「年」及び季節「夏頃」と確認することができた。加えて、診療科が確認できる「診察券（写）」より「平成 20 年 8 月 3 日」に受診を開始していることが確認できることから、これを勘案して初診日を「平成 20 年 8 月 3 日」と判断した。</p> <p>① 受診時期 ：平成 20 年 8 月頃</p> <p>② 聴き取り時期：診察当時</p> <p>③ 傷病の概要 ：大学卒業後に就職したが、入社後数か月で体調を崩し、退職したのち退職した。</p>
---------	---

<近隣住民の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年夏頃

（当時の状況）

請求者は、自分の子供と同級生であったため、小さい頃から見知っている。大学卒業後の平成 20 年に就職したと聞いたが、その年の夏頃に顔を合わせた際、憔悴した様子であった。請求者の母親に聞いたところ、仕事や人間関係で悩んでおり、精神科の病院に通っており、医師の指示で休むようになったとのことであった。

<友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年 8 月頃

（受診医療機関）〇〇メンタルクリニック

（当時の状況）

私は〇〇メンタルクリニックに受診しており、請求者とは待合室で何度か顔を合わせるうちに話をするようになった。請求者からは、当時、就職したものの会社の雰囲気についていけず、体調を崩し、平成 20 年 8 月から通院するようになったと聞いた。また、その後、その会社は退職したと聞いた。

事例1の診察券

診 察 券

氏 名 ○○ ○○ 殿

生年月日 年 月 日

カルテ番号 123456

平成 20 年 8 月 3 日 発行

○○メンタルクリニック

事例2	<p>平成 27 年 11 月（35 歳時）に「統合失調症」で請求。本人が申立てた初診日（平成 18 年 8 月 3 日）は、医療機関が廃院しているため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時の診察していた医師の「第三者証明」により本人が申し立てている初診日が明らかであることから単数の第三者証明で「平成 18 年 8 月 3 日」を初診日として認定した。</p>
	<p>（ポイント） 初診日時点で診察していた医師による証明であり、次の①～③の内容について詳細な記述があり、病歴や治療経過と整合性があると判断されたため、単数の第三者証明で初診日を認定しました。</p> <p>① 受診時期 : 平成 18 年 8 月 3 日 ② 直接的に見て : 初診日当時 認識した時期 ③ 傷病の概要 : 統合失調症と診断し、外来治療を行う。その後、症状が増悪したことから他院を紹介する。</p>

<初診日時点で診察していた医師の第三者証明の内容>
(初診日と思われる年月日) 平成 18 年 8 月 3 日
(初診医療機関名) ○○メンタルクリニック
(当時の状況)
○○メンタルクリニックにおいて、平成 18 年 8 月 3 日初診の○○さんを診察し、統合失調症と診断しました。その後、外来治療を行いました。症状が増悪したため、平成 18 年 10 月 10 日に入院目的で▲▲病院に紹介しました。(※初診時所見、外来の治療内容等について詳細な記述あり。)

考慮事項 2**第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）****（1）資料解説**

- ・「第三者」とは、本人の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

（2）初診日を認めるポイント

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・初診日を証明する書類が第三者証明のみであっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）がありますが、聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いたことが必要となります。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

<第三者証明の確認ポイント>

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期又は20歳前の受診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃又は20歳前の症状の経過、日常生活の支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

（3）注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 27 年 11 月（54 歳時）に「関節リウマチ」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 52 年 7 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時通学していた高校の担任及び同級生の「第三者証明」に記載された傷病の発生日等から、本人が申立てている昭和 52 年 7 月頃を認め、昭和 52 年 7 月 31 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診した「年」と季節は確認することができた。また、友人の申立てた「第三者証明」に「昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。」との記載があることを勘案して、初診日を「昭和 52 年 7 月頃」と判断した。</p> <p>① 受診時期 ：昭和 52 年頃</p> <p>② 聴き取り時期：診察当時</p> <p>③ 傷病の概要 ：左膝関節硬直により、体育の授業は見学しており、そのための診断書を高校に提出している。</p>
---------	---

<当時の担任の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 52 年頃

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

昭和 52 年 4 月より、◎◎高等学校で□□さんの学級担任をしておりました。当時、〇〇病院への通院による遅刻・早退がありました。また、体育の授業では診断書（病名：左膝関節硬直）を提出して見学していました。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 52 年夏頃

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに、〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。膝に負担がかからない様、包帯を巻いて固定されていました。また、バス通学の乗り降りは不自由そうでした。その後も体育の授業はいつも見学していました。

事例 2	<p>平成 27 年 11 月（59 歳時）に「症候性てんかん」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 50 年 10 月 20 日）は診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかったが、当時のアルバイト先の雇主及び友人の「第三者証明」により本人が申立てている初診日が妥当であると判断し、昭和 50 年 10 月 20 日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認し、病歴や治療経過を確認の上、申立の整合性が妥当であるかを確認した。</p> <p>① 受診時期 : バイク事故日</p> <p>② 聴き取り時期 : 事故当時</p> <p>③ 傷病の概要 : 事故後、1 年程度入院し、その後てんかん発作を起こしている。</p>
---------	--

<当時の雇主の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

19 歳時、バイク事故を起こした当時は、アルバイトの雇用主であった。事故後、〇〇病院に 12 カ月入院し、その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。通院期間中も、仕事に度々てんかん発作を引き起こし、病院にかつぎこまれることがあった。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

バイク事故を起こした後、〇〇病院に 1 年程入院していた。その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。その当時、一緒にいる時にてんかん発作を引き起こして病院に運ばれることがありました。

考慮事項 3

一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合

(1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで同一の公的年金制度加入期間となっており、かつ、いずれの時点においても保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人の申立て初診日を認定することができます。

(2) 初診日を認めるポイント

初診日に関する参考資料や診断書より確認できる現在の症状等より、請求傷病の初診日が一定の期間内にあると認定を確認できた場合、当該期間のどの時点でみても、同一の公的年金制度（国民年金のみなど）の加入期間であって、かつ保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間内の本人の申立ての初診日を初診日として認定してください。

(3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②事後重傷請求であっても、初診日確認のため、過去の症状の経過を確認する必要があると判断された場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ③未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 45歳(男性)
 請求傷病 : 網膜色素変性症
 一定の期間 : 国民年金の加入日(20歳)から医証確認の受診日まで
 国民年金納付状況 : 全期間納付
 厚生年金加入 : なし
 本人申立初診日 : 30歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)
 一番古い資料 : 40歳時の8月30日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書
 認定初診日 : 30歳の12月31日

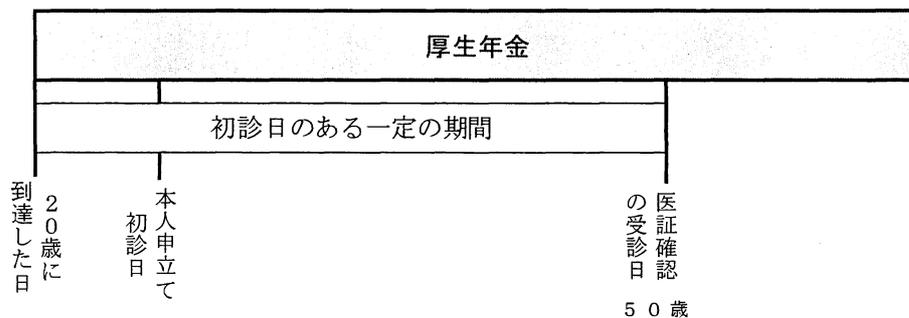
The diagram illustrates the timeline of events related to the pension claim. A horizontal bar at the top is labeled '国民年金' (National Pension) and starts at a vertical line labeled '国民年金加入 (20歳)' (National Pension enrollment at 20 years old). Below this, a shorter bar is labeled '初診日のある一定の期間' (A certain period starting from the date of the first visit). This bar starts at a vertical line labeled '30歳頃 (本人申立て初診日)' (Age 30, date of first visit by applicant) and ends at another vertical line labeled '40歳の医証確認の受診日' (Date of medical certificate confirmation at age 40).

事例
1

判定)
 本人申立てによれば、20歳で旅館に就職した後、ずっと送迎バスの運転手をしてきた。30歳頃、バス運転中夜間に物が見えにくいことに気が付き、眼科を受診したものの治療方法が具体的になかったため放置していた。40歳時に運転困難のため送迎バスの担当から外れたとのこと。
 職種が運転手であったことから就業前の初診は考えにくいため、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(国民年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)
 請求傷病 : 両変形性股関節症
 一定の期間 : 20歳到達日から医証確認の受診日まで
 国民年金納付状況 : 全期間厚生年金加入
 厚生年金加入 : 20歳から現在まで
 本人申立初診日 : 25歳の10月頃(日が不明のため、31日とみなす)
 一番古い資料 : 50歳時の7月20日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書
 認定初診日 : 25歳の10月31日

事例
2



判定)

本人申立てによれば、25歳時に第2子を妊娠中に転倒し、股関節痛が残ったため産婦人科に相談したが、出産後しばらくして痛みは治まったため、以後50歳まで未受診とのこと。

先天性股関節疾患用の調査票でも20歳までの受診をうかがわせる記述はないことから、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(厚生年金の加入日)と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては、厚生年金のみの加入であり、厚生年金加入時から医証で確認できる受診日までのどの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 30歳 (男性)
 請求傷病 : てんかん
 一定の期間 : 平成15年3月15日から平成17年3月5日
 国民年金納付状況 : 未納あり
 厚生年金加入 : 履歴なし
 本人申立初診日 : 平成15年3月15日
 一番古い資料 : 平成17年3月5日に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 本人申立て初診日 (平成15年3月15日)

国民年金	厚生年金	国民年金
初診日のある一定の期間		
初診日 本人申立 (H15. 3. 15)		の医 受証 診確 日認 (H17. 3. 5)

事例 3

1番目の医療機関における受診状況等証明書がないものの、2番目の医療機関（平成17年3月5日受診）における受診状況等証明書には、1番目の医療機関における受診に関する記載（平成15年3月に発作後受診）があったことから、初診日がある一定の期間の始期については平成15年3月と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日（平成15年3月15日）を妥当と認めた。

考慮事項4

一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合

(1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで異なる公的年金制度に加入（国民年金、厚生年金又は20歳前の期間など）となっており、かつ、保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料（第三者証明など）とあわせて初診日を認定することができます。

(2) 初診日を認めるポイント

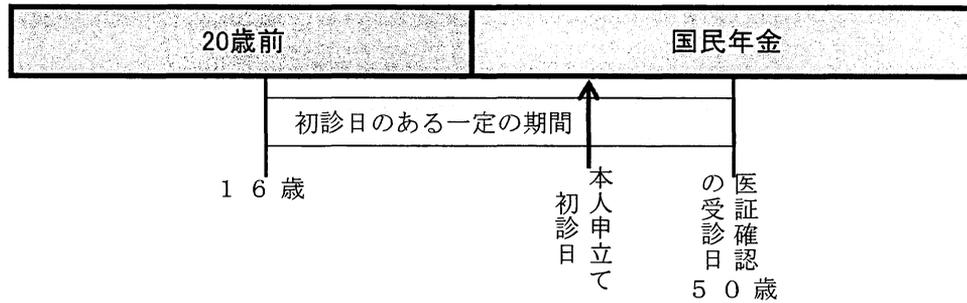
一定の期間内に国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の期間が混在する場合、本人申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日と認定してください。ただし、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間、20歳前の期間、又は60歳から65歳の待機期間である場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、本人申立ての初診日を初診日として認定してください。

(3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②参考となる他の資料により、初診日が具体的に特定できない場合であっても、少なくとも、初診日がどの公的年金制度に加入しているか特定できる内容であることが必要です。
- ③事後重症請求であっても、初診日判定のため、症状の経過を確認する必要がある場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ④未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)
 請求傷病 : 統合失調症
 一定の期間 : 10代後半から20代
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり
 厚生年金加入 : なし(国民年金のみ)
 本人申立初診日 : 22歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)
 一番古い資料 : 50歳時の6月10日に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 22歳の12月31日

事例
1

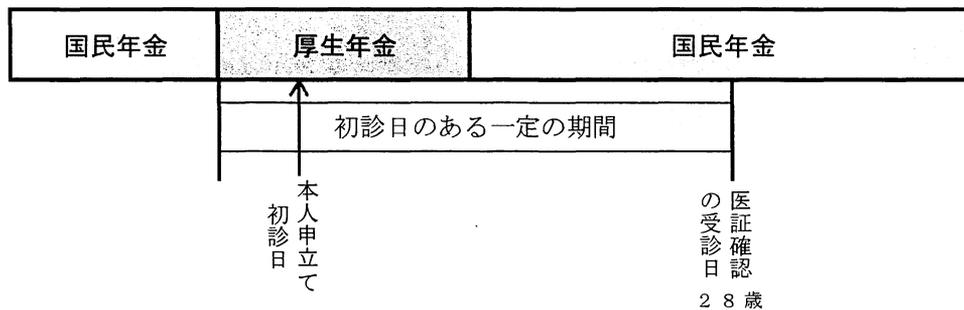


判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、統合失調症の発症は10代後半から20代にピークがあり、男性よりも女性のほうが発症の年齢がやや遅めであり、進学・就職・独立・結婚など、人生の進路における変化が発症のきっかけとなりやすい」との回答があったことから、初診日がある一定の期間の始期については16歳と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては、国民年金の加入期間又は20歳前の期間であつて、どの時点においても保険料納付要件を満たしており、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間中であることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)
 請求傷病 : 統合失調症
 一定の期間 : 厚生年金加入時(21歳)から28歳
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり
 厚生年金加入 : 履歴あり
 本人申立初診日 : 22歳の秋頃
 一番古い資料 : 28歳時に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 22歳の11月30日

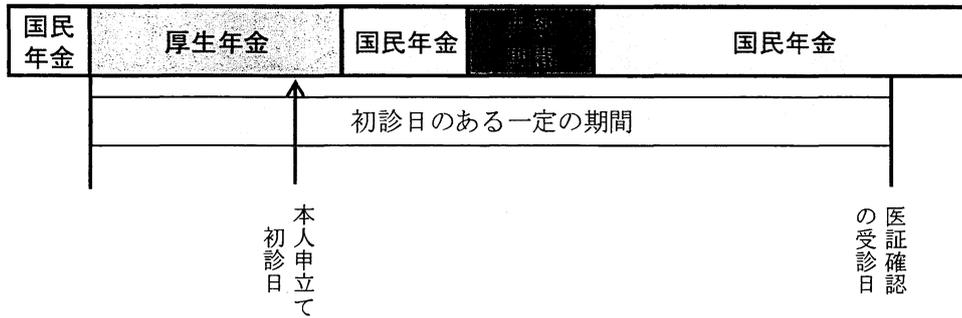
事例
2



判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、就労時の人間関係のトラブルによる発症が妥当と考えられる」との回答があることから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから友人や隣人による「第三者証明」を確認し、22歳頃の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 39歳(男性)
 請求傷病 : 網膜色素変性症
 一定の期間 : 平成3年4月(厚生年金加入時)から平成19年6月3日
 国民年金納付状況 : 未納あり
 厚生年金加入 : 履歴あり(平成3年4月~平成7年3月)
 本人申立初診日 : 平成6年12月頃
 一番古い資料 : 平成19年6月3日に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 本人申立て初診日(平成6年12月31日)



事例
3

本人申立ての初診日は、厚生年金保険加入中の平成6年であり、医証として確認できる最も古い受診日は、国民年金第3号被保険者期間中の平成19年6月3日であった。職種が工場での検品作業であったことから、傷病の内容より就業前の初診は考えにくいとの認定医の判断もあったことから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。

本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから、友人や当時の同僚による「第三者証明」を確認し、平成6年頃の就業中の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

初診日を明らかにすることができる書類を
添えることができない場合の取扱いQ & A

平成 27 年 9 月

日本年金機構給付企画部

目次

初診日に関する新たな取扱いについて	1
第三者証明について	1
初診日があると推認される一定の期間について	4
請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて	7
診察券等における初診日確認の取り扱いについて	8
健診日の取扱いについて	8
日付が特定されない初診日の取扱いについて	9
その他の取扱いについて	10

<初診日に関する新たな取扱いについて>

Q 1 初診日証明に関する新たな取扱いをはじめの目的は何か。

A

障害年金は、初診日において納付要件を満たしている必要があり、初診日がいつであったかの判断を適正に行う必要があります。一方、傷病の発生・受診から相当の期間を経て重症化する疾病により請求する事例が増え、初診日を特定できず障害年金を受けられない事案も生じ大きな課題となっています。

このため、初診日証明の考え方を改めて整理し、初診日を確認できないという理由で障害年金が不支給となる事案が少なくなるよう、初診日証明の取扱いが見直されることとなりました。

<第三者証明について>

Q 2 第三者証明を説明する際の留意点は何か。

A

初診日に受診した医療機関による初診日の証明が得られない場合において、初診日を合理的に推定するための参考資料としてご案内ください。

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明については、それ単独では初診日を認めることができないため、診察券など客観的な他の資料の提出を求めてください。なお、請求の5年以内に医療機関が作成した資料に請求者申立ての初診日が記載されている場合については、この資料と第三者証明との組み合わせにより初診日を認めることはできません。

Q 3 「請求時から概ね5年以内」とあるが、再請求等の場合はどのように取り扱うのか。

A

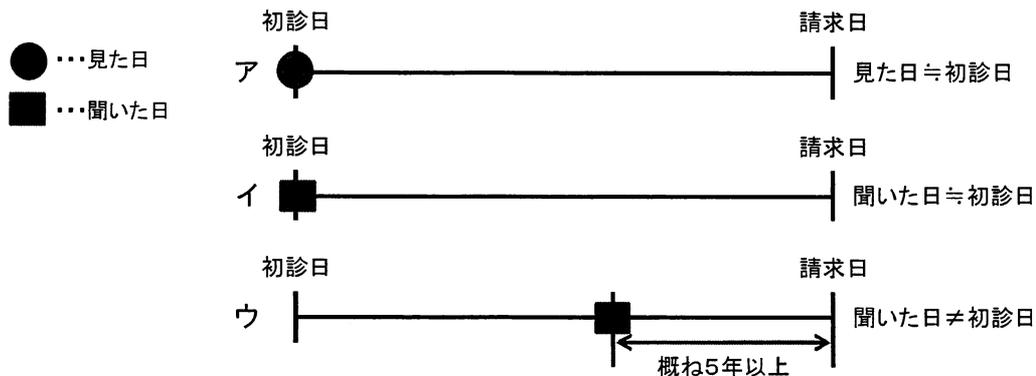
請求時とは最初に障害年金を請求した日（受付した日）を指します。なお、過去に当該傷病で請求して却下となったものや請求を取り下げたものが確認できた場合には、これらも含みます。

Q 4 新基準（通知）の第1の(1)②の第三者証明に該当する申立ての「ア」から「ウ」とは具体的にはどのようなものか。

A

以下の図の通りです。請求時から概ね5年以上前に請求者の受診状況を聞いている必要があるのは、「ウ」の事後的に聞いていた場合となります。

※このQ&Aにおいて「概ね5年以内（以上）」とは、この「ウ」のケースを指します。



Q 5 概ね5年以上前の「概ね」とはどこまで認められるのか。

A

厳密に請求日から5年以上前である必要はなく、1月程度短くても差し支えありません。

Q 6 請求者から受診状況等について聞いた日が請求時から概ね5年以上前であることとはどのように判断するのか。

A

第三者が請求者や請求者の家族等から受診状況等を聞いたときの状況を当時のエピソードの具体性等から判断します。なお、受診状況を聞いた内容が複数の時期にまたがる場合は、それぞれの聞いた時期が判るように記入していただいでください。

Q 7 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していない第三者証明は初診日を判断するための資料とできるのか。

A

第三者証明単独での証明力はありますが、他の参考資料とあわせて合理的に初診日が推定できる場合は参考資料として取り扱えます。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q 8 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していないことを理由に認められなかった第三者証明は、概ね5年以上経過してから再度請求した場合は有効な第三者証明として認められるのか。

A

一度、請求時から概ね5年以内に聞いたと判断されたものは、その後形式的に5年を経過していても有効な第三者証明としては認められません。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q9 医療従事者による第三者証明の取扱いにある「その他の医療従事者」とはどのような職種を指すのか。

A

薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士など医療機関において医学的な業務に従事する職員を指し、事務関係職員は除きます。

また、医師以外の医療従事者が作成した第三者証明は、当該第三者（医療従事者）が請求者の初診日頃の診療に携わっていたことが詳細に記載されている必要があります。なお、当時の身分を確認できる証明書の添付を求める必要はありません。

Q10 同じ第三者の第三者証明に「見て知った内容」と「聞いて知った内容」が混在している場合は、どのように取り扱うのか。

A

初診日の頃に「見て知った内容」に「聞いて知った内容」が含まれる場合、見て知った内容と整理してください。

なお、「見て知った内容」とは通院の付き添いや入院時のお見舞い、あるいは医師（医療機関）発行の生活上の注意に関する文書を見たなど、受診していることを直接見て知っていた場合を指します。

Q11 複数の第三者証明を得ることが困難であり、証明の内容が「医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるもの」は、単数でも認められるとされているが、どの程度の記載であれば認められるのか。

A

初診日の頃に申立者が医療機関に受診していたことを知っていたことを示す内容であり、かつ、初診日頃の医療機関を受診する経過や医師からの療養の指示などが具体的に記載されていることが必要です。

なお、上述の内容に当てはまらない場合であっても、窓口では第三者証明が単数であることのみで請求に当たっての書類が整っていないと判断せず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 2 第三者が実在するかどうかについて疑義が生じた場合や、第三者証明の内容に疑義が生じた場合について、電話で確認してもなお疑義が残る場合はどうするのか。

A

第三者の身分証明書や住民票、当時の関係を確認できる資料等、第三者が協力に応じる範囲で確認を行ってください。それでもなお信憑性などの確認ができないと判断した場合（本人確認ができない、証明内容を知りうる関係・状況でなかった等）は、受け付けた上で第三者証明として認めない取扱いとしてください。

Q 1 3 申立者が請求者の民法上の三親等内の親族である場合、その第三者証明は認められるか。また、申立者が申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族であった場合はどうか。

A

第三者証明として認められるものは、申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族でない場合です。

※ 申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族である場合であったとしても、その他の資料などで初診日が確認できる可能性がありますので、窓口では受付を拒まず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 4 第三者証明を提出した者の件数調査は行うのか。

A

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明は、今後、必要に応じ調査することも考えられます。

したがって、当分の間、受付進捗管理システムに「受付」等を登録する拠点では、請求書に20歳以降に初診日がある場合の第三者証明が添付されている場合は、受付進捗管理システムの任意情報の任意項目欄に「20歳以降の第三者証明あり」と登録してください。

<初診日があると推認される「一定の期間」について>

Q 1 5 「一定の期間」を特定するための書類は、初診日を特定するための書類と異なる場合があるが、どのタイミングで求めるべきか。また、相談のはじめから「一定の期間」内に初診日がある場合に該当するとして対応してもよいか。

A

「一定の期間」に関する取扱いは、初診日を明らかにすることができないことによる却下ができるだけ生じないようにすることを目的としているため、初診日を明らかにするための参考資料をすべて提出していただいてもなお特定できない場合が対象となります。このため、はじめから「一定の期間」を用いた対応はせず、当初提出された参考資料では初診日を認定できなかった場合に、「一定の期間」を特定するための書類をお客様に求めてください。

Q16 「一定の期間」が「全て公的年金制度の加入期間」であり、「当該期間中のいずれの時点においても保険料納付要件を満たしている場合」の一定の期間とは、どのように判断したらよいのか。

A

一定の期間は、参考資料等から始期と終期を確認して判断します。一定の期間の最大幅は始期が出生時、終期が一番古い医証で確認できる受診日となります。この始期と終期の幅を、参考資料等からなるべく狭い期間となるように確認を行ってください。

一定の期間を確認するための参考資料の例としては、以下のようなものがあります。なお、障害基礎年金の請求で終期が20歳前と判断された場合は、始期に関する判断は原則不要です。

(始期に関する資料の例)

- 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料
 - ・就職時に事業主に提出した診断書
 - ・人間ドックの結果
- 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料
 - ・交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料
 - ・職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料
- 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを推認できる、診断書作成医への発病時期に関する医師照会などの資料。
- 請求傷病に関する症状がないことが確認できる第三者証明。
 - ・職場の上司や産業医等、就労状況等を把握していた者による第三者証明

(終期に関する資料の例)

- 請求傷病により受診した事実を証明する資料
 - ・ 2 番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書
- 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料
 - ・ 障害者手帳の交付時期に関する資料
- 20 歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明。
- 請求傷病により医療を受けた時期を明らかにする資料
 - ・ 調剤内容の確認できる調剤薬局の領収書
 - ・ 装具（眼鏡、補聴器等）作成時の異常所見を確認できる資料

Q 17 一定の期間の始期に関する資料に示されている「異常所見がなく発病していないことが確認できる」資料には、第三者証明も含まれるのか。

A

外形的に判断できる障害（肢体の切断等）であるなど、傷病によっては本人申立て日前の発病していない（障害のない）時期を証する第三者証明も有効な資料となり得ます。

Q 18 「一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合」に必要とされる「請求者申立ての初診日について参考となる他の資料」とはどのような資料を指すのか。

A

一般的には初診日頃の受診状況が記載された第三者証明となります。ただし、第三者証明のみを用いて初診日が一定の期間であると確認した場合は、この他に診察券など客観性の認められる資料が必要となります。

なお、この場合における診察券は、受診した診療科が不明であっても初診日が確認できる場合には「参考となる他の資料」として取扱います。

Q 19 「一定の期間中のいずれにおいても保険料納付要件を満たしている場合」とは、一定の期間中のすべての時期の納付要件の確認が必要となるのか。

A

この取扱いにより本人申立ての初診日を認める場合は、「初診日がある一定の期間」中のいずれの時点においても納付要件を満たしていることを確認する必要があります。なお、2/3 要件だけではなく、直近 1 年要件や旧法障害厚生年金の納付要件（厚生年金保険の加入期間が 6 月以上であること等）など、

該当する時期に応じた納付要件を満たしていることを確認する必要があります。

Q 2 0 「一定の期間」による納付要件確認の結果、納付要件を満たさない時期があった場合、処分理由はどうなるのか。また、処分通知に始期と終期を明示する必要はあるのか。

A

提出された資料では初診日を認定することができないため、「初診日を確認することができない」として却下してください。なお、処分通知に審査過程である始期と終期を明示する必要はありません。

Q 2 1 「一定の期間」中に海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、どのように取り扱うのか。

A

「一定の期間」中に、海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、請求者が申し立てた初診日を認めることはできません。

「一定の期間」は、いずれの時点も、公的年金制度の加入期間、20歳前の期間、又は60歳以上65歳未満の待機期間である必要があります。

なお、「一定の期間」中に記録の未整備期間がある場合は記録を整備したうえで審査を行ってください。

<請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証の取扱いについて>

Q 2 2 新基準（通知）の第3の1にある「請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証」の中には、身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写し（5年以上前に作成）も含まれるのか。

A

含まれません。身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写しは、「写し」であることから、初診日を認定するための参考資料の扱いとなります。

なお、当該資料の記載内容についての初診日を認めるポイントや審査の注意事項は「障害年金の初診日の認定に関する事例集」にある「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」に準じます。

Q 2 3 2番日以降に受診した医療機関が作成した診断書の③欄に基づき初診日を確認する場合で、記載根拠が「診療録で確認」であった場合、いつ記載された診療録かどのように確認すればよいのか。

A

電話や文書により医療機関に確認し、電話により確認した場合は直接診断書に書き込まず、別途いつ、誰が、誰に診療録に記載された時期を確認したかを明示した聞取り書（任意様式）を作成してください。「診療録で確認した日」を確認するためだけに診断書作成医療機関から受診状況等証明書を求める必要はありません。

<診察券等における初診日確認の取扱いについて>

Q 2 4 診察券等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できないときは、初診日及び診療科が確認できる診察券が提出された場合に参考となる他の資料にはどのようなものが含まれるのか。

A

第三者証明や医療機関が発行した領収書等が含まれます。

<健診日の取扱いについて>

Q 2 5 初診日の医証が取得できた場合はそれ以前の健康診断の内容を考慮しなくてもよいか。

A

考慮の必要はありません。初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日となりますので、医療機関を受診した日の医証を得られない場合以外は、健診時における指摘の有無や健診結果の提出を求めることは不要です。なお、医療機関を受診した日が確認できる場合は、診断書等に健診結果に関する記載があっても健診結果を求める必要はありません。

Q 2 6 本人から健診を受けた日を初診日としたい旨の希望がある場合、具体的にどのような健診結果を持参させればよいか。

A

初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、本人から健診で要治療と指示された日を初診日としたい旨の希望があった場合は、調査票をお渡しして記入を依頼するとともに、医師の診察を受ける前の取得可能な健診結果の持参をお願いしてください。なお、健診日を初診日として審査を希望する場合には、年金請求書裏面の初診日記入欄の日付は、健診日を記入するようご案内ください。

Q 2 7 医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果とはどのようなものか。

A

請求傷病に関して医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果かどうかを判断するにあたっては、①健康診断の検査成績に基づき「要治療」相当と判定されたかを目安とし、②健康診断の検査成績、③健康診断の自覚症状等の所見、⑤当該検査成績に関連した他の検査成績（心電図や画像所見など）、を相互に照らし合わせて確認してください。

なお、複数年の健診結果から初診日を判断することが望ましいですが、特定の検査項目の1回の異常値のみを判断基準として差し支えありません。ただし、いずれの場合も、初診の時期として適切かどうかについて、医学的見地からの判断を必ず行ってください。例えば、複数の健診結果が添付され、本人申立ての健診日以外の健診日が初診日として適切な場合は、当該健診日を初診日としてください。

○健診結果が「要治療」以外の医学的見地からただちに治療が必要と認められる可能性のある健診結果の例※

- ・請求傷病「完全房室ブロック」、健診結果「高度房室ブロック：疑」
- ・請求傷病「慢性腎不全（糖尿病性腎症）」、健診結果「尿蛋白2プラス（#）、尿たんぱく多量のため、一度腎機能検査が必要」

※必ず認定医による確認が必要です。

Q 2 8 健診日を初診日として請求された場合に、健診結果の添付ができない場合は、初診日について医療機関の証明が取れない場合の取扱いと同様として審査を進めてよいか。

A

初診日として確認できる健診結果の添付がなく、かつ初診日の医証の添付がない場合、初診日の医証が取れない場合の取扱いと同様になります。

<日付が特定されない初診日の取扱いについて>

Q 2 9 提出された書類からは初診日が月までしか特定できない場合は月末と見なされるが、請求者が同月内の他の日を初診日と申立てしている場合はどのように取り扱うのか。

A

当該月の末日を初診日としてください。なお、当該月に異なる年金制度に加入していた場合、「初診日が一定の期間内にあると確認され、当該期間中、異なる

る公的年金制度に継続的に加入し、かつ、納付要件を満たしている場合の取扱い」により判断することになります。

Q30 初診日が〇年春頃などのように、月まで特定できない場合はいつを初診日とするのか。各種資料により年及び季節が特定できた場合、「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いはできないか。

A

季節まで特定できる場合は「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いとしてください。具体的には原則以下のと通りの整理としてください。

・冬：2月末、春：5月末、夏：8月末、秋：11月末

なお、年や年齢よりも詳しく特定できない場合は、それだけでは初診日の認定はできませんが、「一定の期間」を確認するための始期及び終期の判断に際しては、原則以下のと通りの整理としてください。

<一定の期間の始期と終期について判断できる場合>

「〇年ごろ初診」→始期：〇年1月1日、終期：〇年12月31日

「〇歳ごろ初診」→始期：〇歳の誕生日、終期：〇+1歳の誕生日の前日

<一定の期間の始期について判断できる場合>

「〇年ごろ発病」→始期：〇年1月1日

「〇歳ごろ発病」→始期：〇歳の誕生日

<その他の取扱いについて>

Q31 再請求の際は、前回提出した受診状況等証明書など初診日証明に関する資料を使いたいけどどうしたらよいか。

A

処分（却下及び不支給）後の請求書等の書類は機構の文書となるため、再申請時は原則、新たに資料を整備していただく必要があります。カルテ保存年限が経過した等の理由により、初診日証明等の再整備が不可能である場合は、その写しを再請求時に参考資料として扱うことは可能です。その際は、原本の所在が分かるようにしておいてください。

Q32 旧法障害厚生年金は発病日を確認する必要があるが、新基準は発病日についても適用してよいか。

A

新基準は初診日に関する取扱いをお示したものです。

Q 3 3 第三者証明や参考資料により、請求者申立ての初診日でない時点が初診日と確認できた場合の取扱いはどうなるのか。

A

第三者証明や参考資料により確認できた日を初診日としてください。

Q 3 4 初診時の医証の提出がなくても2番目以降の受診医療機関の医証などにより初診日を確認することができれば、初診時の医証は整備しなくてもよいか。

A

2番目以降の受診医療機関の医証や参考資料などにより初診日を認めることができる場合であっても、初診時の医証等の受診状況などが確認できる資料は可能な限り整備が必要です。

整備可能な資料等（受診状況等証明書が添付できない申立書を含む）について整備のない場合は、初診日確認不能の取り扱いとしてください。

Q 3 5 参考資料が複数提出され、資料から読み取れる初診日が異なる場合の取扱いはどうなるのか。

A

参考資料間の初診日が異なることのみをもって初診日不明と判断せず、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて初診日を確認してください。それでもなお初診日が確認できないと判断した場合は初診日確認不能の取り扱いとしてください。

Q 3 6 障害年金が決定（裁定）されている場合、初診日を変更して再請求すれば初診日の変更は認められるのか。

A

一度決定（裁定）した障害年金については、過去の決定が誤りであった場合を除き、処分変更は行いません。ただし、再請求を妨げるものではないため、受付は行ってください。

Q 3 7 平成27年7月17日【給付指2015-91】20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱（指示・依頼）が廃止となるが、今後は何を根拠とするのか。

A

当該指示依頼の廃止後の20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱については、新基準（通知）の以下の部分を根拠としてください。

- ① 20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医療機関の証明により明らかである場合
→ 新基準（通知）の第2の3「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

- ② 20歳より前に厚生年金保険被保険者期間があり、20歳前受診証明では、初診日が厚生年金保険被保険者期間か否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日が厚生年金保険被保険者期間である場合
→ 新基準（通知）の第2の4「初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

- ③ 20歳前受診証明では、障害認定日が20歳に達した日以前であるか否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日によると障害認定日が20歳に達した日以前である場合
→ 新基準（通知）の第2の3「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

平成 27 年 10 月 1 日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要ですが、平成 27 年 10 月 1 日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

改正の主なポイント

改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要
→ 診断書等の医療機関による証明などを求めています

改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付
→ 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます

- ① 初診日について第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合

(注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ

初診日確認の新たな取り扱い

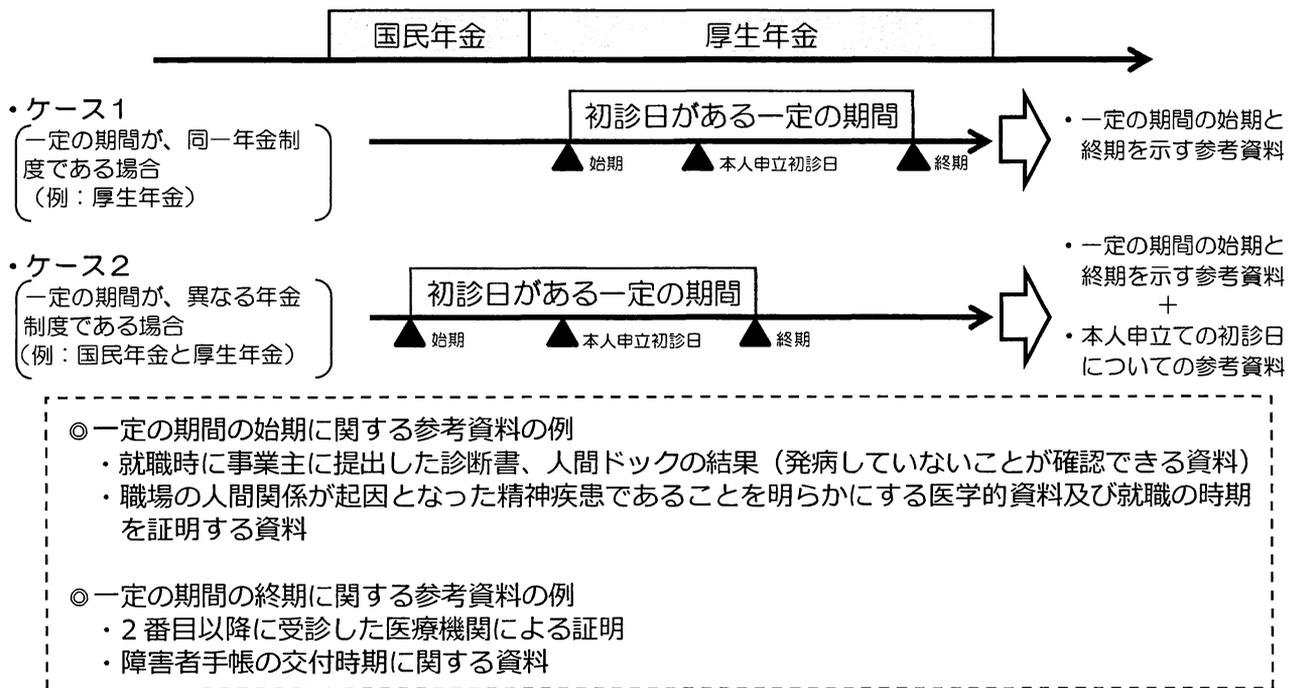
① 第三者証明について

20歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（注）原則として、複数の第三者による証明が必要です。

② 初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



③ その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

<再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成27年10月1日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

●年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。

年管管発0928第7号
平成27年9月28日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公 印 省 略）

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第144号）が、平成27年9月24日に公布され、平成27年10月1日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成27年9月24日付け年管発0924第4号）により地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについて、別添1のとおり、日本年金機構年金給付業務部門担当理事あて通知したので御了知願いたい。

また、貴管内市町村に対し、この事務の取扱いについて周知されたい。あわせて、別添2の周知用リーフレットについて、市町村の窓口を設置する等市町村に御協力いただけるようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、周知用リーフレットについては、日本年金機構（年金事務所）から各市町村へ配布することとしていることを申し添える。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市区町村国民年金担当課 御中

日本年金機構〇〇ブロック本部
〇〇年金事務所

「受診状況等証明書」等の様式変更について（協力をお願い）

日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本年金機構では、障害年金等の請求書に添付する様式のうち、障害の原因となった傷病にかかる初診日を確認するための書類として、必要に応じ「受診状況等証明書」等の添付をお願いしてきたところですが、この度、年金局事業管理課長通知（平成27年9月28日年管管発0928第6号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」）（別添1）が発出されたことに伴い、平成27年9月29日から全国の年金事務所や街角の年金相談センターで「受診状況等証明書」（別添2）、「受診状況等証明書を添付できない申立書」（別添3）、「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」（別添4）、「初診日に関する第三者からの申立書」を記入される方へ」（別添5）及び「障害年金の初診日に関する調査票」（別添6-1～6-8）についての新様式を配付することといたしました。

つきましては、障害年金等の請求書に添付する書類として、必要に応じ窓口で配付していただきますようご協力をお願い申し上げます。

照会先

日本年金機構〇〇ブロック本部

〇〇年金事務所 お客様相談室

【担 当】 〇〇

【連絡先】 000-0000

障害年金の初診日の認定に関する事例集

平成27年9月

日本年金機構

給付企画部

1. 初診日について

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日とします。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- (3) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- (4) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- (5) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- (6) 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
- (7) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- (8) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日
- (9) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日

(注) 過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみます。

2. 初診日の認定に用いた資料の事例について

障害年金は、初診日において被保険者であること、また、保険料納付要件を満たしている必要があることから、初診日の判断を適正に行う必要があります。このため、障害年金を請求するに当たっては、初診日を明らかにすることができる書類として、原則として、医療機関による証明（以下「医証」という。）を求めることになります。

しかしながら、初診日から長期間を経て請求する際などには、カルテの保存期間（5年間）の経過や医療機関の廃院等により、初めて受診した医療機関の医証が得られないことがあります。

このような場合には、申請者の状況に応じ、幅広い資料を参照しながら、客観的に初診日を判断することになります。

具体的には以下の資料を参照します。なお、資料の解説でお示ししている事例は、過去、初診日の認定に用いた資料の事例をもとに、新基準にあわせた内容としています。

	資料	資料の解説
1	2番目以降に診療を受けた医療機関の医証	4ページ
2	紹介状（診療情報提供書）	7ページ
3	身体障害者手帳等の申請時の診断書	8ページ
4	身体障害者手帳等	9ページ
5	医療機関の受付簿等	10ページ
6	医療機関発行の診察券	11ページ
7	20歳前の受診が確認できる場合	14ページ
8	その他	16ページ

3. 新基準による初診日の認定に用いる資料等の事例について

新基準により初診日を認定する際は、第三者証明や診察券など本人申立て初診日について参考となる資料を確認して初診日を認定します。

また、初診日が特定できなくとも病歴や就労状況、第三者証明等、医学的な見地から一定の期間内に傷病の初診日があることを推定するとともに、保険料納付要件などを考慮し、本人申立て日を初診日として認定できるか判断することになります。

具体的には以下の場合を想定します。事項の解説でお示ししている事例は、新基準で示された新たな取扱いの審査のポイントを想定した内容としています。

	事項	事項の解説
1	第三者証明書（20歳以降に初診日がある場合）	19 ページ
2	第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）	22 ページ
3	一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合	25 ページ
4	一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合	29 ページ

4. 資料の種類及び考慮すべき事項の解説とその例示

資料の種類	2番目以降に診療を受けた医療機関の医証
-------	---------------------

(1) 資料解説

医証とは、診断書や受診状況等証明書など、医療機関の証明がある書類のことで、日本年金機構が定める様式以外の診断書も医証に含まれます。

請求傷病の初診日の判定には、原則、初診時に受診した医療機関による初診日が明記された医証が必要ですが、法律で定める診療録の保存期間は5年であるため、5年以上前に受診した医療機関の医証は取得できない場合があります。また、医療機関の廃院等によっても医証が取得できない場合があります。

このため、2番目以降に受診した医療機関の医証に、初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前である場合、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前でないが相当程度前である場合は、請求者の申立て以外の記録を根拠とした参考資料との組み合わせ初診日が合理的に推定できる場合は、初診日を認めることができます。
- ・ 医証には、傷病の発病やその医療機関以前の受診（初診）についての日付や時期に関する事項が、当時のカルテ等に基づいて記載されています。医証の記載から確認できる初診に関する情報（日付、時期、診療内容や検査数値等）が、医学的に妥当であるかどうか確認してください。

(3) 注意事項

- ・ 初診日について年月まで特定できるが、日が不明である場合は、当該月の月末を初診日とします。ただし、当該月内に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入している場合については、当該月の月末を初診日とはしません。
- ・ 医証に「〇年ごろ」のように年までしか記載されていない場合、当該医証のみで請求者申立ての初診日を認めることはできません。ただし、「〇年の春頃」のように季節まで記載されている場合は、以下の日付を初診日として認めることができます。
 - ・ 冬：2月末日
 - ・ 春：5月末日
 - ・ 夏：8月末日
 - ・ 秋：11月末日

事例 1	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 10 月 請求傷病：慢性関節リウマチ 申立て初診日：平成 7 年 5 月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 14 年 5 月 15 日初診の A 医療機関の受診状況等証明書に「H 7 年 5 月より他院へ通院」との記載があり、平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 7 年 5 月頃）を認め、月末の平成 7 年 5 月 31 日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>医証から初診が年月まで特定できた事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「H7 年 5 月より他院へ通院」との記載は、下記①、②により平成 7 年 5 月に受診（初診）があったと判断しています。 ① A 医療機関の初診日（平成 14 年 5 月 15 日）に本人が申立てしたものである ② 記載根拠（診療録等）が障害年金の請求日の 5 年以上前である ・平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者期間であるため、当該月の月末を初診日と認定しています。
---------	--

事例 2	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 11 月 請求傷病：統合失調症 申立て初診日：平成 2 年 11 月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 4 年 10 月初診の B 医療機関（受診期間：平成 4 年 10 月～平成 23 年 5 月）の受診状況等証明書に、「非定型精神病の疑い。平成 2 年 5 月頃から被害妄想や周囲への過敏性を認めた。当時は自然軽快したが、同年 11 月より同様の症状認め、近医（A クリニック）で抗精神病薬開始となった」との記載があり、平成 2 年 11 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 2 年 11 月頃）を認め、月末の平成 2 年 11 年 30 日を初診日とした。</p> <p>(ポイント)</p> <p>相当因果関係を認めて初診日を判断した事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B 医療機関に受診した期間は請求日より 5 年以上前であり、提出された受診状況等証明書は「初診時の診療録」より作成されたものであるため、請求日より 5 年以上前に作成された資料（診療録）に基づき作成されたものであることが確認できます。 ・ 請求傷病「統合失調症」と「非定型精神病疑い」の相当因果関係を認めただうえで、A クリニックの受診を初診としています。
---------	--

（1）資料解説

転居により今まで受診していた医療機関を変更する場合や、別の医療機関においてより高度な医療を受ける場合などの際は、受診していた医療機関から紹介状や診療情報提供書が発行されます。

この場合、次に受診した医療機関に、前医からの紹介状や診療情報提供書が保管されている場合があります。

（2）初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

（3）注意事項

- ・紹介状（診療情報提供書）を作成した医療機関よりも前に別の医療機関で受診していたことが記載されている場合は、「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。
- ・どの医療機関がいつ記載したものかについて、明確に確認する必要があります。

(1) 資料解説

身体障害者手帳等の交付を受けている場合、診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課・高齢障害福祉課など）にて「身体障害者手帳等の申請時の診断書」の写しの交付を受けることができます場合があります。

診断書に初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

(2) 初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

(3) 注意事項

- ・身体障害者手帳等の申請時の診断書を作成した医療機関以前に受診していたことが記載されている場合は、「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。

資料の種類 4	身体障害者手帳等
---------	----------

(1) 資料解説

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。

(2) 初診日を認めるポイント

交付年月日より前の日付が確認できる診察券や医療機関の受付簿等とセットで初診日を認定するなど、他の資料との組み合わせで初診を認定することができます。

(3) 注意事項

- ・ 取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・ 20歳前に身体障害者手帳等が交付されている場合は、「20歳前の受診が確認できる場合」により初診日を判断します。

事例 1	大腿骨骨折による左下肢機能全廃の身体障害者手帳（交付日：平成4年11月24日）と、傷病名の記載がない整形外科の診察券（初診日：平成4年7月10日）の組み合わせにより、平成4年7月10日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	脳出血後遺症による右上肢・下肢機能障害の身体障害者手帳（交付日：平成18年8月9日）と、入院記録より記載された受診状況等証明書（入院期間：平成18年3月31日～5月15日 傷病名、診療担当科不明）、救急搬送により即日入院したとの本人の申立ての組み合わせにより、平成18年3月31日を初診日として認定した。
---------	--

(1) 資料解説

カルテ等の証明書類が不存在により治療内容及び経過が不明であっても、医療機関の受付簿等の証拠書類により初診日を確認する手がかりとなります。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・医療機関の証明する初診年月日が受診受付簿等医療機関の記録に基づいての記載であるか確認してください。
- ・請求傷病と関係のある診療科の記載があるか確認してください。
- ・身体障害者手帳等の交付日とセットで初診日を認定するなど、原則（受診していたと推測できる場合）他の資料との組み合わせで初診日を認定することができます。

(3) 注意事項

- ・請求傷病と関係のある診療科の受診を確認できない場合は初診日を確認できる資料とはできません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

事例 1	平成 27 年 12 月統合失調症にて請求。受診状況等証明書が添付されているが、治療内容及び経過の概要については不明。医療機関が管理する新患名簿の写しより傷病名「S z（精神分裂症）」、初診年月日は昭和 57 年 7 月 3 日と記載があり、昭和 57 年 7 月 3 日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	平成 27 年 11 月統合失調症にて請求。初診医療機関の医証はないが、初診医療機関の確認印がある受診受付簿の写しに、初診（平成 16 年 11 月 9 日）の記載あり。受診受付簿の写しにおいて、「傷病名は不明」と記載されているが、受診医療機関が精神単科であること、初診日が診断書の初診日と一致することから、平成 16 年 11 月 9 日を初診日とした。 (ポイント) 受診医療機関が精神単科であることから請求傷病と同一であるとして初診日を認定しています。受付簿等の写しは医療機関の確認印があることが望ましいです。
---------	--

(1) 資料解説

診療録が残っていないことや医療機関の廃院により受診状況等証明書が添付できず、診断書の写し等も添付できない場合については、初診日や診療日（場合によっては担当医）の記載がある受診当時の診察券を参考資料の一つとします。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・診療科と初診年月が確認できる必要があります。医学的見地から請求傷病により受診した可能性が高いと考えられる場合は参考となる他の資料がなくとも認定して差し支えありません。
（例：請求傷病が統合失調症で、診察券が精神科のものである場合）
- ・内科や耳鼻科などの傷病名を特定しにくい診察券であっても、参考となる他の資料とあわせて初診日を認定してください。本人申立て初診日について医学的見地から妥当な時期であると認定医が判断した場合、初診日を認定する資料として差し支えありません。

(3) 注意事項

- ・診療科が数多くある総合病院や大学病院等の診察券の場合は、受診している科の名前がきちんと記載してあるか確認してください。
- ・診療科や初診年月が不明であったり、請求傷病と関係のない診療科であったりする場合は、初診を確認するための資料とはなりません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の診断書の写しなどから初診が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

診察券の例

診察券

〇〇 〇〇〇 殿 〇才

初診日 H18年 10月 29日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

ご来院の際は本券を受付にご提出下さい。
月が変わるたび受付に保険証を提示して検印を受けてください。

こころのクリニック

事例 1	通院していた病院が廃院のため、受診状況等証明書が添付できず、参考資料として診察券を添付した事例。審査の結果、平成18年10月29日を初診日として統合失調症で2級と認定された。この診察券は精神科のみの病院が発行したため、受診した科が明らかなケースとなる。
---------	--

診察券の例

診 察 券	
カルテ番号 1234	T. S. H 〇年 〇月 〇日
〇〇 〇〇〇 殿	
初 診 平成 7年 4月 25日	
〇 〇 耳 鼻 咽 喉 科	

事 例 2	カルテ等の診療録が残っていないため、診察券の初診日と記載されている平成7年4月25日を初診日とし、両側感音性難聴で2級と認定された。この診察券には耳鼻咽喉科に受診したことが確認でき、請求傷病にて受診したと推認できることから証明書類の一つとして扱った。
-------------	---

(1) 考え方の解説

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料より明らかである場合は、本人の申立てにより初診日を推認します。

(2) 初診日を認めるポイント

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料（身体障害者手帳等の交付日等）により明らかである場合、初診日の判断にあたり年金請求書及び病歴・就労状況等申立書等に記載してある本人の申立てた初診日を確認し、他の書類と比較して不整合が無い場合は、その日を初診日と判断し、20歳前障害基礎年金を裁定してください。

(3) 注意事項

- ・ 初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは整備してください。
- ・ 20歳より前に受診していることが明らかであるかどうかの判断は、認定医の医学的判断が必須です。

事例 1	<p>平成 27 年 12 月（29 歳時）に「てんかん精神病」で請求。本人が申立てた初診日（平成 8 年 12 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかった。しかし、3 番目に受診した医療機関に係る「受診状況等証明書」から、平成 12 年 7 月 9 日（14 歳時）に受診していることが確認できたことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>本人申立て初診日が「平成 8 年 12 月頃」のため、認定する初診日は月末の平成 8 年 12 月 31 日となります。</p>
---------	---

事例 2	<p>平成 27 年 12 月（37 歳時）に「両側感音性難聴」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 56 年 3 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかったが、「身体障害者手帳（写）（傷病名：感音性難聴 2 級）」が 6 歳時に交付されており、少なくとも 20 歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>身体障害者手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できます。この場合、身体障害者手帳に記載されている傷病名等を確認し、同一傷病であることを確認してください。同一傷病であることが確認できない場合は、申請時の診断書（写）等を確認し、身体障害者手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	--

事例 3	<p>平成 27 年 10 月（21 歳時）に「広汎性発達障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 17 年 10 月 23 日）は、受診していた医療機関が廃院していることから医療機関の証明は提出できなかった。しかし、「精神保健福祉手帳申請時の診断書（写）」より、少なくとも 20 歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>精神保健福祉手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できますが、請求傷病と相当因果関係がある傷病により精神保健福祉手帳が交付されているかを確認するために、申請時の診断書（写）等を確認し、精神保健福祉手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	--

(1) 資料解説

診療録等の証明書類が残っていない場合、請求傷病と関連のある傷病の記載がある資料があれば参考資料の一つとして取扱うかどうか確認します。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・ 初診日が特定できる場合、参考となる他の資料がなくとも初診日を確認するための参考資料となる場合があります。
- ・ 身体障害者手帳等の交付日等、参考となる他の資料とあわせて初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

(3) 注意事項

- ・ 取得可能な医証から初診日が確認できない場合のみ、審査の参考資料としてください。

資料の例

①臨床調査個人票

→ 難病医療費助成制度を都道府県へ申請する際に添付する診断書です。発病日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

②生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書

→ 保険金等を請求する際に添付する診断書です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

③救急傷病者搬送証明書

→ 消防署等で交付される、救急車で搬送されたことの証明です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

④交通事故証明書

→ 自動車安全運転センター事務所等で交付される交通事故が発生したことの証明です。障害の原因が交通事故である場合、交通事故証明書により事故発生年月日を確認できるため初診日を確認するための参考資料となります。ただし、警察への届出のない事故については、交通事故証明書は発行されません。

⑤交通事故等が掲載されている新聞記事

→ 新聞記事の事故発生日や事故の当事者等の記載内容から、交通事故証明書が取得できない場合であっても、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑥入院治療計画書（クリニカルパス）

→ 医療機関が入院治療を行うにあたり、症状、傷病名及び治療計画等を事前に患者やその家族に示す計画書です。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑦退院時要約（サマリー）

→ 医療機関が、患者が退院する際に作成するものです。入院から退院までの経過・治療内容を要約したもので、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑧手術承諾書

→ 医師が傷病名、手術等実施内容及びその必要性等を説明したうえで、手術等を実施することに対する同意書類で、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑨お薬手帳

→ 処方薬名、処方年月日、処方箋を発行した医療機関名が記載されています。処方された薬の詳細が記載されていることから、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑩糖尿病手帳

→ 医療機関において配付しており、受診状況、検査結果、治療内容及び療養の指導等の内容を確認することができます。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑪母子手帳

→ 妊娠からの経過を記載することとなり、血圧や浮腫、尿蛋白の測定結果等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑫医療機関発行の領収書

→ 診療科名、診療内訳及び受診日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑬レセプト（診療報酬明細書）

→ 保険医療機関や保険薬局が保険者に請求する医療費の明細書で、傷病名等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑭生活保護台帳

→ 市町村において作成するもので、障害者手帳の交付年月日等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑮小学校・中学校等の健康診断の記録や成績通知表

→ 小・中学校等の健康診断の記録や成績通知表の担任教師により、先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑯盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書

→ 先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

※ 保存期間などの理由により、入手ができない場合があります。

※ 医療機関など資料の作成元により記載されている内容が異なります。

※ 発行手数料など本人負担が生じる場合があります。

（1）資料解説

- ・「第三者」とは、請求者の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

（2）初診日を認めるポイント

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）があります。聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いていたことが必要となります。
- ・第三者が初診日頃の受診状況を直接把握できる立場の医療従事者であった場合は、当該第三者証明のみで初診日を認めることができます。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

＜第三者証明の確認ポイント＞

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃の症状の経過、日常生活や就労への支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

（3）注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者の証明書（20歳以降の初診日の障害に係るもの）は、当該資料単独では初診日の認定は行わず、健診結果など参考となる他の資料とあわせて、初診日が妥当であるか判断してください。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 28 年 5 月（31 歳時）に「双極性障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 20 年 8 月頃）は、当時の医療機関が廃院となっており、医療機関の証明は提出できなかった。このため、請求者は、近隣住民と友人の「第三者証明」及び当時受診していた精神科クリニックの「診察券（写）」に記載された発行年月日（平成 20 年 8 月 3 日）を提出したことから、本人が申し立てている平成 20 年 8 月頃を認め、平成 20 年 8 月 3 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント） 次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診時期については「年」及び季節「夏頃」と確認することができた。加えて、診療科が確認できる「診察券（写）」より「平成 20 年 8 月 3 日」に受診を開始していることが確認できることから、これを勘案して初診日を「平成 20 年 8 月 3 日」と判断した。</p> <p>① 受診時期 ：平成 20 年 8 月頃 ② 聴き取り時期：診察当時 ③ 傷病の概要 ：大学卒業後に就職したが、入社後数か月で体調を崩し、退職したのち退職した。</p>
---------	---

<近隣住民の第三者証明の内容>
（初診日と思われる年月日）平成 20 年夏頃
（当時の状況）
請求者は、自分の子供と同級生であったため、小さい頃から見知っている。大学卒業後の平成 20 年に就職したと聞いたが、その年の夏頃に顔を合わせた際、憔悴した様子であった。請求者の母親に聞いたところ、仕事や人間関係で悩んでおり、精神科の病院に通っており、医師の指示で休むようになったとのことであった。

<友人の第三者証明の内容>
（初診日と思われる年月日）平成 20 年 8 月頃
（受診医療機関）〇〇メンタルクリニック
（当時の状況）
私は〇〇メンタルクリニックに受診しており、請求者とは待合室で何度か顔を合わせるうちに話をするようになった。請求者からは、当時、就職したものの会社の雰囲気についていけず、体調を崩し、平成 20 年 8 月から通院するようになったと聞いた。また、その後、その会社は退職したと聞いた。

事例1の診察券

診 察 券		
氏 名	〇〇	〇〇 殿
生年月日	年	月 日
カルテ番号	123456	
平成 20 年8月3日 発行		
〇〇メンタルクリニック		

事例 2	<p>平成 27 年 11 月（35 歳時）に「統合失調症」で請求。本人が申立てた初診日（平成 18 年 8 月 3 日）は、医療機関が廃院しているため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時の診察していた医師の「第三者証明」により本人が申し立てている初診日が明らかであることから単数の第三者証明で「平成 18 年 8 月 3 日」を初診日として認定した。</p>
	<p>（ポイント） 初診日時点で診察していた医師による証明であり、次の①～③の内容について詳細な記述があり、病歴や治療経過と整合性があると判断されたため、単数の第三者証明で初診日を認定しました。</p> <p>① 受診時期 : 平成 18 年 8 月 3 日 ② 直接的に見て : 初診日当時 認識した時期 ③ 傷病の概要 : 統合失調症と診断し、外来治療を行う。その後、症状が増悪したことから他院を紹介する。</p>

<初診日時点で診察していた医師の第三者証明の内容>
(初診日と思われる年月日) 平成 18 年 8 月 3 日
(初診医療機関名) 〇〇メンタルクリニック
(当時の状況)
〇〇メンタルクリニックにおいて、平成 18 年 8 月 3 日初診の〇〇さんを診察し、統合失調症と診断しました。その後、外来治療を行いました。症状が増悪したため、平成 18 年 10 月 10 日に入院目的で▲▲病院に紹介しました。(※初診時所見、外来の治療内容等について詳細な記述あり。)

考慮事項 2

第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）

（1）資料解説

- ・「第三者」とは、本人の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

（2）初診日を認めるポイント

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・初診日を証明する書類が第三者証明のみであっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）がありますが、聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いたことが必要となります。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

<第三者証明の確認ポイント>

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期又は20歳前の受診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃又は20歳前の症状の経過、日常生活の支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

（3）注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 27 年 11 月（54 歳時）に「関節リウマチ」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 52 年 7 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時通学していた高校の担任及び同級生の「第三者証明」に記載された傷病の発生日等から、本人が申立てている昭和 52 年 7 月頃を認め、昭和 52 年 7 月 31 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診した「年」と季節は確認することができた。また、友人の申立てた「第三者証明」に「昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。」との記載があることを勘案して、初診日を「昭和 52 年 7 月頃」と判断した。</p> <p>① 受診時期 ：昭和 52 年頃</p> <p>② 聴き取り時期：診察当時</p> <p>③ 傷病の概要 ：左膝関節硬直により、体育の授業は見学しており、そのための診断書を高校に提出している。</p>
---------	--

<当時の担任の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 52 年頃

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

昭和 52 年 4 月より、◎◎高等学校で□□さんの学級担任をしておりました。当時、〇〇病院への通院による遅刻・早退がありました。また、体育の授業では診断書（病名：左膝関節硬直）を提出して見学していました。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 52 年夏頃

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに、〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。膝に負担がかからない様、包帯を巻いて固定されていました。また、バス通学の乗り降りは不自由そうでした。その後も体育の授業はいつも見学していました。

事例 2	<p>平成 27 年 11 月（59 歳時）に「症候性てんかん」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 50 年 10 月 20 日）は診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかったが、当時のアルバイト先の雇主及び友人の「第三者証明」により本人が申立てている初診日が妥当であると判断し、昭和 50 年 10 月 20 日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認し、病歴や治療経過を確認の上、申立の整合性が妥当であるかを確認した。</p> <p>① 受診時期 ： バイク事故日</p> <p>② 聴き取り時期： 事故当時</p> <p>③ 傷病の概要 ： 事故後、1 年程度入院し、その後てんかん発作を起こしている。</p>
---------	--

<当時の雇主の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

19 歳時、バイク事故を起こした当時は、アルバイトの雇用主であった。事故後、〇〇病院に 12 カ月入院し、その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。通院期間中も、仕事に度々てんかん発作を引き起こし、病院にかつぎこまれることがあった。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

バイク事故を起こした後、〇〇病院に 1 年程入院していた。その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。その当時、一緒にいる時にてんかん発作を引き起こして病院に運ばれることがありました。

考慮事項3

一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合

(1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで同一の公的年金制度加入期間となっており、かつ、いずれの時点においても保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人の申立て初診日を認定することができます。

(2) 初診日を認めるポイント

初診日に関する参考資料や診断書より確認できる現在の症状等より、請求傷病の初診日が一定の期間内にあると認定を確認できた場合、当該期間のどの時点でみても、同一の公的年金制度（国民年金のみなど）の加入期間であって、かつ保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間内の本人の申立ての初診日を初診日として認定してください。

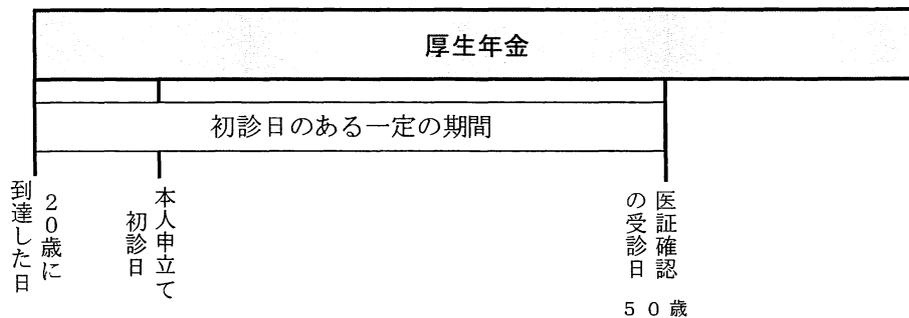
(3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②事後重傷請求であっても、初診日確認のため、過去の症状の経過を確認する必要があると判断された場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ③未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例 1	<p>事例) 請求時年齢 : 45歳(男性) 請求傷病 : 網膜色素変性症 一定の期間 : 国民年金の加入日(20歳)から医証確認の受診日まで 国民年金納付状況 : 全期間納付 厚生年金加入 : なし 本人申立初診日 : 30歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす) 一番古い資料 : 40歳時の8月30日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書 認定初診日 : 30歳の12月31日</p>
	<p>判定) 本人申立てによれば、20歳で旅館に就職した後、ずっと送迎バスの運転手をしてきた。30歳頃、バス運転中夜間に物が見えにくいことに気が付き、眼科を受診したものの治療方法が具体的になかったため放置していた。40歳時に運転困難のため送迎バスの担当から外れたとのこと。 職種が運転手であったことから就業前の初診は考えにくいため、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(国民年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。</p>

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)
 請求傷病 : 両変形性股関節症
 一定の期間 : 20歳到達日から医証確認の受診日まで
 国民年金納付状況 : 全期間厚生年金加入
 厚生年金加入 : 20歳から現在まで
 本人申立初診日 : 25歳の10月頃(日が不明のため、31日とみなす)
 一番古い資料 : 50歳時の7月20日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書
 認定初診日 : 25歳の10月31日

事例
2



判定)

本人申立てによれば、25歳時に第2子を妊娠中に転倒し、股関節痛が残ったため産婦人科に相談したが、出産後しばらくして痛みは治まったため、以後50歳まで未受診とのこと。

先天性股関節疾患用の調査票でも20歳までの受診をうかがわせる記述はないことから、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(厚生年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては、厚生年金のみの加入であり、厚生年金加入時から医証で確認できる受診日までのどの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 30歳 (男性)
 請求傷病 : てんかん
 一定の期間 : 平成15年3月15日から平成17年3月5日
 国民年金納付状況 : 未納あり
 厚生年金加入 : 履歴なし
 本人申立初診日 : 平成15年3月15日
 一番古い資料 : 平成17年3月5日に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 本人申立て初診日 (平成15年3月15日)

国民年金	厚生年金	国民年金
初診日のある一定の期間		
初診日 本人申立 (H15.3.15)		の医 受証 診確 日認 (H17.3.5)

事例 3

1番目の医療機関における受診状況等証明書がないものの、2番目の医療機関（平成17年3月5日受診）における受診状況等証明書には、1番目の医療機関における受診に関する記載（平成15年3月に発作後受診）があったことから、初診日がある一定の期間の始期については平成15年3月と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日（平成15年3月15日）を妥当と認めた。

考慮事項4

一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合

(1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで異なる公的年金制度に加入（国民年金、厚生年金又は20歳前の期間など）となっており、かつ、保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料（第三者証明など）とあわせて初診日を認定することができます。

(2) 初診日を認めるポイント

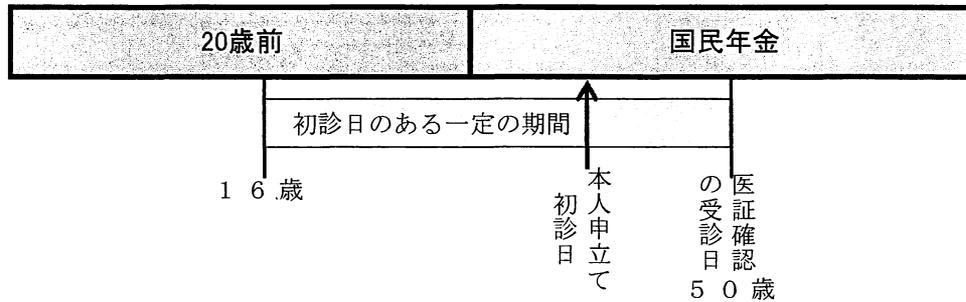
一定の期間内に国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の期間が混在する場合、本人申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日と認定してください。ただし、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間、20歳前の期間、又は60歳から65歳の待機期間である場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、本人申立ての初診日を初診日として認定してください。

(3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②参考となる他の資料により、初診日が具体的に特定できない場合であっても、少なくとも、初診日がどの公的年金制度に加入しているか特定できる内容であることが必要です。
- ③事後重症請求であっても、初診日判定のため、症状の経過を確認する必要がある場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ④未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)
 請求傷病 : 統合失調症
 一定の期間 : 10代後半から20代
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり
 厚生年金加入 : なし(国民年金のみ)
 本人申立初診日 : 22歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)
 一番古い資料 : 50歳時の6月10日に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 22歳の12月31日

事例
1

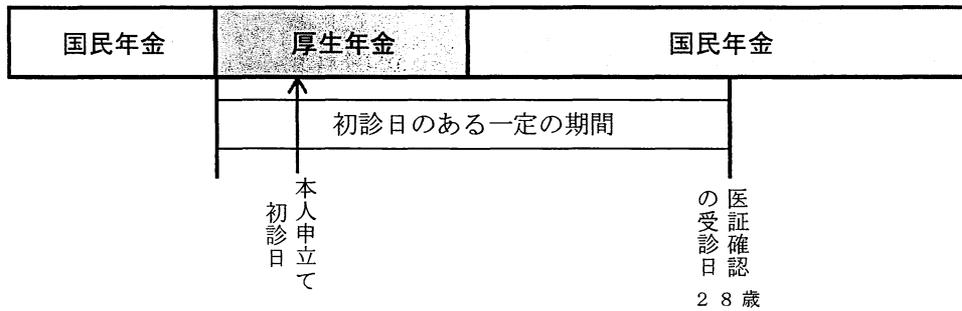


判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、統合失調症の発症は10代後半から20代にピークがあり、男性よりも女性のほうが発症の年齢がやや遅めであり、進学・就職・独立・結婚など、人生の進路における変化が発症のきっかけとなりやすい」との回答があったことから、初診日がある一定の期間の始期については16歳と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては、国民年金の加入期間又は20歳前の期間であつて、どの時点においても保険料納付要件を満たしており、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間中であることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)
 請求傷病 : 統合失調症
 一定の期間 : 厚生年金加入時(21歳)から28歳
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり
 厚生年金加入 : 履歴あり
 本人申立初診日 : 22歳の秋頃
 一番古い資料 : 28歳時に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 22歳の11月30日

事例
2



判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、就労時の人間関係のトラブルによる発症が妥当と考えられる」との回答があることから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから友人や隣人による「第三者証明」を確認し、22歳頃の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 39歳(男性)
 請求傷病 : 網膜色素変性症
 一定の期間 : 平成3年4月(厚生年金加入時)から平成19年6月3日
 国民年金納付状況 : 未納あり
 厚生年金加入 : 履歴あり(平成3年4月~平成7年3月)
 本人申立初診日 : 平成6年12月頃
 一番古い資料 : 平成19年6月3日に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 本人申立て初診日(平成6年12月31日)

国民年金 厚生年金 国民年金 国民年金

初診日のある一定の期間

本人申立て初診日

医証確認の受診日

事例 3

本人申立ての初診日は、厚生年金保険加入中の平成6年であり、医証として確認できる最も古い受診日は、国民年金第3号被保険者期間中の平成19年6月3日であった。職種が工場での検品作業であったことから、傷病の内容より就業前の初診は考えにくいとの認定医の判断もあったことから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。

本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから、友人や当時の同僚による「第三者証明」を確認し、平成6年頃の就業中の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

初診日を明らかにすることができる書類を
添えることができない場合の取扱いQ & A

平成27年9月

日本年金機構給付企画部

目次

初診日に関する新たな取扱いについて	1
第三者証明について	1
初診日があると推認される一定の期間について	4
請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて	7
診察券等における初診日確認の取扱いについて	8
健診日の取扱いについて	8
日付が特定されない初診日の取扱いについて	9
その他の取扱いについて	10

<初診日に関する新たな取扱いについて>

Q 1 初診日証明に関する新たな取扱いをはじめの目的は何か。

A

障害年金は、初診日において納付要件を満たしている必要があります。初診日がいつであったかの判断を適正に行う必要があります。一方、傷病の発生・受診から相当の期間を経て重症化する疾病により請求する事例が増え、初診日を特定できず障害年金を受けられない事案も生じ大きな課題となっています。

このため、初診日証明の考え方を改めて整理し、初診日を確認できないという理由で障害年金が不支給となる事案が少なくなるよう、初診日証明の取扱いが見直されることとなりました。

<第三者証明について>

Q 2 第三者証明を説明する際の留意点は何か。

A

初診日に受診した医療機関による初診日の証明が得られない場合において、初診日を合理的に推定するための参考資料としてご案内ください。

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明については、それ単独では初診日を認めることができないため、診察券など客観的な他の資料の提出を求めてください。なお、請求の5年以内に医療機関が作成した資料に請求者申立ての初診日が記載されている場合については、この資料と第三者証明との組み合わせにより初診日を認めることはできません。

Q 3 「請求時から概ね5年以内」とあるが、再請求等の場合はどのように取り扱うのか。

A

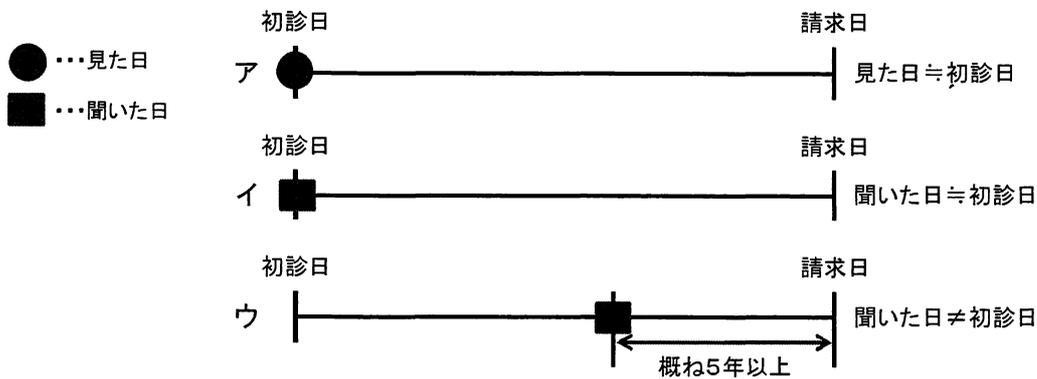
請求時とは最初に障害年金を請求した日（受付した日）を指します。なお、過去に当該傷病で請求して却下となったものや請求を取り下げたものが確認できた場合には、これらも含みます。

Q 4 新基準（通知）の第1の（1）②の第三者証明に該当する申立てのウからウとは具体的にはどのようなものか。

A

以下の図の通りです。請求時から概ね5年以上前に請求者の受診状況を聞いている必要があるのは、「ウ」の事後的に聞いていた場合となります。

※このQ&Aにおいて「概ね5年以内（以上）」とは、この「ウ」のケースを指します。



Q 5 概ね5年以上前の「概ね」とはどこまで認められるのか。

A

厳密に請求日から5年以上前である必要はなく、1月程度短くても差し支えありません。

Q 6 請求者から受診状況等について聞いた日が請求時から概ね5年以上前であることとはどのように判断するのか。

A

第三者が請求者や請求者の家族等から受診状況等を聞いたときの状況を当時のエピソードの具体性等から判断します。なお、受診状況を聞いた内容が複数の時期にまたがる場合は、それぞれの聞いた時期が判るように記入していただいでください。

Q 7 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していない第三者証明は初診日を判断するための資料とできるのか。

A

第三者証明単独での証明力はありませんが、他の参考資料とあわせて合理的に初診日が推定できる場合は参考資料として取り扱えます。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q 8 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していないことを理由に認められなかった第三者証明は、概ね5年以上経過してから再度請求した場合は有効な第三者証明として認められるのか。

A

一度、請求時から概ね5年以内に聞いたと判断されたものは、その後形式的に5年を経過していても有効な第三者証明としては認められません。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q9 医療従事者による第三者証明の取扱いにある「その他の医療従事者」とはどのような職種を指すのか。

A

薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士など医療機関において医学的な業務に従事する職員を指し、事務関係職員は除きます。

また、医師以外の医療従事者が作成した第三者証明は、当該第三者（医療従事者）が請求者の初診日頃の診療に携わっていたことが詳細に記載されている必要があります。なお、当時の身分を確認できる証明書の添付を求める必要はありません。

Q10 同じ第三者の第三者証明に「見て知った内容」と「聞いて知った内容」が混在している場合は、どのように取り扱うのか。

A

初診日の頃に「見て知った内容」に「聞いて知った内容」が含まれる場合、見て知った内容と整理してください。

なお、「見て知った内容」とは通院の付き添いや入院時のお見舞い、あるいは医師（医療機関）発行の生活上の注意に関する文書を見たなど、受診していることを直接見て知っていた場合を指します。

Q11 複数の第三者証明を得ることが困難であり、証明の内容が「医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるもの」は、単数でも認められるとされているが、どの程度の記載であれば認められるのか。

A

初診日の頃に申立者が医療機関に受診していたことを知っていたことを示す内容であり、かつ、初診日頃の医療機関を受診する経過や医師からの療養の指示などが具体的に記載されていることが必要です。

なお、上述の内容に当てはまらない場合であっても、窓口では第三者証明が単数であることのみで請求に当たった書類が整っていないと判断せず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 2 第三者が実在するかどうかについて疑義が生じた場合や、第三者証明の内容に疑義が生じた場合について、電話で確認してもなお疑義が残る場合はどうするのか。

A

第三者の身分証明書や住民票、当時の関係を確認できる資料等、第三者が協力に応じる範囲で確認を行ってください。それでもなお信憑性などの確認ができないと判断した場合（本人確認ができない、証明内容を知りうる関係・状況でなかった等）は、受け付けた上で第三者証明として認めない取扱いとしてください。

Q 1 3 申立者が請求者の民法上の三親等内の親族である場合、その第三者証明は認められるか。また、申立者が申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族であった場合はどうか。

A

第三者証明として認められるものは、申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族でない場合です。

※ 申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族である場合であったとしても、その他の資料などで初診日が確認できる可能性がありますので、窓口では受付を拒まず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 4 第三者証明を提出した者の件数調査は行うのか。

A

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明は、今後、必要に応じ調査することも考えられます。

したがって、当分の間、受付進捗管理システムに「受付」等を登録する拠点では、請求書に20歳以降に初診日がある場合の第三者証明が添付されている場合は、受付進捗管理システムの任意情報の任意項目欄に「20歳以降の第三者証明あり」と登録してください。

<初診日があると推認される「一定の期間」について>

Q 1 5 「一定の期間」を特定するための書類は、初診日を特定するための書類と異なる場合があるが、どのタイミングで求めるべきか。また、相談のはじめから「一定の期間」内に初診日がある場合に該当するとして対応してもよいか。

A

「一定の期間」に関する取扱いは、初診日を明らかにすることができないことによる却下ができるだけ生じないようにすることを目的としているため、初診日を明らかにするための参考資料をすべて提出していただいてもなお特定できない場合が対象となります。このため、はじめから「一定の期間」を用いた対応はせず、当初提出された参考資料では初診日を認定できなかった場合に、「一定の期間」を特定するための書類をお客様に求めてください。

Q16 「一定の期間」が「全て公的年金制度の加入期間」であり、「当該期間中のいずれの時点においても保険料納付要件を満たしている場合」の一定の期間とは、どのように判断したらよいのか。

A

一定の期間は、参考資料等から始期と終期を確認して判断します。一定の期間の最大幅は始期が出生時、終期が一番古い医証で確認できる受診日となります。この始期と終期の幅を、参考資料等からなるべく狭い期間となるように確認を行ってください。

一定の期間を確認するための参考資料の例としては、以下のようなものがあります。なお、障害基礎年金の請求で終期が20歳前と判断された場合は、始期に関する判断は原則不要です。

(始期に関する資料の例)

- 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料
 - ・ 就職時に事業主に提出した診断書
 - ・ 人間ドックの結果
- 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料
 - ・ 交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料
 - ・ 職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料
- 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを推認できる、診断書作成医への発病時期に関する医師照会などの資料。
- 請求傷病に関する症状がないことが確認できる第三者証明。
 - ・ 職場の上司や産業医等、就労状況等を把握していた者による第三者証明

(終期に関する資料の例)

- 請求傷病により受診した事実を証明する資料
 - ・ 2 番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書
- 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料
 - ・ 障害者手帳の交付時期に関する資料
- 20 歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明。
- 請求傷病により医療を受けた時期を明らかにする資料
 - ・ 調剤内容の確認できる調剤薬局の領収書
 - ・ 装具（眼鏡、補聴器等）作成時の異常所見を確認できる資料

Q 17 一定の期間の始期に関する資料に示されている「異常所見がなく発病していないことが確認できる」資料には、第三者証明も含まれるのか。

A

外形的に判断できる障害（肢体の切断等）であるなど、傷病によっては本人申立て日前の発病していない（障害のない）時期を証する第三者証明も有効な資料となり得ます。

Q 18 「一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合」に必要とされる「請求者申立ての初診日について参考となる他の資料」とはどのような資料を指すのか。

A

一般的には初診日頃の受診状況が記載された第三者証明となります。ただし、第三者証明のみを用いて初診日が一定の期間であると確認した場合は、この他に診察券など客観性の認められる資料が必要となります。

なお、この場合における診察券は、受診した診療科が不明であっても初診日が確認できる場合には「参考となる他の資料」として取扱います。

Q 19 「一定の期間中のいずれにおいても保険料納付要件を満たしている場合」とは、一定の期間中のすべての時期の納付要件の確認が必要となるのか。

A

この取扱いにより本人申立ての初診日を認める場合は、「初診日がある一定の期間」中のいずれの時点においても納付要件を満たしていることを確認する必要があります。なお、2/3 要件だけではなく、直近 1 年要件や旧法障害厚生年金の納付要件（厚生年金保険の加入期間が 6 月以上であること等）など、

該当する時期に応じた納付要件を満たしていることを確認する必要があります。

Q 2 0 「一定の期間」による納付要件確認の結果、納付要件を満たさない時期があった場合、処分理由はどのようなのか。また、処分通知に始期と終期を明示する必要はあるのか。

A

提出された資料では初診日を認定することができないため、「初診日を確認することができない」として却下してください。なお、処分通知に審査過程である始期と終期を明示する必要はありません。

Q 2 1 「一定の期間」中に海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、どのように取り扱うのか。

A

「一定の期間」中に、海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、請求者が申し立てた初診日を認めることはできません。

「一定の期間」は、いずれの時点も、公的年金制度の加入期間、20歳前の期間、又は60歳以上65歳未満の待機期間である必要があります。

なお、「一定の期間」中に記録の未整備期間がある場合は記録を整備したうえで審査を行ってください。

<請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証の取扱いについて>

Q 2 2 新基準（通知）の第3の1にある「請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証」の中には、身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写し（5年以上前に作成）も含まれるのか。

A

含まれません。身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写しは、「写し」であることから、初診日を認定するための参考資料の扱いとなります。

なお、当該資料の記載内容についての初診日を認めるポイントや審査の注意事項は「障害年金の初診日の認定に関する事例集」にある「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」に準じます。

Q 2 3 2番目以降に受診した医療機関が作成した診断書の③欄に基づき初診日を確認する場合、記載根拠が「診療録で確認」であった場合、いつ記載された診療録かどのように確認すればよいのか。

A

電話や文書により医療機関に確認し、電話により確認した場合は直接診断書に書き込まず、別途いつ、誰が、誰に診療録に記載された時期を確認したかを明示した聞取り書（任意様式）を作成してください。「診療録で確認した日」を確認するためだけに診断書作成医療機関から受診状況等証明書を求める必要はありません。

<診察券等における初診日確認の取扱いについて>

Q 2 4 診察券等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できないときは、初診日及び診療科が確認できる診察券が提出された場合に参考となる他の資料にはどのようなものが含まれるのか。

A

第三者証明や医療機関が発行した領収書等が含まれます。

<健診日の取扱いについて>

Q 2 5 初診日の医証が取得できた場合はそれ以前の健康診断の内容を考慮しなくてもよいのか。

A

考慮の必要はありません。初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日となりますので、医療機関を受診した日の医証を得られない場合以外は、健診時における指摘の有無や健診結果の提出を求めることは不要です。なお、医療機関を受診した日が確認できる場合は、診断書等に健診結果に関する記載があっても健診結果を求める必要はありません。

Q 2 6 本人から健診を受けた日を初診日としたい旨の希望がある場合、具体的にどのような健診結果を持参させればよいのか。

A

初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、本人から健診で要治療と指示された日を初診日としたい旨の希望があった場合は、調査票をお渡しして記入を依頼するとともに、医師の診察を受ける前の取得可能な健診結果の持参をお願いしてください。なお、健診日を初診日として審査を希望する場合には、年金請求書裏面の初診日記入欄の日付は、健診日を記入するようご案内ください。

Q 2 7 医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果とはどのようなものか。

A

請求傷病に関して医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果かどうかを判断するにあたっては、①健康診断の検査成績に基づき「要治療」相当と判定されたかを目安とし、②健康診断の検査成績、③健康診断の自覚症状等の所見、⑤当該検査成績に関連した他の検査成績（心電図や画像所見など）、を相互に照らし合わせて確認してください。

なお、複数年の健診結果から初診日を判断することが望ましいですが、特定の検査項目の1回の異常値のみを判断基準として差し支えありません。ただし、いずれの場合も、初診の時期として適切かどうかについて、医学的見地からの判断を必ず行ってください。例えば、複数の健診結果が添付され、本人申立ての健診日以外の健診日が初診日として適切な場合は、当該健診日を初診日としてください。

○健診結果が「要治療」以外の医学的見地からただちに治療が必要と認められる可能性のある健診結果の例※

- ・請求傷病「完全房室ブロック」、健診結果「高度房室ブロック：疑」
- ・請求傷病「慢性腎不全（糖尿病性腎症）」、健診結果「尿蛋白2プラス（#）、尿たんぱく多量のため、一度腎機能検査が必要」

※必ず認定医による確認が必要です。

Q 2 8 健診日を初診日として請求された場合に、健診結果の添付ができない場合は、初診日について医療機関の証明が取れない場合の取扱いと同様として審査を進めてよいか。

A

初診日として確認できる健診結果の添付がなく、かつ初診日の医証の添付がない場合、初診日の医証が取れない場合の取扱いと同様になります。

<日付が特定されない初診日の取扱いについて>

Q 2 9 提出された書類からは初診日が月までしか特定できない場合は月末と見なされるが、請求者が同月内の他の日を初診日と申立てしている場合はどのように取り扱うのか。

A

当該月の末日を初診日としてください。なお、当該月に異なる年金制度に加入していた場合、「初診日が一定の期間内にあると確認され、当該期間中、異なる

る公的年金制度に継続的に加入し、かつ、納付要件を満たしている場合の取扱い」により判断することになります。

Q30 初診日が〇年春頃などのように、月まで特定できない場合はいつを初診日とするのか。各種資料により年及び季節が特定できた場合、「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いはできないか。

A

季節まで特定できる場合は「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いとしてください。具体的には原則以下のと通りの整理としてください。

・冬：2月末、春：5月末、夏：8月末、秋：11月末

なお、年や年齢よりも詳しく特定できない場合は、それだけでは初診日の認定はできませんが、「一定の期間」を確認するための始期及び終期の判断に際しては、原則以下のと通りの整理としてください。

<一定の期間の始期と終期について判断できる場合>

「〇年ごろ初診」→始期：〇年1月1日、終期：〇年12月31日

「〇歳ごろ初診」→始期：〇歳の誕生日、終期：〇+1歳の誕生日の前日

<一定の期間の始期について判断できる場合>

「〇年ごろ発病」→始期：〇年1月1日

「〇歳ごろ発病」→始期：〇歳の誕生日

<その他の取扱いについて>

Q31 再請求の際は、前回提出した受診状況等証明書など初診日証明に関する資料を使いたいけどどうしたらよいか。

A

処分（却下及び不支給）後の請求書等の書類は機構の文書となるため、再申請時は原則、新たに資料を整備していただく必要があります。カルテ保存年限が経過した等の理由により、初診日証明等の再整備が不可能である場合は、その写しを再請求時に参考資料として扱うことは可能です。その際は、原本の所在が分かるようにしておいてください。

Q32 旧法障害厚生年金は発病日を確認する必要があるが、新基準は発病日についても適用してよいか。

A

新基準は初診日に関する取扱いをお示したものです。

Q 3 3 第三者証明や参考資料により、請求者申立ての初診日でない時点が初診日と確認できた場合の取扱いはどうなるのか。

A

第三者証明や参考資料により確認できた日を初診日としてください。

Q 3 4 初診時の医証の提出がなくても2番目以降の受診医療機関の医証などにより初診日を確認することができれば、初診時の医証は整備しなくてもよいか。

A

2番目以降の受診医療機関の医証や参考資料などにより初診日を認めることができる場合であっても、初診時の医証等の受診状況などが確認できる資料は可能な限り整備が必要です。

整備可能な資料等（受診状況等証明書が添付できない申立書を含む）について整備のない場合は、初診日確認不能の取り扱いとしてください。

Q 3 5 参考資料が複数提出され、資料から読み取れる初診日が異なる場合の取扱いはどうなるのか。

A

参考資料間の初診日が異なることのみをもって初診日不明と判断せず、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて初診日を確認してください。それでもなお初診日が確認できないと判断した場合は初診日確認不能の取り扱いとしてください。

Q 3 6 障害年金が決定（裁定）されている場合、初診日を変更して再請求すれば初診日の変更は認められるのか。

A

一度決定（裁定）した障害年金については、過去の決定が誤りであった場合を除き、処分変更は行いません。ただし、再請求を妨げるものではないため、受付は行ってください。

Q 3 7 平成27年7月17日【給付指2015-91】20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱（指示・依頼）が廃止となるが、今後は何を根拠とするのか。

A

当該指示依頼の廃止後の20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱については、新基準（通知）の以下の部分を根拠としてください。

- ① 20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医療機関の証明により明らかである場合
→ 新基準（通知）の第2の3「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

- ② 20歳より前に厚生年金保険被保険者期間があり、20歳前受診証明では、初診日が厚生年金保険被保険者期間か否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日が厚生年金保険被保険者期間である場合
→ 新基準（通知）の第2の4「初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

- ③ 20歳前受診証明では、障害認定日が20歳に達した日以前であるか否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日によると障害認定日が20歳に達した日以前である場合
→ 新基準（通知）の第2の3「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

平成 27 年 10 月 1 日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要ですが、平成 27 年 10 月 1 日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

改正の主なポイント

改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要
→ 診断書等の医療機関による証明などを求めています

改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付
→ 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます

- ① 初診日について第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合

(注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ

初診日確認の新たな取り扱い

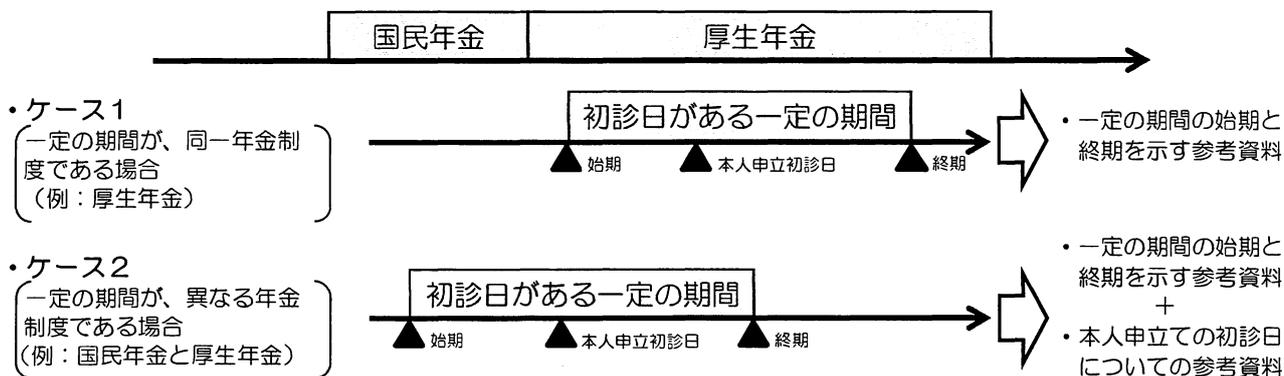
① 第三者証明について

20歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（注）原則として、複数の第三者による証明が必要です。

② 初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



◎ 一定の期間の始期に関する参考資料の例

- ・就職時に事業主に提出した診断書、人間ドックの結果（発病していないことが確認できる資料）
- ・職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

◎ 一定の期間の終期に関する参考資料の例

- ・2番目以降に受診した医療機関による証明
- ・障害者手帳の交付時期に関する資料

③ その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

<再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成27年10月1日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、[年金事務所](#)へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。

年管管発0928第7号
平成27年9月28日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公 印 省 略）

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第144号）が、平成27年9月24日に公布され、平成27年10月1日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成27年9月24日付け年管発0924第4号）により地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについて、別添1のとおり、日本年金機構年金給付業務部門担当理事あて通知したので御了知願いたい。

また、貴管内市町村に対し、この事務の取扱いについて周知されたい。あわせて、別添2の周知用リーフレットについて、市町村の窓口を設置する等市町村に御協力いただけるようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、周知用リーフレットについては、日本年金機構（年金事務所）から各市町村へ配布することとしていることを申し添える。

年管管発 0928 第 6 号
平成 27 年 9 月 28 日

日本年金機構
年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 144 号）が、平成 27 年 9 月 24 日に公布され、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成 27 年 9 月 24 日付け年管管発 0924 第 3 号）により日本年金機構理事長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについては下記のとおりであるので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

なお、本通知の発出に伴い、「20 歳前障害による障害基礎年金の請求において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 16 日付け年管管発 1216 第 3 号）は廃止する。

記

第 1 第三者証明による初診日確認の取扱いについて

1. 20 歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

(1) 20 歳以降に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

① 第三者証明と参考となる他の資料による初診日の確認について

20 歳以降に初診日がある障害年金の請求に当たり、初診日に受診した医療機関による初診日の証明（以下「医証」という。）が得られない場合においては、第三者証明（医療機関で診療を受けていたことについて第三者が申し立てることにより証明したもの。以下同じ。）を初診日を合理的に推定するための参考資料とすることとする。

この場合において、20 歳以降の初診日については、初診日がどの年金制度に加入していた時期かによって給付内容が大きく異なることも踏

まえ、適切に初診日を特定する必要があることから、第三者証明とともに、初診日について参考となる他の資料の提出を求め、両資料の整合性等を確認の上、障害年金を請求する者（以下「請求者」という。）が申し立てた初診日を初診日として認めることができることとする。

② 第三者証明に該当する申立てについて

第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

③ 参考となる他の資料について

①の参考となる他の資料としては、診察券や入院記録などの初診日について客観性が認められる資料が必要であり、医療機関が作成した資料であっても、請求者の申立てによる初診日等を記載した資料は不適當であること。

(2) 第三者証明の留意点について

① 第三者証明を行う者について

「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（厚生年金保険法）」（平成23年3月23日付け年発0323第1号）の別表1で定める第三者証明の第三者の範囲を踏まえ、請求者の民法上の三親等以内の親族による第三者証明は、認めないこととする。

② 医療従事者による第三者証明による初診日の確認について

初診日頃に請求者が受診した医療機関の担当医師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）による第三者証明（初診の医療機関が廃院等により医療機関による医証が得られない場合など）については、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接的に見て認識していることから、医証と同等の資料として、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、当該第三者証明のみで初診日を認めることができることとする。

なお、医療従事者による第三者証明であっても、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接把握できない立場であった医療従事者が、請求者の求めに応じ、請求者の申立てに基づいて行った第三者証明は、

これには該当しない。

③ 必要となる第三者証明の数について

上記②の場合を除き、原則として複数の第三者証明があることが、第三者証明を初診日推定の参考資料とするために必要である。

ただし、請求者が複数の第三者証明を得られない場合には、単数の第三者証明であっても、医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができることとする。

④ 請求時から概ね5年以内の第三者証明の取扱いについて（1（1）②ウ関係）

1（1）②ウの場合において、第三者が請求者等から初診日頃の受診状況を聞いていた時期が、請求時から概ね5年以内である第三者証明については、認められない。

ただし、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合であって、他の様々な資料から請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができることとする。

⑤ 一番古い時期の受診状況等に係る第三者証明の取扱いについて

請求者の初診日頃の受診状況等が不明である場合に、第三者が証明することができる一番古い時期の受診状況等について第三者証明があった場合には、当該資料により申請者が申し立てた初診日を認めることはできないが、初診日を総合的に判断する際の資料として取り扱うことができることとする。

⑥ 第三者証明の信憑性の確認について

第三者証明により初診日を確認する場合には、上記の資料のほか、可能な範囲で、請求者申立ての初診日について参考となる資料の提出を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により、第三者証明の信憑性を確認することとする。

また、第三者証明の内容に疑義が生じる場合や第三者が実在するかどうかについて疑義が生じる場合は、必要に応じて第三者に対して電話等で確認を行うこととする。

(3) 第三者証明の確認項目について

第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。

ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

- ① 第三者に関する項目
第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃の関係又は受診状況を聞いた頃の関係）
- ② 請求者の初診日頃における医療機関の受診状況に関する項目
傷病名、初診の時期、医療機関名・所在地・診療科
- ③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目
例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めるものとする。
 - ・ 発病から初診日までの症状の経過
 - ・ 初診日頃における日常生活上の支障度合い
 - ・ 医療機関の受診契機
 - ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
 - ・ 初診日頃の受診状況を知り得た状況 など

2. 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

(1) 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

① 第三者証明による初診日の確認について

20歳前に初診日がある障害基礎年金の請求に当たり、初診日の医証が得られない場合においては、請求者が20歳前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを明らかにする第三者証明により、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

20歳前に初診日がある障害基礎年金については、給付内容が単一であり、請求者が少なくとも20歳より前に、医療機関で請求傷病での診療を受けていたことが明らかであると確認できればよいことから、初診日を証明する書類が第三者証明のみの場合であっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

② 第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃又は20歳前の時期に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

- ③ 20歳前に厚生年金等に加入していた者の取扱いについて
20歳前に初診日がある場合であって、当該初診日が厚生年金等に加入していた期間である場合の第三者証明の取扱いは、障害厚生年金等の支給の対象となることから、第1の1によることとする。

- (2) 第三者証明の留意点について
第1の1の(2)と同様とする。

- (3) 第三者証明の確認項目について
第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。
ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

① 第三者に関する項目

第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃又は20歳前の時期の受診していた頃もしくは受診状況を聞いた頃の関係）

② 請求者の初診日頃又は20歳前の時期における医療機関の受診状況に関する項目

傷病名、初診の時期（初診の時期が不明であれば20歳前の受診の時期）、医療機関名・所在地・診療科

③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目

例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めものとする。

- ・ 発病から初診日又は20歳前の受診時までの症状の経過
- ・ 初診日頃又は20歳前における日常生活上の支障度合い
- ・ 医療機関の受診契機
- ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
- ・ 初診日頃又は20歳前の受診状況を知り得た状況 など

第2 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の取扱いについて

1. 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の基本的取扱いについて

初診日を具体的に特定できなくても、参考資料により一定の期間内に初診日があると確認された場合であって、下記3又は4に該当するときは、一定の条件の下、請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

2. 初診日が一定の期間であると確認するための参考資料について

初診日が一定の期間内であると確認するためには請求者が提出する参考資

料により判断することとなるが、参考資料の例としては、以下のようなものが考えられる。

(1) 一定の期間の始期に関する資料の例

- ・ 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料（就職時に事業主に提出した診断書、人間ドックの結果など）
- ・ 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料（交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料など）
- ・ 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを証明する資料

(2) 一定の期間の終期に関する資料の例

- ・ 請求傷病により受診した事実を証明する資料（2番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書など）
- ・ 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料（障害者手帳の交付時期に関する資料など）
- ・ 20歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明

3. 初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間のみであるなど同一の公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間中で請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

なお、当該期間中の全ての期間が、20歳前の期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合又は60歳から65歳の待機期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合については、同一の公的年金制度の加入期間となっているものと取り扱うこととする。その際、20歳前の期間については、保険料納付要件を考慮しないものとする（4において同じ）。

4. 初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間と厚生年金の加入期間であるなど異なる公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、請求者申立ての初診日について参考となる他

の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。

ただし、請求者申立ての初診日が、国民年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の待機期間である場合には、いずれの場合においても、障害厚生年金等ではなく障害基礎年金を請求するものであることから、初診日があると確認された一定の期間に厚生年金等の加入期間が含まれていたとしても、第2の3と同様に、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

第3 その他の初診日の取扱いについて

1. 請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて
請求の5年以上前に医療機関が作成した資料（診療録等）に請求者申立ての初診日が記載されている場合には、初診日と認めることができることとする。
また、当該資料が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。
ただし、この場合に参考となる他の資料としては、診察券や入院記録など、請求者の申立て以外の記録を根拠として初診日を推定することが可能となる資料が必要であり、請求者又は請求者の家族等の申立てに基づく第三者証明は含まれないものとする。
2. 診察券等における初診日確認の取扱いについて
診察券や医療機関が管理する入院記録等により確認された初診日及び受診した診療科については、請求傷病での受診である可能性が高いと判断できる診療科（精神科など）である場合には、それらの参考資料により初診日を認めることができる。
また、診察券や入院記録等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できない診療科（内科など）の場合であっても、診察券や入院記録等で初診日及び受診した診療科が確認できたときは、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができる。
ただし、他の傷病による受診であると明らかに推認できる場合は認めないこととする。
3. 健診日の取扱いについて
初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日とし、健康診断を受けた日（健診日）は初診日として取り扱わないこととする。
ただし、初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健

診日を初診日とし、健診日を証明する資料（人間ドックの結果など）を求めた上で、初診日を認めることができることとする。

4. 日付が特定されない初診日の取扱いについて

資料により初診日のある年月までは特定できるが日付が特定されない場合には、保険料の納付要件を認定する時点や遺族年金における死亡日の取扱い等を踏まえ、当該月の末日を初診日とする。

ただし、当該月に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入していた場合については、当該月の月末を初診日とはしない。

5. 初診日を確認する際の留意事項について

第1から第3の各項目に限らず、初診日の確認に当たっては、初診日の医証がない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医証などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合は、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

また、初診日に関する複数の資料が提出された場合には、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて、請求者申立ての初診日を確認するものとする。

障害年金を請求するお客様へ

平成 27 年 10 月 1 日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要ですが、平成 27 年 10 月 1 日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

改正の主なポイント

改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要
→ 診断書等の医療機関による証明などを求めています

改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付
→ 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます

- ① 初診日について第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合

(注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ

初診日確認の新たな取り扱い

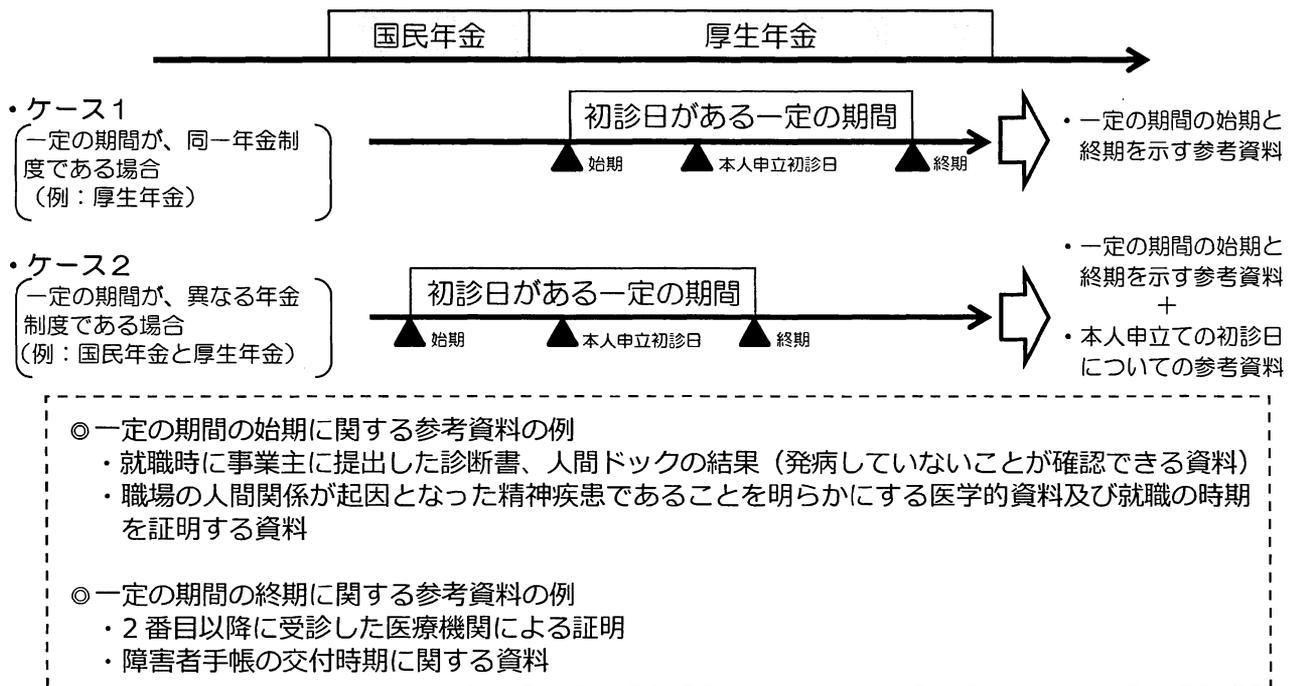
① 第三者証明について

20歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（注）原則として、複数の第三者による証明が必要です。

② 初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



③ その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

<再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成 27 年 10 月 1 日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

●年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市区町村国民年金担当課 御中

日本年金機構〇〇ブロック本部
〇〇年金事務所

「受診状況等証明書」等の様式変更について（協力をお願い）

日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本年金機構では、障害年金等の請求書に添付する様式のうち、障害の原因となった傷病にかかる初診日を確認するための書類として、必要に応じ「受診状況等証明書」等の添付をお願いしてきたところですが、この度、年金局事業管理課長通知（平成27年9月28日年管管発0928第6号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」）（別添1）が発出されたことに伴い、平成27年9月29日から全国の年金事務所や街角の年金相談センターで「受診状況等証明書」（別添2）、「受診状況等証明書を添付できない申立書」（別添3）、「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」（別添4）、「初診日に関する第三者からの申立書」を記入される方へ」（別添5）及び「障害年金の初診日に関する調査票」（別添6-1～6-8）についての新様式を配付することといたしました。

つきましては、障害年金等の請求書に添付する書類として、必要に応じ窓口で配付していただきますようご協力をお願い申し上げます。

照会先 日本年金機構〇〇ブロック本部 〇〇年金事務所 お客様相談室 【担当】〇〇 【連絡先】000-0000
--

平成 27 年 9 月 29 日
 給付指 2015-120
 年相指 2015- 76

文書区分			
重要度高	周知確認	要報告	緊急
	○		

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない

い場合の取扱い（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	総務課	適用課	徴収課	国年課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部 障害年金業務部

目的・趣旨

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 144 号）が平成 27 年 9 月 24 日に公布され、厚生労働省年金局事業管理課長からその取扱いにかかる通知が発出されましたので、事務取扱いをお知らせするものです。

ポイント（内容）

1. 概要

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて、年金局事業管理課長通知（平成 27 年 9 月 28 日年管管発 0928 第 6 号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」（以下「新基準」という。））（別添 1）が発出され、平成 27 年 10 月 1 日以降に決定されるものから適用されます。

2. 新基準の主な内容

- (1) 20 歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱い※
- (2) 20 歳前に初診日がある場合の第三者証明の取扱い※
- (3) 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の基本的取扱い
- (4) 請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱い
- (5) 診察券等における初診日確認の取扱い
- (6) 健診日の取扱い
- (7) 日付が特定されない初診日の取扱い

※（1）、（2）は原則として複数の第三者証明が必要です。ただし、単数であることのみをもって初診日を合理的に推定できないと判断しないでください。

3. 事務取扱い

(1) 適用時期

平成27年10月1日以降に決定されるものから適用。

(2) 様式の変更等

新基準に対応するため、以下の様式について変更等を行いました。

①受診状況等証明書（別添2）

ア. 主な変更内容

「発病から初診までの経過」欄に、診療録に前医受診の記載がある場合はいつの診療録によるものか記載していただく項目を追加しました。

イ. 変更の理由

新基準においては、請求者の申立てに基づき医療機関が作成した資料であっても、請求の5年以上前に作成された資料（診療録等）であれば、請求者申立ての初診日を認めることができるとされたことに対応するものです。

②受診状況等証明書を添付できない申立書（別添3）

ア. 主な変更内容

受診状況などが確認できる参考資料として「第三者証明」を追加。

イ. 変更の理由

新基準において第三者証明による初診日確認の取扱いが定められたことに対応するものです。

③初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）（別添4）

ア. 主な変更内容

新基準において定められた確認項目を漏れなく記入していただけるよう様式を見直しました。また、「初診日に関する第三者からの申立書」を記入される方へ（別添5）を作成しましたので一緒に配付してください。

イ. 変更の理由

新基準において、第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、「第三者に関する項目」、「請求者の初診日頃における医療機関の受診状況に関する項目」及び「第三者から見た請求者の状況等に関する項目」が定められたことに対応するものです。

④障害年金の初診日に関する調査票（別添6-1～6-8）

ア. 主な変更内容

お客様に提出が任意であるとの誤解を生じさせないように、調査票名を「障害年金の初診日に関する調査票」とし、あわせて調査の目的についても記載しました。

イ. 変更の理由

新基準において初診日を審査する際の資料とするため、様式化したものです。

⑤配付開始時期

平成27年9月29日（火）

⑥旧様式の取り扱い

平成27年9月29日以降の新様式配付開始後、旧様式の配付は不可としますので、廃棄処分してください。なお、旧様式を既に配付しており、その書類を用いて9月29日以降に年金請求書の提出があった場合は、受付をしたうえで、審査時に適宜照会させていただくことをご案内ください。

(3) 具体的な事務の取扱い

①「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」(別添7)を、新基準を踏まえて改訂しましたのでご確認ください。

ア. 主な改訂箇所

○Ⅰ1「初診日とは」及びⅦ1「初診日の証明」について新基準を踏まえ修正。

○Ⅸ「参考資料」の「受診状況等証明書」、「受診状況等証明書を添付できない申立書」、「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」及び「障害年金の初診日に関する調査票」を削除し、新様式に差替え。

イ、「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」は、各年金事務所お客様相談室より市区町村の年金事務担当者に配付してください。

ウ、「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」は次の場所に格納しますので、ファイルをコピーしてお使いください。

W: 全国共有フォルダ > *18 給付企画部 > 01 給付企画G > 10 障害基礎年金の手引き

②参考資料

新基準による審査の参考として「障害年金の初診日の認定に関する事例集」(別添8)及び「初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いQ&A」(別添9)を作成したのでご確認ください。また、必要に応じ各年金事務所お客様相談室より市区町村の年金事務担当者に配付してください。

4. 周知広報

(1) 年金事務所及び街角の年金相談センター(オフィス)でのリーフレット設置

新基準にかかるリーフレット(別添10)を窓口に設置し、必要に応じ配布してください。

また、市区町村へのリーフレット設置依頼は、年金局事業管理課長通知(平成27年9月28日年管管発0928第7号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」(別添11))により厚生労働省が各地方厚生(支)局宛に行いましたが、市区町村への配布は日本年金機構の年金事務所より行うとされているため、適宜配布してください。

(2) 市区町村への協力依頼

市区町村の国民年金担当課には、「受診状況等証明書」、「受診状況等証明書を添付できない申立書」、「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」及び「障害年金の初診日に関する調査票」を変更したことを「受診状況等証明書」等の様式変更について(協力のお願ひ)(別添12)によりお知らせください。

(3) リーフレットの機構ホームページへの掲載

機構ホームページの「パンフレット」欄にリーフレットを掲載します。リーフレットの提供依頼等の照会がありましたら、ダウンロード（印刷）を案内する等、適宜対応してください。

5. 要領の改訂

本指示・依頼に基づく「業務処理要領【マニュアル】」の改訂は、別途お知らせします。

6. その他留意事項

○平成27年9月4日【給付指2015-109】「障害年金の初診日証明に関する新たな取扱い」の適用時期及び過渡期の対応（指示・依頼）により決定を一時的に保留していた処理については、保留を解除し処理を再開してください。

○本指示・依頼の発出に伴い、以下の指示・依頼については廃止となります。

- ・平成23年12月19日【給付指2011-305】20歳前障害基礎年金において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱い（指示・依頼）
- ・平成25年4月17日【給付指2013-65】「受診状況等証明書」及び「受診状況等証明書が添付できない申立書」の使用（指示・依頼）
- ・平成27年7月17日【給付指2015-91】20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱（指示・依頼）

業務処理要領【マニュアル】 年金給付（裁定 I-4 障害基礎年金請求書、I-5 障害給付年金請求書（障害厚生））

審査担当フィック欄 ■

周知済フィック欄 □

照会先
本部給付企画部給付企画G
担当 大平、佐藤（優）、前田、桂、高田
連絡先 03-6892-0784（直通）

本部年金相談部相談指導G
担当 櫻田、奥田
連絡先 03-3247-3483（直通）

年管管発0928第6号
平成27年9月28日

日本年金機構
年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第144号）が、平成27年9月24日に公布され、平成27年10月1日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成27年9月24日付け年管管発0924第3号）により日本年金機構理事長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについては下記のとおりであるので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

なお、本通知の発出に伴い、「20歳前障害による障害基礎年金の請求において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱いについて」（平成23年12月16日付け年管管発1216第3号）は廃止する。

記

第1 第三者証明による初診日確認の取扱いについて

1. 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

(1) 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

① 第三者証明と参考となる他の資料による初診日の確認について

20歳以降に初診日がある障害年金の請求に当たり、初診日に受診した医療機関による初診日の証明（以下「医証」という。）が得られない場合においては、第三者証明（医療機関で診療を受けていたことについて第三者が申し立てることにより証明したもの。以下同じ。）を初診日を合理的に推定するための参考資料とすることとする。

この場合において、20歳以降の初診日については、初診日がどの年金制度に加入していた時期かによって給付内容が大きく異なることも踏

まえ、適切に初診日を特定する必要があることから、第三者証明とともに、初診日について参考となる他の資料の提出を求め、両資料の整合性等を確認の上、障害年金を請求する者（以下「請求者」という。）が申し立てた初診日を初診日として認めることができることとする。

② 第三者証明に該当する申立てについて

第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

③ 参考となる他の資料について

①の参考となる他の資料としては、診察券や入院記録などの初診日について客観性が認められる資料が必要であり、医療機関が作成した資料であっても、請求者の申立てによる初診日等を記載した資料は不相当であること。

(2) 第三者証明の留意点について

① 第三者証明を行う者について

「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（厚生年金保険法）」（平成23年3月23日付け年発0323第1号）の別表1で定める第三者証明の第三者の範囲を踏まえ、請求者の民法上の三親等以内の親族による第三者証明は、認めないこととする。

② 医療従事者による第三者証明による初診日の確認について

初診日頃に請求者が受診した医療機関の担当医師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）による第三者証明（初診の医療機関が廃院等により医療機関による医証が得られない場合など）については、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接的に見て認識していることから、医証と同等の資料として、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、当該第三者証明のみで初診日を認めることができることとする。

なお、医療従事者による第三者証明であっても、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接把握できない立場であった医療従事者が、請求者の求めに応じ、請求者の申立てに基づいて行った第三者証明は、

これには該当しない。

③ 必要となる第三者証明の数について

上記②の場合を除き、原則として複数の第三者証明があることが、第三者証明を初診日推定の参考資料とするために必要である。

ただし、請求者が複数の第三者証明を得られない場合には、単数の第三者証明であっても、医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができることとする。

④ 請求時から概ね5年以内の第三者証明の取扱いについて（1（1）②ウ関係）

1（1）②ウの場合において、第三者が請求者等から初診日頃の受診状況を聞いていた時期が、請求時から概ね5年以内である第三者証明については、認められない。

ただし、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合であって、他の様々な資料から請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができることとする。

⑤ 一番古い時期の受診状況等に係る第三者証明の取扱いについて

請求者の初診日頃の受診状況等が不明である場合に、第三者が証明することができる一番古い時期の受診状況等について第三者証明があった場合には、当該資料により申請者が申し立てた初診日を認めることはできないが、初診日を総合的に判断する際の資料として取り扱うことができることとする。

⑥ 第三者証明の信憑性の確認について

第三者証明により初診日を確認する場合には、上記の資料のほか、可能な範囲で、請求者申立ての初診日について参考となる資料の提出を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により、第三者証明の信憑性を確認することとする。

また、第三者証明の内容に疑義が生じる場合や第三者が実在するかどうかについて疑義が生じる場合は、必要に応じて第三者に対して電話等で確認を行うこととする。

(3) 第三者証明の確認項目について

第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。

ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

- ① 第三者に関する項目
第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃の関係又は受診状況を聞いた頃の関係）
- ② 請求者の初診日頃における医療機関の受診状況に関する項目
傷病名、初診の時期、医療機関名・所在地・診療科
- ③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目
例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めるものとする。
 - ・ 発病から初診日までの症状の経過
 - ・ 初診日頃における日常生活上の支障度合い
 - ・ 医療機関の受診契機
 - ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
 - ・ 初診日頃の受診状況を知り得た状況 など

2. 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

(1) 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

① 第三者証明による初診日の確認について

20歳前に初診日がある障害基礎年金の請求に当たり、初診日の医証が得られない場合においては、請求者が20歳前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを明らかにする第三者証明により、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

20歳前に初診日がある障害基礎年金については、給付内容が単一であり、請求者が少なくとも20歳より前に、医療機関で請求傷病での診療を受けていたことが明らかであると確認できればよいことから、初診日を証明する書類が第三者証明のみの場合であっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

② 第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃又は20歳前の時期に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

- ③ 20歳前に厚生年金等に加入していた者の取扱いについて
20歳前に初診日がある場合であって、当該初診日が厚生年金等に加入していた期間である場合の第三者証明の取扱いは、障害厚生年金等の支給の対象となることから、第1の1によることとする。

- (2) 第三者証明の留意点について
第1の1の(2)と同様とする。

- (3) 第三者証明の確認項目について
第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。
ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

① 第三者に関する項目

第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃又は20歳前の時期の受診していた頃もしくは受診状況を聞いた頃の関係）

② 請求者の初診日頃又は20歳前の時期における医療機関の受診状況に関する項目

傷病名、初診の時期（初診の時期が不明であれば20歳前の受診の時期）、医療機関名・所在地・診療科

③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目

例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めるものとする。

- ・ 発病から初診日又は20歳前の受診時までの症状の経過
- ・ 初診日頃又は20歳前における日常生活上の支障度合い
- ・ 医療機関の受診契機
- ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
- ・ 初診日頃又は20歳前の受診状況を知り得た状況 など

第2 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の取扱いについて

1. 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の基本的取扱いについて

初診日を具体的に特定できなくても、参考資料により一定の期間内に初診日があると確認された場合であって、下記3又は4に該当するときは、一定の条件の下、請求者が申し立てた初診日を確認することができることとする。

2. 初診日が一定の期間であると確認するための参考資料について

初診日が一定の期間内であると確認するためには請求者が提出する参考資

料により判断することとなるが、参考資料の例としては、以下のようなものが考えられる。

(1) 一定の期間の始期に関する資料の例

- ・ 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料（就職時に事業主に提出した診断書、人間ドックの結果など）
- ・ 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料（交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料など）
- ・ 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを証明する資料

(2) 一定の期間の終期に関する資料の例

- ・ 請求傷病により受診した事実を証明する資料（2番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書など）
- ・ 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料（障害者手帳の交付時期に関する資料など）
- ・ 20歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明

3. 初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間のみであるなど同一の公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間中で請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

なお、当該期間中の全ての期間が、20歳前の期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合又は60歳から65歳の待機期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合については、同一の公的年金制度の加入期間となっているものと取り扱うこととする。その際、20歳前の期間については、保険料納付要件を考慮しないものとする（4において同じ）。

4. 初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間と厚生年金の加入期間であるなど異なる公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、請求者申立ての初診日について参考となる他

の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。

ただし、請求者申立ての初診日が、国民年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の待機期間である場合には、いずれの場合においても、障害厚生年金等ではなく障害基礎年金を請求するものであることから、初診日があると確認された一定の期間に厚生年金等の加入期間が含まれていたとしても、第2の3と同様に、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

第3 その他の初診日の取扱いについて

1. 請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて

請求の5年以上前に医療機関が作成した資料（診療録等）に請求者申立ての初診日が記載されている場合には、初診日と認めることができることとする。

また、当該資料が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。

ただし、この場合に参考となる他の資料としては、診察券や入院記録など、請求者の申立て以外の記録を根拠として初診日を推定することが可能となる資料が必要であり、請求者又は請求者の家族等の申立てに基づく第三者証明は含まれないものとする。

2. 診察券等における初診日確認の取扱いについて

診察券や医療機関が管理する入院記録等により確認された初診日及び受診した診療科については、請求傷病での受診である可能性が高いと判断できる診療科（精神科など）である場合には、それらの参考資料により初診日を認めることができる。

また、診察券や入院記録等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できない診療科（内科など）の場合であっても、診察券や入院記録等で初診日及び受診した診療科が確認できたときは、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができる。

ただし、他の傷病による受診であると明らかに推認できる場合は認めないこととする。

3. 健診日の取扱いについて

初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日とし、健康診断を受けた日（健診日）は初診日として取り扱わないこととする。

ただし、初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健

診日を初診日とし、健診日を証明する資料（人間ドックの結果など）を求めた上で、初診日を認めることができることとする。

4. 日付が特定されない初診日の取扱いについて

資料により初診日のある年月までは特定できるが日付が特定されない場合には、保険料の納付要件を認定する時点や遺族年金における死亡日の取扱い等を踏まえ、当該月の末日を初診日とする。

ただし、当該月に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入していた場合については、当該月の月末を初診日とはしない。

5. 初診日を確認する際の留意事項について

第1から第3の各項目に限らず、初診日の確認に当たっては、初診日の医証がない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医証などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合は、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

また、初診日に関する複数の資料が提出された場合には、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて、請求者申立ての初診日を確認するものとする。

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにすることが必要です。そのために使用する証明書です。

受診状況等証明書

① 氏 名 _____

② 傷 病 名 _____

③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 _____

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....

.....

.....

※診療録に前医受診の記載がある場合 1 初診時の診療録より記載したものです。
右の該当する番号に○印をつけてください 2 昭和・平成 年 月 日の診療録より記載したものです。

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑧ 終診時の転帰 (治癒・転医・中止)

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....

.....

.....

.....

⑩ 次の該当する番号 (1～4) に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

上記の記載は 1 診療録より記載したものです。

2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。

3 その他 () より記載したものです。

4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 年 月 日

医療機関名

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

記入する際のお願い

- 1 「② 傷病名」の欄は、障害の原因又は誘因となった傷病について記入してください。
- 2 「③ 発病年月日」の欄は、傷病が発病したと考えられる年月日を記入してください。特定できない場合は、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 3 「④ 傷病の原因又は誘因」の欄は、傷病の原因又は誘因が特定できない場合、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 4 「⑤ 発病から初診までの経過」の欄は、発病から初診までの経過と併せて、診療録から前医を受診していたことが確認できる場合は、前医の医療機関名、受診期間、診療内容等も記入してください。
 また、前医受診に関する記載をした場合は、いつの診療録から記載したものを記入してください。
 なお、前医からの紹介状が保管されている場合は、そのコピーの添付をお願いします。
- 5 「⑥ 初診年月日」、「⑦ 終診年月日」の欄は、「②傷病名」に複数の傷病を記載した場合、それぞれの傷病に番号を付記していただき、傷病ごとの初診年月日と終診年月日がわかるように記入してください。
- 6 「⑩」の欄は、複数の番号に○印をつけた場合、どの部分がどの記載根拠によるものかわかるように余白に記入してください。
 なお、「4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。」のみに○印を付けた場合は、初診日の証明となりませんので注意してください。
- 7 「⑪」の欄は、医師氏名の印鑑の押印もれがないようにお願いします。
- 8 この証明書に記載した内容を訂正する場合は、訂正箇所に医師の訂正印を押印してください。

受診状況等証明書が添付できない申立書

傷病名 _____

医療機関名 _____

医療機関の所在地 _____

受診期間 昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認しましたか。
 次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<確認年月日>に確認した
 日付を記入してください。
 その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法も記入してください。

<添付できない理由> _____ <確認年月日> 平成 年 月 日

カルテ等の診療録が残っていないため

廃業しているため

その他 _____

<確認方法> 電話 訪問 その他 (_____)

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。
 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーを添付してください。
 お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

身体障害者手帳・療育手帳・

精神障害者保健福祉手帳

身体障害者手帳等の申請時の診断書

生命保険・損害保険・

労災保険の給付申請時の診断書

事業所等の健康診断の記録

母子健康手帳

健康保険の給付記録（レセプトも含む）

お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券

(可能な限り診察日や診療科が分かるもの)

小学校・中学校等の健康診断の記録や

成績通知表

盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書

第三者証明

その他 (_____)

添付できる参考資料は何もない

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 年 月 日

請求者 住所 _____
 氏名 _____ ※本人自らが署名する場合
 印 _____ 押印は不要です。

代筆者氏名 _____ 請求者との続柄 _____

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病の初診日を明らかにすることが必要とされます。一番古い受診歴のある医療機関の「受診状況等証明書」が添付できない場合は、その旨の申立、及び、医療保険の給付にかかる記録などの初診日を確認できる書類を添付いただくことが必要です。この書類はそのために使用する申立書です。

記入する際のお願い

- 1 「傷病名」の欄は、医療機関で診断された病名（〇〇病、△△症など）を記入してください。
- 2 「医療機関名」の欄は、医療機関の名称（〇〇病院、△△クリニックなど）を記入してください。
- 3 「医療機関の所在地」の欄は、医療機関の所在地（〇〇市△△町1-1など）を記入してください。
- 4 「受診期間」の欄は、受診していた期間を記入してください。記憶があいまいな場合は、次の（例）のように記入しても構いません。

（例）平成5年4月頃～平成5年10月頃、昭和61年春頃～昭和62年夏頃 など

- 5 細線で囲まれた欄は、質問をお読みいただき、その枠内の該当する口に✓をつけてください。
- 6 申立書の下欄にある「平成 年 月 日」の欄は、この申立書を作成した日付を記入してください。
- 7 「住所」と「氏名」の欄は、請求する方の住所と氏名を記入してください。
- 8 この申立書を代筆した場合は、代筆した方の氏名を「代筆者氏名」に記入し、請求する方からみた続柄を「請求者との続柄」の欄に記入してください。

<参考資料の確認先>

身体障害者手帳等の申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課、高齢障害福祉課など）

生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した生命保険会社、損害保険会社、労働基準監督署

事業所等の健康診断の記録

⇒ 当時勤務していた事業所や健康診断を受けた医療機関

健康保険の給付記録（レセプトも含む）

⇒ 当時加入していた健康保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）

<参考資料のその他に該当する例>

- ・交通事故証明
- ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー（診療や治療経過を要約したもの）
- ・次の受診医療機関への紹介状
- ・電子カルテ等の記録（氏名・日付・傷病名・診療科等が印刷されたもの）
- ・交通事故や労災事故などのことが掲載されている新聞記事

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 _____ の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。
なお、聞いた時期は（昭和・平成 年 月 日）（頃）です。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係： _____ 現在の関係： _____

○傷病名： _____ ○初診日： 昭和・平成 年 月 日（頃）

○医療機関名・診療科： _____ ○所在地： _____

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。
申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

【申立日】平成 年 月 日

<申立者>

住所：〒 _____

連絡先： _____（ ） 氏名： _____ ㊟

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」を記入される方へ

1. 「初診日に関する第三者からの申立書」の目的

障害年金を受給するためには、「初診日」における保険料納付要件を満たす必要があります。

「初診日に関する第三者からの申立書（以下「第三者証明」といいます。）」は、請求者が「初診日」を確認できる医療機関の証明などを提出できない場合、初診日の頃の医療機関の受診状況を見たり聞いたりした第三者（以下「申立者」といいます。）が当時知っていた内容から初診日を推定できるか審査するための書類となります。

このため、第三者証明に記入する内容は、請求者や請求者の家族などから最近得た情報は記入せず、申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。

※ 初診日：障害年金を請求している病気やケガについて初めて医療機関を受診した日

2. 第三者証明の記入方法

裏面の記入方法をご覧になって記入してください。

なお、第三者証明内の知ったきっかけは、いずれか当てはまる方に○を付けてください。

○「1. 直接見て知りました。」に当てはまる場合

申立者が、通院の付き添い、入院時のお見舞いまたは医師からの生活上の注意文書を見たなど、障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日の頃に直接見て知った場合を指します。

また、直接見て知った内容に加え、請求者やその家族などから聞いて知った内容が一部含まれる場合も「1」に○を付けてください。

なお、単に請求者と会った際に体調が良くないことに気づいた場合などは、医療機関を受診している事実を申立者が直接見ていないため、「直接見て知った」には含まれません。

○「2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。」に当てはまる場合

申立者が、請求者やその家族などから「心療内科に通院し始めた」や「医師から甘味を止められている」など、障害年金を請求する病気やケガにより初めて医療機関を受診した頃の様子を聞いて知った場合（手紙等で知った場合を含みます）を指します。

なお、複数回にわたり聞いている場合は、最も現在に近い時期を「聞いた時期」に記入してください。

3. 20歳前に初診日がある第三者証明を記入される方に対するお願い

20歳前に初診日がある場合は、少なくとも20歳前までに障害年金を請求する病気やケガにより医療機関を受診したことが明らかであれば、請求者の申し立てしている初診日が認められる場合があります。したがって、第三者証明には、初診日の頃に限らず、請求者が20歳前に医療機関を受診していることがわかる内容を記入してください。

障害年金の初診日に関する調査票【先天性障害（網膜色素変性症等）：眼用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 眼の疾患について、幼児期に家族から又は学校の健康診断等で、何かいわれて医療機関に行っていたことがありますか。

いわれたことはない

昭和・平成 年 月 日頃受診した（受診医療機関名 ）

2. 該当する項目に✓を記入のうえ、該当日と当時の視力を記載してください。

障害基礎年金請求 20歳時（昭和・平成 年 月 日）における視力

障害厚生年金請求 厚生年金資格取得時（昭和・平成 年 月 日）における視力

右眼 裸眼（ ） 矯正（ ）

左眼 裸眼（ ） 矯正（ ）

3. 視力が落ちてきたことにいつごろ気づかれましたか。

昭和・平成 年 月 日頃

4. あなたの視力の経過について、記入してください。

※中学校卒業から数年単位でわかる範囲で記入してください。

経 過	右 眼		左 眼	
	裸 眼	矯 正	裸 眼	矯 正
中学校卒業時				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印（続柄 ）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【先天性障害：耳用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 聴力障害について、幼児期に家族から又は学校の健康診断等で、何かいわれて医療機関に行っていたことがありますか。

いわれたことはない

昭和・平成 年 月 日頃受診した（受診医療機関名 ）

2. 該当する項目に✓を記入のうえ、該当日と当時の聴力を記載してください。

障害基礎年金請求 20歳時（昭和・平成 年 月 日）における聴力

障害厚生年金請求 厚生年金資格取得時（昭和・平成 年 月 日）における聴力
右耳（ dB） 左耳（ dB）

3. 聴力が落ちてきたことにいつごろ気づかれましたか。

昭和・平成 年 月 日頃

4. あなたの聴力の経過について、記入してください。

※中学校卒業から数年単位でわかる範囲で記入してください。

経 過	右 耳	左 耳
中学校卒業時	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印（続柄 ）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【先天性股関節疾患(臼蓋形成不全を含む)用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 股関節の手術（骨切術、人工関節、人工骨頭など）をされている場合は、手術前のレントゲンフィルムを提出してください。手術をされていない場合は、一番古いレントゲンフィルムを提出してください。

（提出できない場合は、以下にその理由をご記入ください。）

[]

2. 学校（小学校、中学校、高校等）での体育の実技は、他の生徒と同じようにできましたか。または、股関節の不自由が原因で見学することがありましたか。

[]

3. 0歳から20歳までの股関節の治療の経過を記入してください。

年齢	受診の状況	症状の経過
0歳～5歳		
6歳～10歳		
11歳～15歳		
16歳～20歳		

※ 受診した期間は、受診医療機関名及び通院期間・受診回数・入院期間・治療の経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由などを記入してください。また、受診していない期間については、その理由、自覚症状の程度、日常生活の状況などについて、具体的に記入してください。

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所
報告者
氏名

印（続柄）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【糖尿病用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 倦怠感・身体の不調・口渇等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 ()

2. 健康診断等で尿に糖が出ていることを指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日：昭・平 年 月 日)
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果(写)を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果(写)を添付した。(他にはない)
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した(昭・平 年 月 日) 医療機関名 ()
 すぐに受診しなかった
(理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

()

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄)

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【腎臓・膀胱の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 身体の不調・むくみ等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態

2. 健康診断等で尿に蛋白が出ていることを指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日: 昭・平 年 月 日)
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果 (写) を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果 (写) を添付した。(他にはない)
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した (昭・平 年 月 日) 医療機関名 ()
 すぐに受診しなかった
 (理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄)

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【肝臓の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 倦怠感・身体の不調・むくみ等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態

2. 健康診断等で肝機能障害を指摘されたことはありますか。

- 指摘あり（検査日：昭・平 年 月 日）
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果(写)を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果(写)を添付した。(他にはない)
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した(昭・平 年 月 日) 医療機関名 ()
 すぐに受診しなかった
(理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄)

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【心臓の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 身体の不調・むくみ等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態

2. 健康診断等で心機能障害を指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日: 昭・平 年 月 日)
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果(写)を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果(写)を添付した。(他にはない)
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した(昭・平 年 月 日) 医療機関名 ()
 すぐに受診しなかった
(理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄)

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

障害年金の初診日に関する調査票【肺の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 身体の不調・呼吸困難（息切れ、息苦しさ）等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態

2. 健康診断等で肺機能障害を指摘されたことはありますか。

- 指摘あり（検査日：昭・平 年 月 日）
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果（写）を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果（写）を添付した。（他にはない）
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。（ひとつもない）

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した（昭・平 年 月 日）医療機関名（ ）
 すぐに受診しなかった
（理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調）

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印（続柄 ）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

I 障害基礎年金に関する用語について

1 初診日とは

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日としています。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- (3) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- (4) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- (5) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- (6) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- (7) 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
- (8) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- (9) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日

(注) 過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみて同一傷病として取扱います。

ワンポイント!

- ・障害年金の初診日は、医師又は歯科医師の診療を受けた日とされていますので、整骨院、ほねつぎ、鍼灸院等は初診日と認められません。
- ・発達障害（アスペルガー症候群や高機能自閉症など）は、自覚症状があつて初めて診療を受けた日が初診日となります。知的障害（精神遅滞）とは異なるので注意してください。
- ・健康診断を受けた日（健診日）は、原則初診日として取扱いません。
ただし、初診時（1番最初に受診した医療機関）の医師の証明が添付できない場合であつて、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を証明する資料（人間ドックの結果など）を求めたうえで、初診日を認めることができます。

Ⅶ 初診日証明の点検について

1 初診日の証明

障害認定日による請求で障害認定日が遡及する場合や、事後重症による請求で初診日がかなり遡った傷病による年金請求では、終診（転医・中止）から5年を経過していると、当時の診療録が廃棄されていること等により、初診時の医療機関における診療録に基づく初診等を証明する医師の証明が得られないことがあります。

しかしながら、一方では、患者に的確な診療を行うために診療録の保存期限の5年を経過していても「患者サマリー」として既往歴を保存している医療機関もありますので、初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合は、まず「受診状況等証明書」を求めるようにお願いします。

初診時（1番最初に受診した医療機関）の医師の証明が添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」を提出してもらい、2番目に受診した医療機関による最初の受診医療機関及び初診日が記入されている医師の証明書が提出できるか確認し、添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」を提出してもらいます。この作業を一番古い医師の証明が添付できるまで繰り返すこととなります。

初診時の医療機関において受診状況等証明書がとれない場合は、83ページの「初診日の確認フロー」を参考に点検と確認をお願いします。

本人の申立てより前に初診日が遡る記述が受診状況等証明書に記入されている場合は、病歴・就労状況等申立書の見直し（追記）が必要となります。

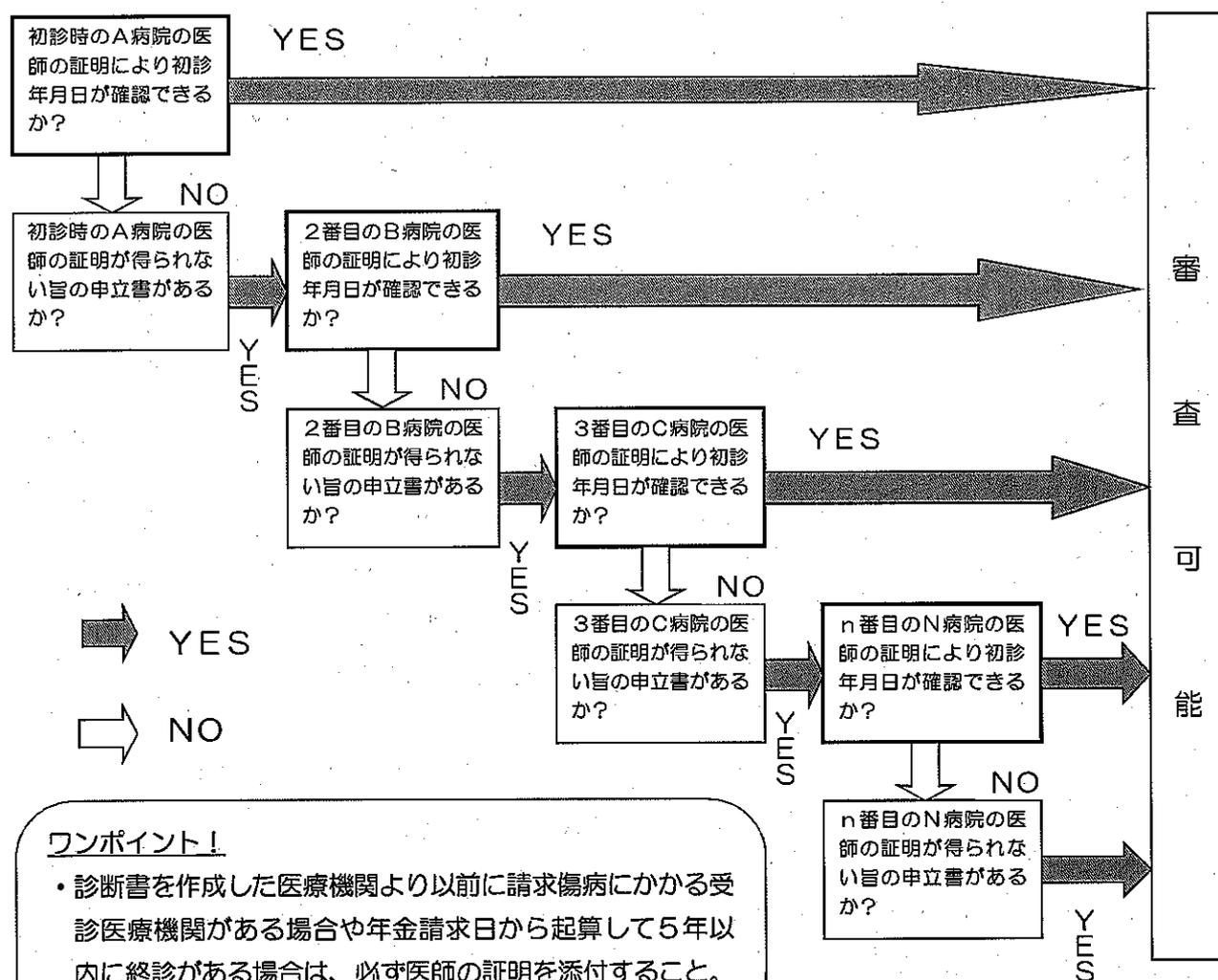
2番目以降に受診した医療機関による最初の受診医療機関及び初診日が記入されている医師の証明などの資料は、次の取扱いとなります。

(ア) 請求の5年以上前に医療機関が作成した資料（診療録等）に本人申立ての初診日が記載されており、それを基に作成された資料の場合は、その資料単独で初診日を認めることができます。

例) 2番目の医療機関の受診状況等証明書に、7年前の診療録を基にして最初の受診医療機関及び初診日が記入されている

(イ) 医療機関による資料の作成が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、他の参考資料があわせて提出された場合には、初診日を認めても差し支えないとしています。ただし、他の参考資料としては、第三者証明は不適當であり、お薬手帳、領収書、診察券など本人申立て以外の記録を根拠として初診日について推定することが可能となる資料が必要です。

初診日の確認フロー



ワンポイント！

- 診断書を作成した医療機関より以前に請求傷病にかかる受診医療機関がある場合や年金請求日から起算して5年以内に終診がある場合は、必ず医師の証明を添付すること。
- 初診時の医師の証明が添付できない場合は、可能な限り受診状況などが確認できる参考資料を添付するよう案内すること。

初診日を確認するうえで、次のものを参考資料として取り扱うこととしていますので、初診時の医師の証明が添付できない場合は、次の書類の（写）を「受診状況等証明書が添付できない申立書」に添付してください。

(1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

→ 手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。

(2) 身体障害者手帳等の申請時の診断書

(3) 生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書

→ 診断書（写）では、傷病の発生日、傷病の原因、傷病の経過等を確認することができます。本人が保管されていない場合は、診断書を提出した市区町村の窓口、福祉事務所、保険会社等に提出した当時の診断書が保管されているか確認してもらってください。

(4) 交通事故証明書

→ 交通事故が原因である場合、交通事故証明書で事故発生日が確認できるので初診日を特定する資料となります。ただし、警察への届出のない事故については、交通事故証明を交付してもらえません。

(5) 労災の事故証明書

→ 事故発生日、療養開始日等が確認できるので初診日を特定する資料となります。ただし、労災の給付を申請していない事故については、労災の事故証明書はありません。

(6) 事業所の健康診断の記録

→ 事業所は、労働安全衛生法の規定により、健康診断の結果を5年間保管する義務がありますので、本人が健康診断の結果を保管していない場合は、事業所に保管されているか確認してください。

ワンポイント！

健康診断を受けた日（健診日）は原則、初診日として取扱いませんが、初診時の医師の証明が添付できない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を初診日として取り扱うことができます。

(7) インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー

→ 傷病の発生からの治療の経過や症状の経過等が確認できますので、初診日を特定する資料となります。

(8) 健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）

→ 初診日に係る健康保険の給付記録が健康保険組合や健康保険協会に保管されている場合がありますので、初診日の証明が取得できない場合は、本人経由で取り寄せてもらってください。

(9) 次の受診医療機関への紹介状

→ 2番目以降の医療機関にて、前医について確認可能な場合もあります。受診状況等証明書を整備する際には、わかる範囲で前医の医療機関名、受診期間、診療内容を具体的に記入

してもらいようにしてください。前医からの紹介で受診した場合は、その紹介状の写しを添付してもらえないか確認してください。

(10) 電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）

→ 患者の受診記録を電子カルテ等に保存している医療機関がありますので、初診日、診療科、傷病名が確認できる画面がありましたら、その画面を印刷したものを添付してください。

(11) お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券（可能な限り診察日や診療科が分かるもの）

→ お薬手帳では、処方箋を発行した医療機関等が確認できます。糖尿病手帳では、手帳を発行した医療機関と血糖値などの検査数値が確認できます。領収書では、受診日、診療科等が確認できます。診察券では、発行日（受診日）診療科等が確認できます。

(12) 第三者証明（20歳前の障害基礎年金）

→ 複数の第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者の民法上の三親等内の親族は含まない。）証明により確実視される場合は、その証明により確認して差し支えないとしています。

ただし、第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を、

① 直接的に見て認識していた

② 請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃又は20歳前の時期に聞いていた

③ 請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に聞いていた

（概ね5年以内であっても、他の様々な資料から本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができます。）

のいずれかに該当する場合に、その受診状況を申し立てるものであることが必要です。

請求者が複数の第三者証明を取得することが困難である場合には、単数の第三者証明であっても、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができます。

第三者証明により初診日を確認する場合には、可能な範囲で、本人申立ての初診日について参考となる資料の添付を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により第三者証明の信憑性を確認してください。

(13) 第三者証明（20歳前の障害基礎年金以外）

→ 診察券や入院記録などの初診日について客観性が認められる他の参考資料があわせて提出された場合に限り、複数の第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者の民法上の三親等内の親族は含まない。）証明を、初診日を合理的に推定するための参考資料とし、初診日を認めても差し支えないとしています。

ただし、第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃の受診状況を、

① 直接的に見て認識していた

② 請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃に聞いていた

- ③ 請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に聞いていた
 (概ね5年以内であっても、他の様々な資料から本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができます。)

のいずれかに該当する場合に、その受診状況を申し立てるものであることが必要です。請求者が複数の第三者証明を取得することが困難である場合には、単数の第三者証明であっても、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができます。

なお、初診日頃に請求者が受診した医療機関の担当医師、看護師その他の医療従事者(初診日頃の受診状況を直接把握している者に限る)による第三者証明により確実視される場合は、医師の証明と同等の資料として、他に参考資料がなくとも、その証明のみで確認して差し支えないとしています。

第三者証明により初診日を確認する場合には、可能な範囲で、本人申立ての初診日について参考となる資料の添付を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により第三者証明の信憑性を確認してください。

(14) その他

- 例えば、交通事故による請求で事故証明が取得できない場合は、事故のことが掲載されている新聞記事を添付するなど可能な限り参考となる資料を添付してください。

○ 初診時の医師の証明が添付できない場合の取扱い

次の資料等は、初診時の医師の証明及び他の参考資料を添付できない場合であっても、単数または複数の資料のみで初診日を認めることができます。

区 分	資 料 の 内 容	備 考
右の資料は単数で初診日を認めることができる	前記(ア)の医師の証明	詳細はP82参照
	20歳前の受診が確認できる医師の証明【20歳前の障害基礎年金】	後記の一定の期間要件で認めることができる
	第三者証明 初診日頃に請求者が受診した医療機関の医療従事者によるもの	初診日頃の受診状況を直接把握している者に限る
右の資料は複数で初診日を認めることができる	第三者証明【20歳前の障害基礎年金】	原則として複数の第三者証明が必要であるが、相当程度信憑性が高いものであれば、単数でも認めることができる

上記以外は、複数の参考資料から合理的に初診日を特定できるか確認することになります。

ただし、本人の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料及び第三者証明は、客観性が認められる他の参考資料(本人申立て以外の記録を根拠として初診日を推定することが可能となるもの)とあわせて初診日を認めることができます。

本人の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料・第三者証明 (右の資料とあわせて初診日を認めることができる)	客観性が認められる参考資料の例 (医療機関が作成した参考資料であっても、本人の申立てによる初診日等を記載した資料は不適當)
<ul style="list-style-type: none"> ・前記(イ)の医師の証明 (P82 参照) ・第三者証明【20歳前の障害基礎年金以外】 ※原則として複数の第三者証明が必要であるが、相当程度信憑性が高いものであれば、単数でも第三者証明として認めることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等の申請時の診断書 ・生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書 ・交通事故証明書 ・労災の事故証明書 ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー ・健康保険の給付記録 ・次の受診医療機関への紹介状 ・電子カルテ等の記録 ・お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券

○ 参考資料によって初診日が特定できない場合の取扱い

さらに、前記の「初診時の医師の証明が添付できない場合の取扱い」によって初診日が特定できない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医師の証明や参考資料などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合は、本人申立ての初診日を認めることができます。

初診日が被保険者期間内であると判断できない場合又は、被保険者期間中であることが確認できても初診日を特定できない場合は、初診日があると判断できる一定の期間内の全てで初診日にかかる支給要件を継続的に満たしているか確認を行います。

○ 初診日が特定できない場合の取扱い（一定の期間要件の確認）

初診日を具体的に特定できなくても、参考資料により一定の期間内に初診日があると確認された場合であって、次の（1）又は（2）に該当するときは、一定の条件の下、本人申立ての初診日を認めることができます。

一定の期間を確認する際には、必要に応じて一定の期間を特定するための参考資料を請求者へ求めてください。

（一定の期間の始期に関する参考資料の例）

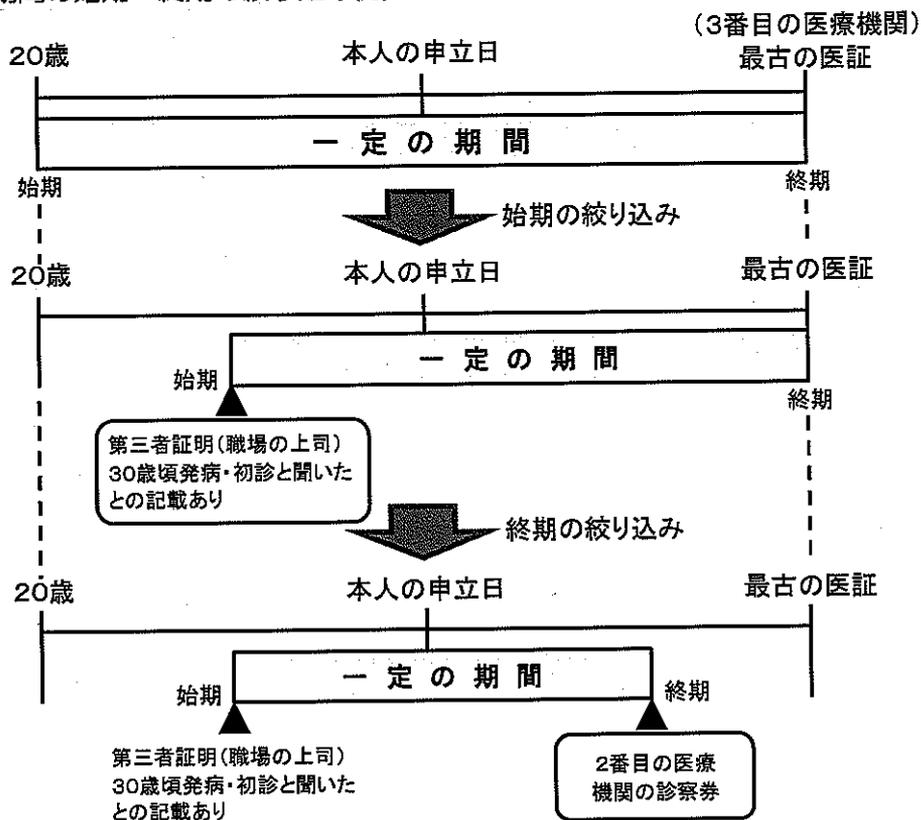
- ・請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料
 - * 就職時に事業主に提出した診断書
 - * 人間ドックの結果
- ・請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料
 - * 交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料
 - * 職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

- 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを推認できる、診断書作成医への発病時期に関する医師照会などの資料
- 請求傷病に関する症状がないことが確認できる第三者証明
 - * 職場の上司や産業医等、就労状況等を把握していた者による第三者証明

(一定の期間の終期に関する参考資料の例)

- 請求傷病により受診した事実を証明する資料
 - * 2番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書
- 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料
 - * 障害者手帳の交付時期に関する資料
- 20歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明
- 請求傷病により医療を受けた時期を明らかにする資料
 - * 調剤内容の確認できる調剤薬局の領収書
 - * 装具（眼鏡、補聴器等）作成時の異常所見を確認できる資料

(一定の期間の始期・終期の絞り込み例)



(1) 初診日があると確認された一定の期間中、同一制度に継続的に加入していた場合

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間のみであるなど、同一制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たし

ている場合は、本人申立ての初診日を認めることができます。

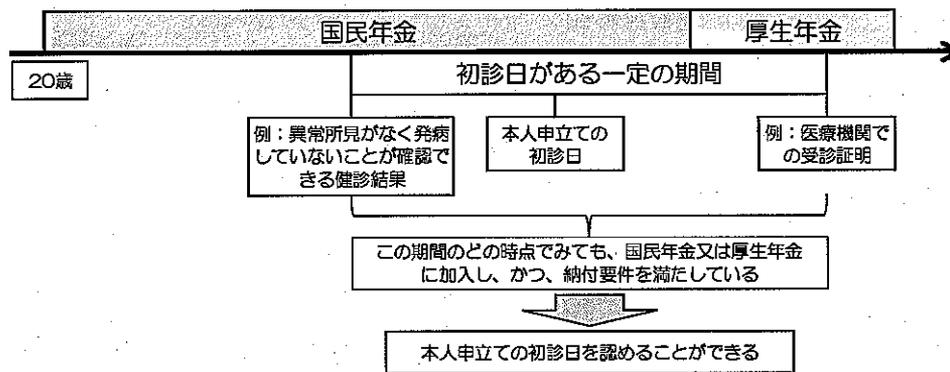
なお、一定の期間の全てが20歳前の未加入期間のみである場合又は60歳以上65歳未満の未加入期間（待機期間）のみである場合については、同一制度の加入期間となっているものとして取扱います。その際、20歳前の未加入期間については、保険料納付要件を考慮する必要はありません。

(2) 初診日があると確認された一定の期間中、異なる制度に継続的に加入していた場合

初診日があると確認された一定の期間が、国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、共済組合等の加入期間、20歳前の未加入期間、60歳以上65歳未満の未加入期間（待機期間）の混在であり、かつ、当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしている場合は、本人申立ての初診日がどの期間に属しているかにより取扱いが異なります。

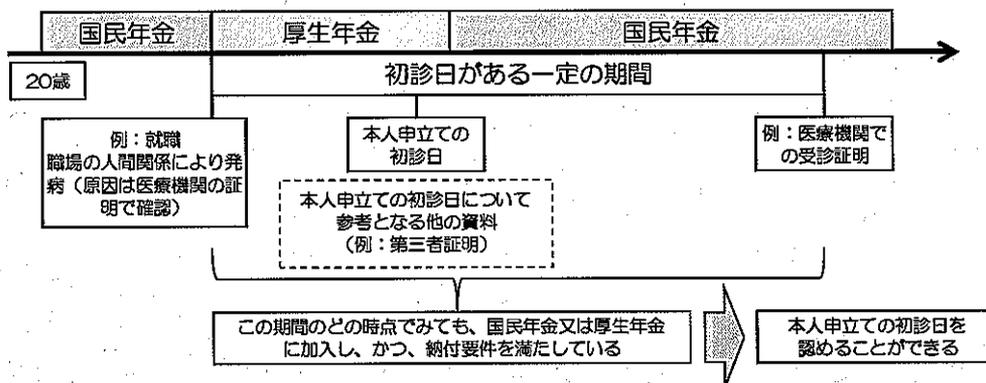
A. 本人申立ての初診日が国民年金の加入期間、20歳前の未加入期間又は60歳以上65歳未満の未加入期間（待機期間）である場合

→ 本人申立ての初診日を認めることができます。



B. 本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間である場合

→ 本人申立ての初診日についての他の参考資料とあわせて、本人申立ての初診日を認めることができます。



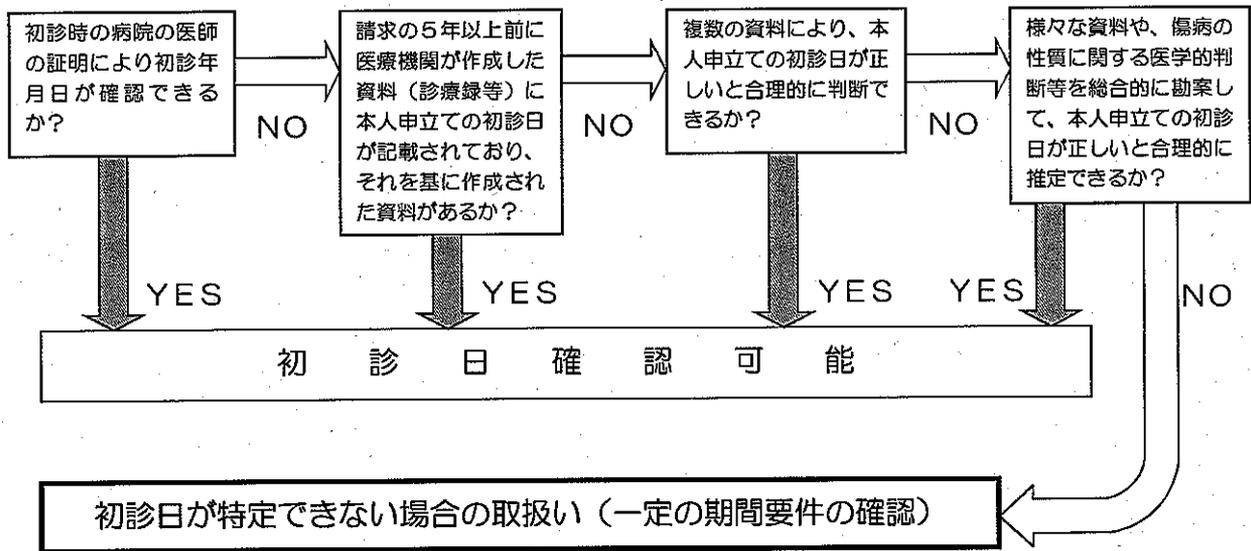
ワンポイント！

- ・「当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしている場合」とは、初診日がある一定の期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしていることを確認する必要があります。なお、3分の2要件だけではなく、直近1年要件や旧法障害厚生年金の納付要件（厚生年金保険の加入期間が6月以上であること等など）など、該当する時期に応じた納付要件を満たしていることを確認する必要があります。
- ・初診日があると確認された一定の期間に、昭和61年3月以前に被用者年金の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間や、海外在住期間などの国民年金未加入期間が含まれる場合は、請求者が申し立てた初診日を認めることはできません。

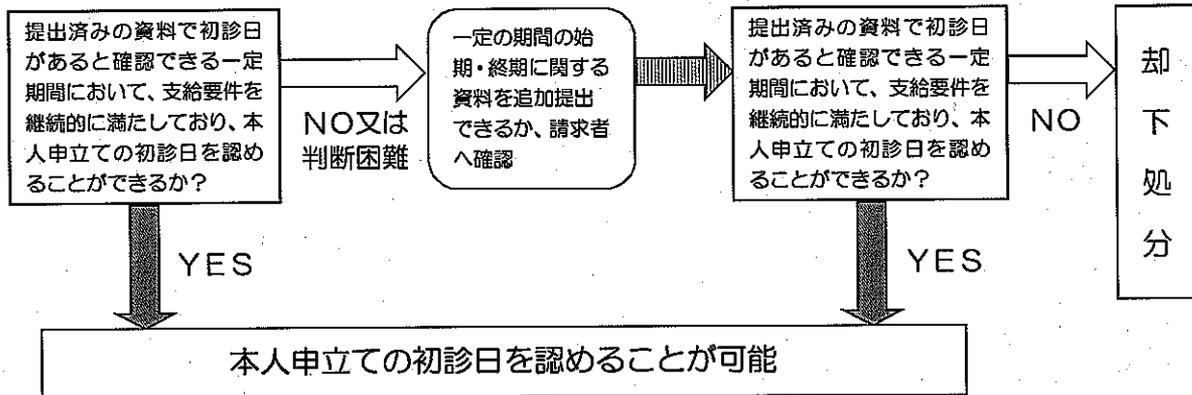
○ 日付が特定できない初診日の取扱い

資料により初診日のある年月までは特定できるが、日付が特定できない場合は、当該月の末日を初診日とします。（当該月に異なる制度に加入していた場合を除く）

初診日証明の審査フロー



一定の期間要件の確認フロー



2 受診状況等証明書の点検

年金等の請求用

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにすることが必要です。そのために使用する証明書です。

受診状況等証明書

① 氏 名 _____

② 傷 病 名 _____

③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 _____

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....

.....

.....

※診療録に前医受診の記載がある場合 1 初診時の診療録より記載したものです。
 右の該当する番号に○印をつけてください 2 昭和・平成 年 月 日の診療録より記載したものです。

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑧ 終診時の転帰 (治癒・転医・中止)

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....

.....

.....

⑩ 次の該当する番号 (1 ~ 4) に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

- 上記の記載は 1 診療録より記載したものです。
 2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。
 3 その他 () より記載したものです。
 4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 年 月 日

医療機関名

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

留意事項

- 氏名、傷病名、発病年月日及び傷病の原因又は誘因
 - ・ 氏名、傷病名、発病年月日、傷病の原因又は誘因が記入されていること。
 - ・ 複数の傷病が記入されている場合は、それぞれの傷病の発病日、初診日が分かるように記入されていること。
 - ・ 発病年月日、傷病の原因又は誘因が特定できない場合は、「不詳」や「不明」と記入されていること。

- 発病から初診までの経過
 - ・ この欄に他の医療機関を受診したことが記入されている場合又は「前医からの紹介状」が「有」とされている場合は、初診日が遡ることがあるので、しっかり確認すること。初診日が遡ると、病歴・就労状況等申立書を再確認する必要があること。（例えば、「紹介され当院受診」や「精査目的で当院受診」など）
 - ・ 前医受診（本人申立ての初診日）の記載がある場合は、いつの診療録から記載したものであるか確認すること。

- 初診年月日、終診年月日及び終診時の転帰
 - ・ 病歴・就労状況等申立書に記入されている初診日と終診日が、受診状況等証明書の初診日と終診日と一致していること。

- 初診より終診までの治療内容及び経過の概要
 - ・ 治療内容（薬の処方状況、検査結果等）が記入されていること。

- 記載根拠
 - ・ 記載根拠のいずれかに○が付されていることを確認し、記載根拠の複数に○が付されている場合は、どの部分がどの根拠に基づいて記入されたものであるかが分かるようになっていること。
(4)に○が付されている場合は、次に受診した医療機関の受診状況等証明書が添付されていること。

- 証明欄
 - ・ 証明書を作成した医療機関や医師の氏名が記入されていること。また、医師の印鑑が押印されていること。

3 受診状況等証明書が添付できない申立書の点検

年金等の請求用

受診状況等証明書が添付できない申立書

傷病名 _____

医療機関名 _____

医療機関の所在地 _____

受診期間 昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認しましたか。
次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<確認年月日>に確認した日付を記入してください。
その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法も記入してください。

<添付できない理由> _____ <確認年月日> 平成 年 月 日

- カルテ等の診療録が残っていないため
- 廃業しているため
- その他 _____

<確認方法> 電話 訪問 その他 (_____)

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。
お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーを添付してください。
お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳 | <input type="checkbox"/> お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券
(可能な限り診察日や診療科が分かるもの) |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の申請時の診断書 | <input type="checkbox"/> 小学校・中学校等の健康診断の記録や
成績通知表 |
| <input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険・
労災保険の給付申請時の診断書 | <input type="checkbox"/> 盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書 |
| <input type="checkbox"/> 事業所等の健康診断の記録 | <input type="checkbox"/> 第三者証明 |
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 | <input type="checkbox"/> その他 (_____) |
| <input type="checkbox"/> 健康保険の給付記録 (レセプトも含む) | <input type="checkbox"/> 添付できる参考資料は何もない |

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 年 月 日

請求者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____ ※本人自らが署名する場合
押印は不要です。

代筆者氏名 _____ 請求者との続柄 _____

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

留意事項

- 傷病名
 - ・ その医療機関で診断された傷病名が記入されていること。

- 医療機関名、医療機関の所在地、受診期間
 - ・ 医療機関名、医療機関の所在地、受診期間が記入されていること。記憶が曖昧な場合は、「〇〇市△△町の病院」や「〇〇市内の診療所」と可能な範囲で記入されていること。受診期間についても「昭和〇〇年△月頃」や「平成〇年春頃」と可能な限り記入されていること。

- 添付できない理由、確認年月日、確認方法
 - ・ 「添付できない理由」は、いずれかの口にチェック（✓）がされていること。なお、「その他」に✓がされている場合は、その理由が適正なものであること。終診から5年を経過していない場合は、医療機関に受診状況等証明書が作成できないか確認すること。
 - ・ 「確認年月日」は、請求者（代理人）が医療機関に確認した日が記入されていること。
 - ・ 「確認方法」の、いずれかに✓がされていること。なお、「その他」に✓がされている場合は、具体的な確認方法が記入されていること。

- 受診状況などが確認できる参考資料
 - ・ 請求者が持っている参考資料の口に✓がされていること。添付できる参考資料がない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の口に✓がされていること。

- 申立日
 - ・ 申し立てた日、住所、氏名が記入されていること。
 - ・ 代筆者が記入している場合は、「代筆者氏名」と「請求者との続柄」が記入されていること。「請求者との続柄」は、請求する方からみた続柄が記入されていること。

障害年金の初診日の認定に関する事例集

平成 27 年 9 月

日本年金機構

給付企画部

1. 初診日について

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日とします。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- (3) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- (4) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- (5) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- (6) 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
- (7) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- (8) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日
- (9) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日

(注) 過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみます。

2. 初診日の認定に用いた資料の事例について

障害年金は、初診日において被保険者であること、また、保険料納付要件を満たしている必要があることから、初診日の判断を適正に行う必要があります。このため、障害年金を請求するに当たっては、初診日を明らかにすることができる書類として、原則として、医療機関による証明（以下「医証」という。）を求めることとなります。

しかしながら、初診日から長期間を経て請求する際などには、カルテの保存期間（5年間）の経過や医療機関の廃院等により、初めて受診した医療機関の医証が得られないことがあります。

このような場合には、申請者の状況に応じ、幅広い資料を参照しながら、客観的に初診日を判断することとなります。

具体的には以下の資料を参照します。なお、資料の解説でお示ししている事例は、過去、初診日の認定に用いた資料の事例をもとに、新基準にあわせた内容としています。

	資料	資料の解説
1	2 番目以降に診療を受けた医療機関の医証	4 ページ
2	紹介状（診療情報提供書）	7 ページ
3	身体障害者手帳等の申請時の診断書	8 ページ
4	身体障害者手帳等	9 ページ
5	医療機関の受付簿等	10 ページ
6	医療機関発行の診察券	11 ページ
7	20 歳前の受診が確認できる場合	14 ページ
8	その他	16 ページ

3. 新基準による初診日の認定に用いる資料等の事例について

新基準により初診日を認定する際は、第三者証明や診察券など本人申立て初診日について参考となる資料を確認して初診日を認定します。

また、初診日が特定できなくとも病歴や就労状況、第三者証明等、医学的な見地から一定の期間内に傷病の初診日があることを推定するとともに、保険料納付要件などを考慮し、本人申立て日を初診日として認定できるか判断することになります。

具体的には以下の場合を想定します。事項の解説でお示している事例は、新基準で示された新たな取扱いの審査のポイントを想定した内容としています。

	事項	事項の解説
1	第三者証明書（20歳以降に初診日がある場合）	19 ページ
2	第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）	22 ページ
3	一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合	25 ページ
4	一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合	29 ページ

4. 資料の種類及び考慮すべき事項の解説とその例示

資料の種類 1	2番目以降に診療を受けた医療機関の医証
---------	---------------------

(1) 資料解説

医証とは、診断書や受診状況等証明書など、医療機関の証明がある書類のことで、日本年金機構が定める様式以外の診断書も医証に含まれます。

請求傷病の初診日の判定には、原則、初診時に受診した医療機関による初診日が明記された医証が必要ですが、法律で定める診療録の保存期間は5年であるため、5年以上前に受診した医療機関の医証は取得できない場合があります。また、医療機関の廃院等によっても医証が取得できない場合があります。

このため、2番目以降に受診した医療機関の医証に、初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるどうか確認することになります。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前である場合、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前でないが相当程度前である場合は、請求者の申立て以外の記録を根拠とした参考資料との組み合わせ初診日が合理的に推定できる場合は、初診日を認めることができます。
- ・ 医証には、傷病の発病やその医療機関以前の受診（初診）についての日付や時期に関する事項が、当時のカルテ等に基づいて記載されています。医証の記載から確認できる初診に関する情報（日付、時期、診療内容や検査数値等）が、医学的に妥当であるかどうか確認してください。

(3) 注意事項

- ・ 初診日について年月まで特定できるが、日が不明である場合は、当該月の月末を初診日とします。ただし、当該月内に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入している場合については、当該月の月末を初診日とはしません。
- ・ 医証に「〇年ごろ」のように年までしか記載されていない場合、当該医証のみで請求者申立ての初診日を認めることはできません。ただし、「〇年の春頃」のように季節まで記載されている場合は、以下の日付を初診日として認めることができます。
 - ・ 冬：2月末日
 - ・ 春：5月末日
 - ・ 夏：8月末日
 - ・ 秋：11月末日

事例 1	<p>(概要)</p> <p>請求：平成27年10月 請求傷病：慢性関節リウマチ 申立て初診日：平成7年5月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2番目に受診した平成14年5月15日初診のA医療機関の受診状況等証明書に「H7年5月より他院へ通院」との記載があり、平成7年5月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成7年5月頃）を認め、月末の平成7年5月31日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>医証から初診が年月まで特定できた事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「H7年5月より他院へ通院」との記載は、下記①、②により平成7年5月に受診（初診）があったと判断しています。 ①A医療機関の初診日（平成14年5月15日）に本人が申立てしたものである ②記載根拠（診療録等）が障害年金の請求日の5年以上前である ・平成7年5月は全期間厚生年金保険の被保険者期間であるため、当該月の月末を初診日と認定しています。
---------	---

事例 2	<p>(概要)</p> <p>請求：平成27年11月 請求傷病：統合失調症 申立て初診日：平成2年11月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2番目に受診した平成4年10月初診のB医療機関（受診期間：平成4年10月～平成23年5月）の受診状況等証明書に、「非定型精神病の疑い。平成2年5月頃から被害妄想や周囲への過敏性を認めた。当時は自然軽快したが、同年11月より同様の症状認め、近医（Aクリニック）で抗精神病薬開始となった」との記載があり、平成2年11月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成2年11月頃）を認め、月末の平成2年11年30日を初診日とした。</p> <p>(ポイント)</p> <p>相当因果関係を認めて初診日を判断した事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B医療機関に受診した期間は請求日より5年以上前であり、提出された受診状況等証明書は「初診時の診療録」より作成されたものであるため、請求日より5年以上前に作成された資料（診療録）に基づき作成されたものであることが確認できます。 ・ 請求傷病「統合失調症」と「非定型精神病疑い」の相当因果関係を認めたうえで、Aクリニックの受診を初診としています。
---------	---

（１）資料解説

転居により今まで受診していた医療機関を変更する場合や、別の医療機関においてより高度な医療を受ける場合などの際は、受診していた医療機関から紹介状や診療情報提供書が発行されます。

この場合、次に受診した医療機関に、前医からの紹介状や診療情報提供書が保管されている場合があります。

（２）初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

（３）注意事項

- ・紹介状（診療情報提供書）を作成した医療機関よりも前に別の医療機関で受診していたことが記載されている場合は、「２番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。
- ・どの医療機関がいつ記載したものかについて、明確に確認する必要があります。

(1) 資料解説

身体障害者手帳等の交付を受けている場合、診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課・高齢障害福祉課など）にて「身体障害者手帳等の申請時の診断書」の写しの交付を受けることができる場合があります。

診断書に初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

(2) 初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

(3) 注意事項

- ・身体障害者手帳等の申請時の診断書を作成した医療機関以前に受診していたことが記載されている場合は、「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。

資料の種類 4

身体障害者手帳等

(1) 資料解説

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。

(2) 初診日を認めるポイント

交付年月日より前の日付が確認できる診察券や医療機関の受付簿等とセットで初診日を認定するなど、他の資料との組み合わせで初診を認定することができます。

(3) 注意事項

- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・20歳前に身体障害者手帳等が交付されている場合は、「20歳前の受診が確認できる場合」により初診日を判断します。

事例 1	大腿骨骨折による左下肢機能全廃の身体障害者手帳（交付日：平成4年11月24日）と、傷病名の記載がない整形外科の診察券（初診日：平成4年7月10日）の組み合わせにより、平成4年7月10日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	脳出血後遺症による右上肢・下肢機能障害の身体障害者手帳（交付日：平成18年8月9日）と、入院記録より記載された受診状況等証明書（入院期間：平成18年3月31日～5月15日 傷病名、診療担当科不明）、救急搬送により即日入院したとの本人の申立ての組み合わせにより、平成18年3月31日を初診日として認定した。
---------	--

資料の種類 5	医療機関の受付簿等
---------	-----------

(1) 資料解説

カルテ等の証明書類が不存在により治療内容及び経過が不明であっても、医療機関の受付簿等の証拠書類により初診日を確認する手がかりとなります。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・ 医療機関の証明する初診年月日が受診受付簿等医療機関の記録に基づいての記載であるか確認してください。
- ・ 請求傷病と関係のある診療科の記載があるか確認してください。
- ・ 身体障害者手帳等の交付日とセットで初診日を認定するなど、原則（受診していたと推測できる場合）他の資料との組み合わせで初診日を認定することができます。

(3) 注意事項

- ・ 請求傷病と関係のある診療科の受診を確認できない場合は初診日を確認できる資料とはできません。
- ・ 取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・ 他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

事例 1	平成 27 年 12 月統合失調症にて請求。受診状況等証明書が添付されているが、治療内容及び経過の概要については不明。医療機関が管理する新患名簿の写しより傷病名「S z（精神分裂症）」、初診年月日は昭和 57 年 7 月 3 日と記載があり、昭和 57 年 7 月 3 日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	平成 27 年 11 月統合失調症にて請求。初診医療機関の医証はないが、初診医療機関の確認印がある受診受付簿の写しに、初診（平成 16 年 11 月 9 日）の記載あり。受診受付簿の写しにおいて、「傷病名は不明」と記載されているが、受診医療機関が精神単科であること、初診日が診断書の初診日と一致することから、平成 16 年 11 月 9 日を初診日とした。 (ポイント) 受診医療機関が精神単科であることから請求傷病と同一であるとして初診日を認定しています。受付簿等の写しは医療機関の確認印があることが望ましいです。
---------	--

(1) 資料解説

診療録が残っていないことや医療機関の廃院により受診状況等証明書が添付できず、診断書の写し等も添付できない場合については、初診日や診療日（場合によっては担当医）の記載がある受診当時の診察券を参考資料の一つとします。

(2) 初診日を認めるポイント

・診療科と初診年月が確認できる必要があります。医学的見地から請求傷病により受診した可能性が高いと考えられる場合は参考となる他の資料がなくとも認定して差し支えありません。

（例：請求傷病が統合失調症で、診察券が精神科のものである場合）

・内科や耳鼻科などの傷病名を特定しにくい診察券であっても、参考となる他の資料とあわせて初診日を認定してください。本人申立て初診日について医学的見地から妥当な時期であると認定医が判断した場合、初診日を認定する資料として差し支えありません。

(3) 注意事項

- ・診療科が数多くある総合病院や大学病院等の診察券の場合は、受診している科の名前がきちんと記載してあるか確認してください。
- ・診療科や初診年月が不明であったり、請求傷病と関係のない診療科であったりする場合は、初診を確認するための資料とはなりません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の診断書の写しなどから初診が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

診察券の例

診察券

〇〇 〇〇〇 殿 〇才

初診日 H18年 10月 29日

①	②	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

ご来院の際は本券を受付にご提出下さい。
月が変わるたび受付に保険証を提示して検印を受けてください。

こころのクリニック

事例 1	通院していた病院が廃院のため、受診状況等証明書が添付できず、参考資料として診察券を添付した事例。審査の結果、平成18年10月29日を初診日として統合失調症で2級と認定された。この診察券は精神科のみの病院が発行したため、受診した科が明らかなケースとなる。
---------	--

診察券の例

診 察 券	
カルテ番号 1234	T. S. H 〇年 〇月 〇日
〇〇 〇〇〇 殿	
初 診 平成 7年 4月 25日	
〇 〇 耳 鼻 咽 喉 科	

事 例 2	カルテ等の診療録が残っていないため、診察券の初診日と記載されている平成7年4月25日を初診日とし、両側感音性難聴で2級と認定された。この診察券には耳鼻咽喉科に受診したことが確認でき、請求傷病にて受診したと推認できることから証明書類の一つとして扱った。
-------------	---

(1) 考え方の解説

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料より明らかである場合は、本人の申立てにより初診日を推認します。

(2) 初診日を認めるポイント

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料（身体障害者手帳等の交付日等）により明らかである場合、初診日の判断にあたり年金請求書及び病歴・就労状況等申立書等に記載してある本人の申立てた初診日を確認し、他の書類と比較して不整合が無い場合は、その日を初診日と判断し、20歳前障害基礎年金を裁定してください。

(3) 注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは整備してください。
- ・20歳より前に受診していることが明らかであるかどうかの判断は、認定医の医学的判断が必須です。

事例 1	<p>平成27年12月(29歳時)に「てんかん精神病」で請求。本人が申立てた初診日(平成8年12月頃)は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかった。しかし、3番目に受診した医療機関に係る「受診状況等証明書」から、平成12年7月9日(14歳時)に受診していることが確認できたことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>本人申立て初診日が「平成8年12月頃」のため、認定する初診日は月末の平成8年12月31日となります。</p>
---------	--

事例 2	<p>平成27年12月(37歳時)に「両側感音性難聴」で請求。本人が申立てた初診日(昭和56年3月頃)は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかったが、「身体障害者手帳(写)(傷病名:感音性難聴 2級)」が6歳時に交付されており、少なくとも20歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>身体障害者手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関を受診していることが推認できます。この場合、身体障害者手帳に記載されている傷病名等を確認し、同一傷病であることを確認してください。同一傷病であることが確認できない場合は、申請時の診断書(写)等を確認し、身体障害者手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	--

事例 3	<p>平成27年10月(21歳時)に「広汎性発達障害」で請求。本人が申立てた初診日(平成17年10月23日)は、受診していた医療機関が廃院していることから医療機関の証明は提出できなかった。しかし、「精神保健福祉手帳申請時の診断書(写)」より、少なくとも20歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>精神保健福祉手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関を受診していることが推認できますが、請求傷病と相当因果関係がある傷病により精神保健福祉手帳が交付されているかを確認するために、申請時の診断書(写)等を確認し、精神保健福祉手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	---

資料の種類 8	その他
---------	-----

(1) 資料解説

診療録等の証明書類が残っていない場合、請求傷病と関連のある傷病の記載がある資料があれば参考資料の一つとして取扱うかどうか確認します。

(2) 初診日を認めるポイント

- ・ 初診日が特定できる場合、参考となる他の資料がなくとも初診日を確認するための参考資料となる場合があります。
- ・ 身体障害者手帳等の交付日等、参考となる他の資料とあわせて初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

(3) 注意事項

- ・ 取得可能な医証から初診日が確認できない場合のみ、審査の参考資料としてください。

資料の例

①臨床調査個人票

→ 難病医療費助成制度を都道府県へ申請する際に添付する診断書です。発病日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

②生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書

→ 保険金等を請求する際に添付する診断書です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

③救急傷病者搬送証明書

→ 消防署等で交付される、救急車で搬送されたことの証明です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

④交通事故証明書

→ 自動車安全運転センター事務所等で交付される交通事故が発生したことの証明です。障害の原因が交通事故である場合、交通事故証明書により事故発生年月日を確認できるため初診日を確認するための参考資料となります。ただし、警察への届出のない事故については、交通事故証明書は発行されません。

⑤交通事故等が掲載されている新聞記事

→ 新聞記事の事故発生日や事故の当事者等の記載内容から、交通事故証明書が取得できない場合であっても、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑥入院治療計画書（クリニカルパス）

→ 医療機関が入院治療を行うにあたり、症状、傷病名及び治療計画等を事前に患者やその家族に示す計画書です。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑦退院時要約（サマリー）

→ 医療機関が、患者が退院する際に作成するものです。入院から退院までの経過・治療内容を要約したもので、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑧手術承諾書

→ 医師が傷病名、手術等実施内容及びその必要性等を説明したうえで、手術等を実施することに対する同意書類で、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑨お薬手帳

→ 処方薬名、処方年月日、処方箋を発行した医療機関名が記載されています。処方された薬の詳細が記載されていることから、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑩糖尿病手帳

→ 医療機関において配付しており、受診状況、検査結果、治療内容及び療養の指導等の内容を確認することができます。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑪母子手帳

→ 妊娠からの経過を記載することとなり、血圧や浮腫、尿蛋白の測定結果等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑫医療機関発行の領収書

→ 診療科名、診療内訳及び受診日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑬レセプト（診療報酬明細書）

→ 保険医療機関や保険薬局が保険者に請求する医療費の明細書で、傷病名等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑭生活保護台帳

→ 市町村において作成するもので、障害者手帳の交付年月日等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑮小学校・中学校等の健康診断の記録や成績通知表

→ 小・中学校等の健康診断の記録や成績通知表の担任教師により、先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑯盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書

→ 先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

※ 保存期間などの理由により、入手ができない場合があります。

※ 医療機関など資料の作成元により記載されている内容が異なります。

※ 発行手数料など本人負担が生じる場合があります。

考慮事項 1**第三者証明書（20歳以降に初診日がある場合）****（1）資料解説**

- ・「第三者」とは、請求者の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

（2）初診日を認めるポイント

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）があります。聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いていたことが必要となります。
- ・第三者が初診日頃の受診状況を直接把握できる立場の医療従事者であった場合は、当該第三者証明のみで初診日を認めることができます。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

<第三者証明の確認ポイント>

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃の症状の経過、日常生活や就労への支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

（3）注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者の証明書（20歳以降の初診日の障害に係るもの）は、当該資料単独では初診日の認定は行わず、健診結果など参考となる他の資料とあわせて、初診日が妥当であるか判断してください。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 28 年 5 月（31 歳時）に「双極性障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 20 年 8 月頃）は、当時の医療機関が廃院となっており、医療機関の証明は提出できなかった。このため、請求者は、近隣住民と友人の「第三者証明」及び当時受診していた精神科クリニックの「診察券（写）」に記載された発行年月日（平成 20 年 8 月 3 日）を提出したことから、本人が申し立てている平成 20 年 8 月頃を認め、平成 20 年 8 月 3 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診時期については「年」及び季節「夏頃」と確認することができた。加えて、診療料が確認できる「診察券（写）」より「平成 20 年 8 月 3 日」に受診を開始していることが確認できることから、これを勘案して初診日を「平成 20 年 8 月 3 日」と判断した。</p> <p>① 受診時期 : 平成 20 年 8 月頃</p> <p>② 聴き取り時期 : 診察当時</p> <p>③ 傷病の概要 : 大学卒業後に就職したが、入社後数か月で体調を崩し、休職したのち退職した。</p>
---------	--

<近隣住民の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年夏頃

（当時の状況）

請求者は、自分の子供と同級生であったため、小さい頃から見知っている。大学卒業後の平成 20 年に就職したと聞いたが、その年の夏頃に顔を合わせた際、憔悴した様子であった。請求者の母親に聞いたところ、仕事や人間関係で悩んでおり、精神科の病院に通っており、医師の指示で休むようになったとのことであった。

<友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年 8 月頃

（受診医療機関）〇〇メンタルクリニック

（当時の状況）

私は〇〇メンタルクリニックに受診しており、請求者とは待合室で何度か顔を合わせるうちに話をするようになった。請求者からは、当時、就職したものの会社の雰囲気についていけず、体調を崩し、平成 20 年 8 月から通院するようになったと聞いた。また、その後、その会社は退職したと聞いた。

事例1の診察券

診 察 券

氏 名 ○○ ○○ 殿

生年月日 年 月 日

カルテ番号 123456

平成 20 年 8 月 3 日 発行

○○メンタルクリニック

事
例
2

平成 27 年 11 月（35 歳時）に「統合失調症」で請求。本人が申立てた初診日（平成 18 年 8 月 3 日）は、医療機関が廃院しているため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時の診察していた医師の「第三者証明」により本人が申し立てている初診日が明らかであることから単数の第三者証明で「平成 18 年 8 月 3 日」を初診日として認定した。

（ポイント）

初診日時点で診察していた医師による証明であり、次の①～③の内容について詳細な記述があり、病歴や治療経過と整合性があると判断されたため、単数の第三者証明で初診日を認定しました。

- ① 受診時期 : 平成 18 年 8 月 3 日
- ② 直接的に見て : 初診日当時
認識した時期
- ③ 傷病の概要 : 統合失調症と診断し、外来治療を行う。その後、症状が増悪したことから他院を紹介する。

<初診日時点で診察していた医師の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 18 年 8 月 3 日

（初診医療機関名）○○メンタルクリニック

（当時の状況）

○○メンタルクリニックにおいて、平成 18 年 8 月 3 日初診の○○さんを診察し、統合失調症と診断しました。その後、外来治療を行いました。症状が増悪したため、平成 18 年 10 月 10 日に入院目的で▲▲病院に紹介しました。（※初診時所見、外来の治療内容等について詳細な記述あり。）

考慮事項 2**第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）****（1）資料解説**

- ・「第三者」とは、本人の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

（2）初診日を認めるポイント

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・初診日を証明する書類が第三者証明のみであっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）がありますが、聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いたことが必要となります。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

<第三者証明の確認ポイント>

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期又は20歳前の受診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃又は20歳前の症状の経過、日常生活の支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

（3）注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例
1

平成27年11月(54歳時)に「関節リウマチ」で請求。本人が申立てた初診日(昭和52年7月頃)は、診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時通学していた高校の担任及び同級生の「第三者証明」に記載された傷病の発生日等から、本人が申立てている昭和52年7月頃を認め、昭和52年7月31日を初診日とした。

(ポイント)

次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診した「年」と季節は確認することができた。また、友人の申立てた「第三者証明」に「昭和52年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。」との記載があることを勘案して、初診日を「昭和52年7月頃」と判断した。

- ① 受診時期 : 昭和52年頃
- ② 聴き取り時期 : 診察当時
- ③ 傷病の概要 : 左膝関節硬直により、体育の授業は見学しており、そのための診断書を高校に提出している。

<当時の担任の第三者証明の内容>

(初診日と思われる年月日) 昭和52年頃

(受診医療機関名) 〇〇病院

(当時の状況)

昭和52年4月より、◎◎高等学校で□□さんの学級担任をしておりました。当時、〇〇病院への通院による遅刻・早退がありました。また、体育の授業では診断書(病名:左膝関節硬直)を提出して見学していました。

<当時の友人の第三者証明の内容>

(初診日と思われる年月日) 昭和52年夏頃

(受診医療機関名) 〇〇病院

(当時の状況)

昭和52年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに、〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。膝に負担がかからない様、包帯を巻いて固定されていました。また、バス通学の乗り降りは不自由そうでした。その後も体育の授業はいつも見学していました。

事例 2	<p>平成 27 年 11 月（59 歳時）に「症候性てんかん」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 50 年 10 月 20 日）は診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかったが、当時のアルバイト先の雇主及び友人の「第三者証明」により本人が申立てている初診日が妥当であると判断し、昭和 50 年 10 月 20 日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認し、病歴や治療経過を確認の上、申立の整合性が妥当であるかを確認した。</p> <p>① 受診時期 : バイク事故日</p> <p>② 聴き取り時期 : 事故当時</p> <p>③ 傷病の概要 : 事故後、1 年程度入院し、その後てんかん発作を起こしている。</p>
---------	--

<当時の雇主の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

19 歳時、バイク事故を起こした当時は、アルバイトの雇用主であった。事故後、〇〇病院に 1 2 カ月入院し、その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。通院期間中も、仕事に度々てんかん発作を引き起こし、病院にかつぎこまれることがあった。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

バイク事故を起こした後、〇〇病院に 1 年程入院していた。その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。その当時、一緒にいる時にてんかん発作を引き起こして病院に運ばれることがありました。

考慮事項3 一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合

(1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで同一の公的年金制度加入期間となっており、かつ、いずれの時点においても保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人の申立て初診日を認定することができます。

(2) 初診日を認めるポイント

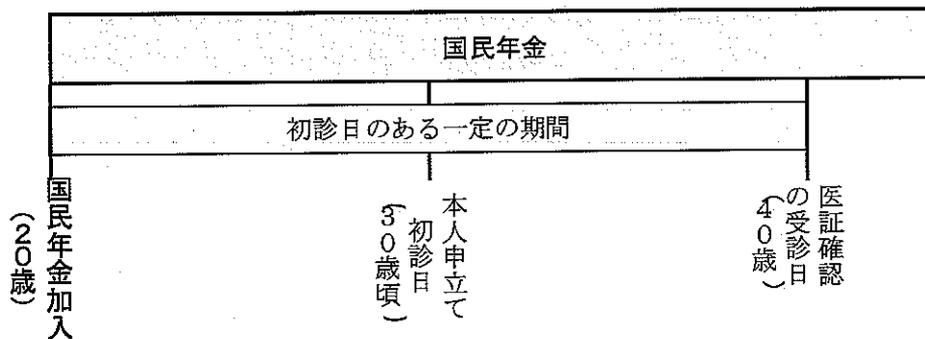
初診日に関する参考資料や診断書より確認できる現在の症状等より、請求傷病の初診日が一定の期間内にあると認定を確認できた場合、当該期間のどの時点でも、同一の公的年金制度（国民年金のみなど）の加入期間であって、かつ保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間内の本人の申立ての初診日を初診日として認定してください。

(3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②事後重傷請求であっても、初診日確認のため、過去の症状の経過を確認する必要が医学的であると判断された場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ③未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 45歳(男性)
 請求傷病 : 網膜色素変性症
 一定の期間 : 国民年金の加入日(20歳)から医証確認の受診日まで
 国民年金納付状況 : 全期間納付
 厚生年金加入 : なし
 本人申立初診日 : 30歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)
 一番古い資料 : 40歳時の8月30日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書
 認定初診日 : 30歳の12月31日

事例
1



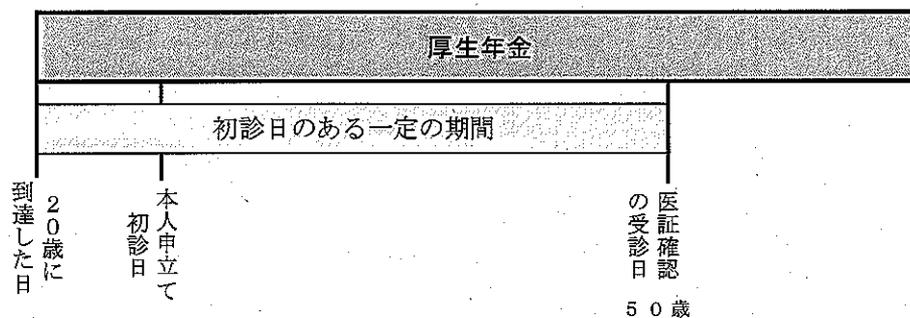
判定)

本人申立てによれば、20歳で旅館に就職した後、ずっと送迎バスの運転手をしてきた。30歳頃、バス運転中夜間に物が見えにくいことに気が付き、眼科を受診したものの治療方法が具体的になかったため放置していた。40歳時に運転困難のため送迎バスの担当から外れたとのこと。

職種が運転手であったことから就業前の初診は考えにくいいため、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(国民年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)
 請求傷病 : 両変形性股関節症
 一定の期間 : 20歳到達日から医証確認の受診日まで
 国民年金納付状況 : 全期間厚生年金加入
 厚生年金加入 : 20歳から現在まで
 本人申立初診日 : 25歳の10月頃(日が不明のため、31日とみなす)
 一番古い資料 : 50歳時の7月20日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書
 認定初診日 : 25歳の10月31日

事例
2



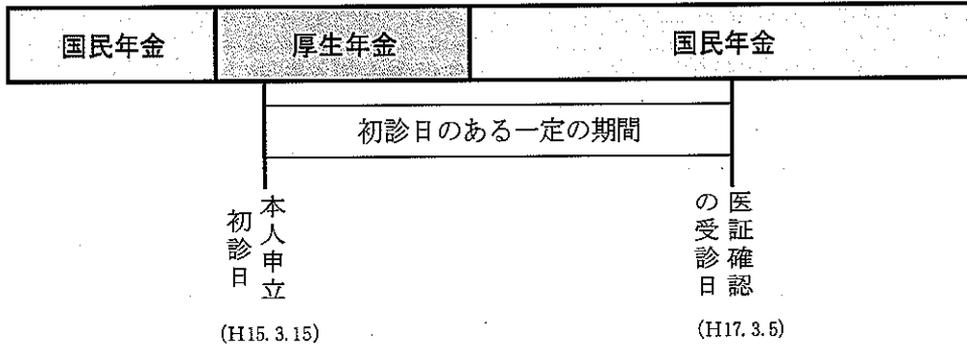
判定)

本人申立てによれば、25歳時に第2子を妊娠中に転倒し、股関節痛が残ったため産婦人科に相談したが、出産後しばらくして痛みは治まったため、以後50歳まで未受診とのこと。

先天性股関節疾患用の調査票でも20歳までの受診をうかがわせる記述はないことから、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(厚生年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては、厚生年金のみの加入であり、厚生年金加入時から医証で確認できる受診日までのどの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 30歳 (男性)
 請求傷病 : てんかん
 一定の期間 : 平成15年3月15日から平成17年3月5日
 国民年金納付状況 : 未納あり
 厚生年金加入 : 履歴なし
 本人申立初診日 : 平成15年3月15日
 一番古い資料 : 平成17年3月5日に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 本人申立て初診日 (平成15年3月15日)

事例
3



1番目の医療機関における受診状況等証明書がないものの、2番目の医療機関（平成17年3月5日受診）における受診状況等証明書には、1番目の医療機関における受診に関する記載（平成15年3月に発作後受診）があったことから、初診日がある一定の期間の始期については平成15年3月と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日（平成15年3月15日）を妥当と認めた。

考慮事項 4 一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合

(1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで異なる公的年金制度に加入（国民年金、厚生年金又は20歳前の期間など）となっており、かつ、保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料（第三者証明など）とあわせて初診日を認定することができます。

(2) 初診日を認めるポイント

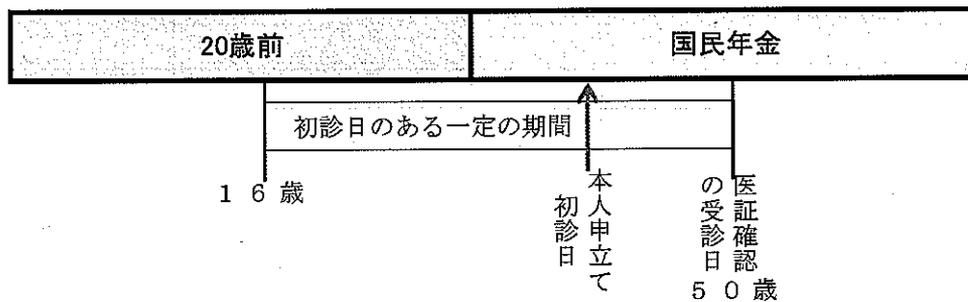
一定の期間内に国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の期間が混在する場合、本人申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日と認定してください。ただし、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間、20歳前の期間、又は60歳から65歳の待機期間である場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、本人申立ての初診日を初診日として認定してください。

(3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②参考となる他の資料により、初診日が具体的に特定できない場合であっても、少なくとも、初診日がどの公的年金制度に加入しているか特定できる内容であることが必要です。
- ③事後重症請求であっても、初診日判定のため、症状の経過を確認する必要がある場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ④未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)
 請求傷病 : 統合失調症
 一定の期間 : 10代後半から20代
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり
 厚生年金加入 : なし(国民年金のみ)
 本人申立初診日 : 22歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)
 一番古い資料 : 50歳時の6月10日に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 22歳の12月31日

事例
1

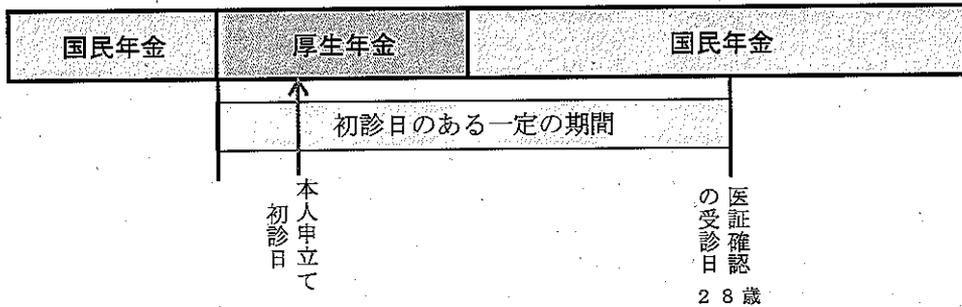


判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、統合失調症の発症は10代後半から20代にピークがあり、男性よりも女性のほうが発症の年齢がやや遅めであり、進学・就職・独立・結婚など、人生の進路における変化が発症のきっかけとなりやすい」との回答があったことから、初診日がある一定の期間の始期については16歳と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては、国民年金の加入期間又は20歳前の期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしており、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間中であることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)
 請求傷病 : 統合失調症
 一定の期間 : 厚生年金加入時(21歳)から28歳
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり
 厚生年金加入 : 履歴あり
 本人申立初診日 : 22歳の秋頃
 一番古い資料 : 28歳時に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 22歳の11月30日

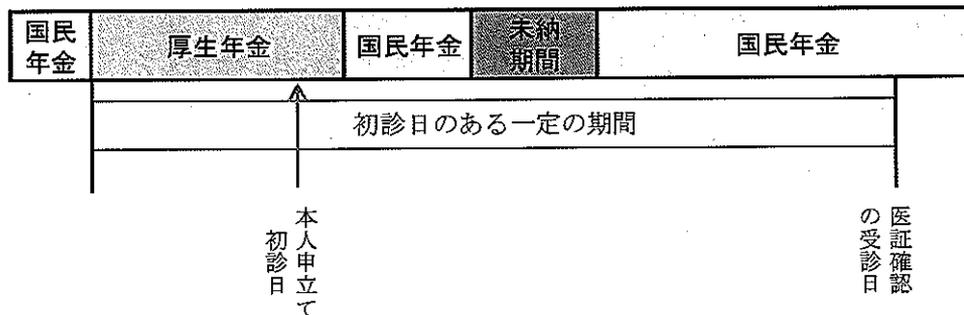
事例
2



判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、就労時の人間関係のトラブルによる発症が妥当と考えられる」との回答があることから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから友人や隣人による「第三者証明」を確認し、22歳頃の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 39歳(男性)
 請求傷病 : 網膜色素変性症
 一定の期間 : 平成3年4月(厚生年金加入時)から平成19年6月3日
 国民年金納付状況 : 未納あり
 厚生年金加入 : 履歴あり(平成3年4月~平成7年3月)
 本人申立初診日 : 平成6年12月頃
 一番古い資料 : 平成19年6月3日に受診した医療機関の受診状況等証明書
 認定初診日 : 本人申立て初診日(平成6年12月31日)



事例
3

本人申立ての初診日は、厚生年金保険加入中の平成6年であり、医証として確認できる最も古い受診日は、国民年金第3号被保険者期間中の平成19年6月3日であった。職種が工場での検品作業であったことから、傷病の内容より就業前の初診は考えにくいとの認定医の判断もあったことから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。

本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから、友人や当時の同僚による「第三者証明」を確認し、平成6年頃の就業中の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

初診日を明らかにすることができる書類を
添えることができない場合の取扱いQ & A

平成27年9月

日本年金機構給付企画部

目次

初診日に関する新たな取扱いについて	1
第三者証明について	1
初診日があると推認される一定の期間について	4
請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて	7
診察券等における初診日確認の取り扱いについて	8
健診日の取扱いについて	8
日付が特定されない初診日の取扱いについて	9
その他の取扱いについて	10

<初診日に関する新たな取扱いについて>

Q 1 初診日証明に関する新たな取扱いをはじめの目的は何か。

A

障害年金は、初診日において納付要件を満たしている必要があり、初診日がいつであったかの判断を適正に行う必要があります。一方、傷病の発生・受診から相当の期間を経て重症化する疾病により請求する事例が増え、初診日を特定できず障害年金を受けられない事案も生じ大きな課題となっています。

このため、初診日証明の考え方を改めて整理し、初診日を確認できないという理由で障害年金が不支給となる事案が少なくなるよう、初診日証明の取扱いが見直されることとなりました。

<第三者証明について>

Q 2 第三者証明を説明する際の留意点は何か。

A

初診日に受診した医療機関による初診日の証明が得られない場合において、初診日を合理的に推定するための参考資料としてご案内ください。

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明については、それ単独では初診日を認めることができないため、診察券など客観的な他の資料の提出を求めてください。なお、請求の5年以内に医療機関が作成した資料に請求者申立ての初診日が記載されている場合については、この資料と第三者証明との組み合わせにより初診日を認めることはできません。

Q 3 「請求時から概ね5年以内」とあるが、再請求等の場合はどのように取り扱うのか。

A

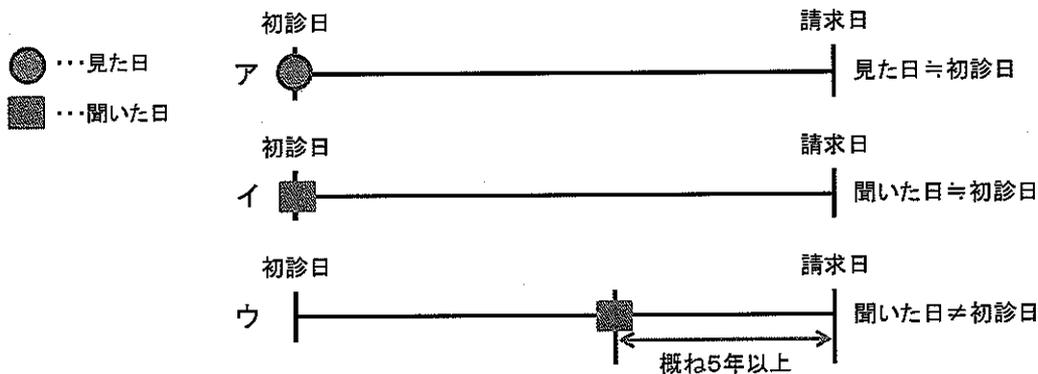
請求時とは最初に障害年金を請求した日（受付した日）を指します。なお、過去に当該傷病で請求して却下となったものや請求を取り下げたものが確認できた場合には、これらも含みます。

Q 4 新基準（通知）の第1の（1）②の第三者証明に該当する申立ての「ア」から「ウ」とは具体的にはどのようなものか。

A

以下の図の通りです。請求時から概ね5年以上前に請求者の受診状況を聞いている必要があるのは、「ウ」の事後的に聞いていた場合となります。

※このQ&Aにおいて「概ね5年以内（以上）」とは、この「ウ」のケースを指します。



Q 5 概ね5年以上前の「概ね」とはどこまで認められるのか。

A

厳密に請求日から5年以上前である必要はなく、1月程度短くても差し支えありません。

Q 6 請求者から受診状況等について聞いた日が請求時から概ね5年以上前であることとはどのように判断するのか。

A

第三者が請求者や請求者の家族等から受診状況等を聞いたときの状況を当時のエピソードの具体性等から判断します。なお、受診状況を聞いた内容が複数の時期にまたがる場合は、それぞれの聞いた時期が判るように記入してください。

Q 7 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していない第三者証明は初診日を判断するための資料とできるのか。

A

第三者証明単独での証明力はありませんが、他の参考資料とあわせて合理的に初診日が推定できる場合は参考資料として取り扱えます。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q 8 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していないことを理由に認められなかった第三者証明は、概ね5年以上経過してから再度請求した場合は有効な第三者証明として認められるのか。

A

一度、請求時から概ね5年以内に聞いたと判断されたものは、その後形式的に5年を経過していても有効な第三者証明としては認められません。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q9 医療従事者による第三者証明の取扱いにある「その他の医療従事者」とはどのような職種を指すのか。

A

薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士など医療機関において医学的な業務に従事する職員を指し、事務関係職員は除きます。

また、医師以外の医療従事者が作成した第三者証明は、当該第三者（医療従事者）が請求者の初診日頃の診療に携わっていたことが詳細に記載されている必要があります。なお、当時の身分を確認できる証明書の添付を求める必要はありません。

Q10 同じ第三者の第三者証明に「見て知った内容」と「聞いて知った内容」が混在している場合は、どのように取り扱うのか。

A

初診日の頃に「見て知った内容」に「聞いて知った内容」が含まれる場合、見て知った内容と整理してください。

なお、「見て知った内容」とは通院の付き添いや入院時のお見舞い、あるいは医師（医療機関）発行の生活上の注意に関する文書を見たなど、受診していることを直接見て知っていた場合を指します。

Q11 複数の第三者証明を得ることが困難であり、証明の内容が「医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるもの」は、単数でも認められるとされているが、どの程度の記載であれば認められるのか。

A

初診日の頃に申立者が医療機関に受診していたことを知っていたことを示す内容であり、かつ、初診日頃の医療機関を受診する経過や医師からの療養の指示などが具体的に記載されていることが必要です。

なお、上述の内容に当てはまらない場合であっても、窓口では第三者証明が単数であることのみで請求に当たっての書類が整っていないと判断せず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 2 第三者が実在するかどうかについて疑義が生じた場合や、第三者証明の内容に疑義が生じた場合について、電話で確認してもなお疑義が残る場合はどうするのか。

A

第三者の身分証明書や住民票、当時の関係を確認できる資料等、第三者が協力に応じる範囲で確認を行ってください。それでもなお信憑性などの確認ができないと判断した場合（本人確認ができない、証明内容を知りうる関係・状況でなかった等）は、受け付けた上で第三者証明として認めない取扱いとしてください。

Q 1 3 申立者が請求者の民法上の三親等内の親族である場合、その第三者証明は認められるか。また、申立者が申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族であった場合はどうか。

A

第三者証明として認められるものは、申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族でない場合です。

※ 申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族である場合であったとしても、その他の資料などで初診日が確認できる可能性がありますので、窓口では受付を拒まず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 4 第三者証明を提出した者の件数調査は行うのか。

A

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明は、今後、必要に応じ調査することも考えられます。

したがって、当分の間、受付進捗管理システムに「受付」等を登録する拠点では、請求書に20歳以降に初診日がある場合の第三者証明が添付されている場合は、受付進捗管理システムの任意情報の任意項目欄に「20歳以降の第三者証明あり」と登録してください。

<初診日があると推認される「一定の期間」について>

Q 1 5 「一定の期間」を特定するための書類は、初診日を特定するための書類と異なる場合があるが、どのタイミングで求めるべきか。また、相談のはじめから「一定の期間」内に初診日がある場合に該当するとして対応してもよいか。

A

「一定の期間」に関する取扱いは、初診日を明らかにすることができないことによる却下ができるだけ生じないようにすることを目的としているため、初診日を明らかにするための参考資料をすべて提出していただいてもなお特定できない場合が対象となります。このため、はじめから「一定の期間」を用いた対応はせず、当初提出された参考資料では初診日を認定できなかった場合に、「一定の期間」を特定するための書類をお客様に求めてください。

Q16 「一定の期間」が「全て公的年金制度の加入期間」であり、「当該期間中のいずれの時点においても保険料納付要件を満たしている場合」の一定の期間とは、どのように判断したらよいのか。

A

一定の期間は、参考資料等から始期と終期を確認して判断します。一定の期間の最大幅は始期が出生時、終期が一番古い医証で確認できる受診日となります。この始期と終期の幅を、参考資料等からなるべく狭い期間となるように確認を行ってください。

一定の期間を確認するための参考資料の例としては、以下のようなものがあります。なお、障害基礎年金の請求で終期が20歳前と判断された場合は、始期に関する判断は原則不要です。

(始期に関する資料の例)

- 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料
 - ・就職時に事業主に提出した診断書
 - ・人間ドックの結果
- 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料
 - ・交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料
 - ・職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料
- 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを推認できる、診断書作成医への発病時期に関する医師照会などの資料。
- 請求傷病に関する症状がないことが確認できる第三者証明。
 - ・職場の上司や産業医等、就労状況等を把握していた者による第三者証明

(終期に関する資料の例)

- 請求傷病により受診した事実を証明する資料
 - ・ 2 番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書
- 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料
 - ・ 障害者手帳の交付時期に関する資料
- 20 歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明。
- 請求傷病により医療を受けた時期を明らかにする資料
 - ・ 調剤内容の確認できる調剤薬局の領収書
 - ・ 装具（眼鏡、補聴器等）作成時の異常所見を確認できる資料

Q17 一定の期間の始期に関する資料に示されている「異常所見がなく発病していないことが確認できる」資料には、第三者証明も含まれるのか。

A

外形的に判断できる障害（肢体の切断等）であるなど、傷病によっては本人申立て日前の発病していない（障害のない）時期を証する第三者証明も有効な資料となり得ます。

Q18 「一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合」に必要とされる「請求者申立ての初診日について参考となる他の資料」とはどのような資料を指すのか。

A

一般的には初診日頃の受診状況が記載された第三者証明となります。ただし、第三者証明のみを用いて初診日が一定の期間であると確認した場合は、この他に診察券など客観性の認められる資料が必要となります。

なお、この場合における診察券は、受診した診療料が不明であっても初診日が確認できる場合には「参考となる他の資料」として取扱います。

Q19 「一定の期間中のいずれにおいても保険料納付要件を満たしている場合」とは、一定の期間中のすべての時期の納付要件の確認が必要となるのか。

A

この取扱いにより本人申立ての初診日を認める場合は、「初診日がある一定の期間」中のいずれの時点においても納付要件を満たしていることを確認する必要があります。なお、2/3要件だけではなく、直近1年要件や旧法障害厚生年金の納付要件（厚生年金保険の加入期間が6月以上であること等）など、

該当する時期に応じた納付要件を満たしていることを確認する必要があります。

Q20 「一定の期間」による納付要件確認の結果、納付要件を満たさない時期があった場合、処分理由はどうなるのか。また、処分通知に始期と終期を明示する必要はあるのか。

A

提出された資料では初診日を認定することができないため、「初診日を認定することができない」として却下してください。なお、処分通知に審査過程である始期と終期を明示する必要はありません。

Q21 「一定の期間」中に海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、どのように取り扱うのか。

A

「一定の期間」中に、海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、請求者が申し立てた初診日を認めることはできません。

「一定の期間」は、いずれの時点も、公的年金制度の加入期間、20歳前の期間、又は60歳以上65歳未満の待機期間である必要があります。

なお、「一定の期間」中に記録の未整備期間がある場合は記録を整備したうえで審査を行ってください。

<請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証の取扱いについて>

Q22 新基準（通知）の第3の1にある「請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証」の中には、身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写し（5年以上前に作成）も含まれるのか。

A

含まれません。身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写しは、「写し」であることから、初診日を認定するための参考資料の扱いとなります。

なお、当該資料の記載内容についての初診日を認めるポイントや審査の注意事項は「障害年金の初診日の認定に関する事例集」にある「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」に準じます。

Q 2 3 2 番目以降に受診した医療機関が作成した診断書の③欄に基づき初診日を確認する場合で、記載根拠が「診療録で確認」であった場合、いつ記載された診療録かどのように確認すればよいのか。

A

電話や文書により医療機関に確認し、電話により確認した場合は直接診断書に書き込まず、別途いつ、誰が、誰に診療録に記載された時期を確認したかを明示した聞き取り書（任意様式）を作成してください。「診療録で確認した日」を確認するためだけに診断書作成医療機関から受診状況等証明書を求める必要はありません。

<診察券等における初診日確認の取扱いについて>

Q 2 4 診察券等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できないときは、初診日及び診療科が確認できる診察券が提出された場合に参考となる他の資料にはどのようなものが含まれるのか。

A

第三者証明や医療機関が発行した領収書等が含まれます。

<健診日の取扱いについて>

Q 2 5 初診日の医証が取得できた場合はそれ以前の健康診断の内容を考慮しなくてもよいのか。

A

考慮の必要はありません。初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日となりますので、医療機関を受診した日の医証を得られない場合以外は、健診時における指摘の有無や健診結果の提出を求めることは不要です。なお、医療機関を受診した日が確認できる場合は、診断書等に健診結果に関する記載があっても健診結果を求める必要はありません。

Q 2 6 本人から健診を受けた日を初診日としたい旨の希望がある場合、具体的にどのような健診結果を持参させればよいのか。

A

初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、本人から健診で要治療と指示された日を初診日としたい旨の希望があった場合は、調査票をお渡しして記入を依頼するとともに、医師の診察を受ける前の取得可能な健診結果の持参をお願いしてください。なお、健診日を初診日として審査を希望する場合には、年金請求書裏面の初診日記入欄の日付は、健診日を記入するようご案内ください。

Q 27 医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果とはどのようなものか。

A

請求傷病に関して医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果かどうかを判断するにあたっては、①健康診断の検査成績に基づき「要治療」相当と判定されたかを目安とし、②健康診断の検査成績、③健康診断の自覚症状等の所見、⑤当該検査成績に関連した他の検査成績（心電図や画像所見など）、を相互に照らし合わせて確認してください。

なお、複数年の健診結果から初診日を判断することが望ましいですが、特定の検査項目の1回の異常値のみを判断基準として差し支えありません。ただし、いずれの場合も、初診の時期として適切かどうかについて、医学的見地からの判断を必ず行ってください。例えば、複数の健診結果が添付され、本人申立ての健診日以外の健診日が初診日として適切な場合は、当該健診日を初診日としてください。

○健診結果が「要治療」以外の医学的見地からただちに治療が必要と認められる可能性のある健診結果の例※

- ・請求傷病「完全房室ブロック」、健診結果「高度房室ブロック：疑」
- ・請求傷病「慢性腎不全（糖尿病性腎症）」、健診結果「尿蛋白2プラス（ $\#$ ）、尿たんぱく多量のため、一度腎機能検査が必要」

※必ず認定医による確認が必要です。

Q 28 健診日を初診日として請求された場合に、健診結果の添付ができない場合は、初診日について医療機関の証明が取れない場合の取扱と同様として審査を進めてよいか。

A

初診日として確認できる健診結果の添付がなく、かつ初診日の医証の添付がない場合、初診日の医証が取れない場合の取扱いと同様になります。

<日付が特定されない初診日の取扱いについて>

Q 29 提出された書類からは初診日が月までしか特定できない場合は月末と見なされるが、請求者が同月内の他の日を初診日と申立てしている場合はどのように取り扱うのか。

A

当該月の末日を初診日としてください。なお、当該月に異なる年金制度に加入していた場合、「初診日が一定の期間内にあると確認され、当該期間中、異な

る公的年金制度に継続的に加入し、かつ、納付要件を満たしている場合の取扱い」により判断することになります。

Q30 初診日が〇年春頃などのように、月まで特定できない場合はいつを初診日とするのか。各種資料により年及び季節が特定できた場合、「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いはできないか。

A

季節まで特定できる場合は「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いとしてください。具体的には原則以下のおりの整理としてください。

・冬：2月末、春：5月末、夏：8月末、秋：11月末

なお、年や年齢よりも詳しく特定できない場合は、それだけでは初診日の認定はできませんが、「一定の期間」を確認するための始期及び終期の判断に際しては、原則以下のおりの整理としてください。

<一定の期間の始期と終期について判断できる場合>

「〇年ごろ初診」→始期：〇年1月1日、終期：〇年12月31日

「〇歳ごろ初診」→始期：〇歳の誕生日、終期：〇+1歳の誕生日の前日

<一定の期間の始期について判断できる場合>

「〇年ごろ発病」→始期：〇年1月1日

「〇歳ごろ発病」→始期：〇歳の誕生日

<その他の取扱いについて>

Q31 再請求の際は、前回提出した受診状況等証明書など初診日証明に関する資料を使いたいけどしたらよいか。

A

処分（却下及び不支給）後の請求書等の書類は機構の文書となるため、再申請時は原則、新たに資料を整備していただく必要があります。カルテ保存年限が経過した等の理由により、初診日証明等の再整備が不可能である場合は、その写しを再請求時に参考資料として扱うことは可能です。その際は、原本の所在が分かるようにしておいてください。

Q32 旧法障害厚生年金は発病日を確認する必要があるが、新基準は発病日についても適用してよいか。

A

新基準は初診日に関する取扱いをお示したものです。

Q 3 3 第三者証明や参考資料により、請求者申立ての初診日でない時点が初診日と確認できた場合の取扱いはどうなるのか。

A

第三者証明や参考資料により確認できた日を初診日としてください。

Q 3 4 初診時の医証の提出がなくても2番目以降の受診医療機関の医証などにより初診日を確認することができれば、初診時の医証は整備しなくてもよいか。

A

2番目以降の受診医療機関の医証や参考資料などにより初診日を認めることができる場合であっても、初診時の医証等の受診状況などが確認できる資料は可能な限り整備が必要です。

整備可能な資料等（受診状況等証明書が添付できない申立書を含む）について整備のない場合は、初診日確認不能の取扱いとしてください。

Q 3 5 参考資料が複数提出され、資料から読み取れる初診日が異なる場合の取扱いはどうなるのか。

A

参考資料間の初診日が異なることのみをもって初診日不明と判断せず、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて初診日を確認してください。それでもなお初診日が確認できないと判断した場合は初診日確認不能の取扱いとしてください。

Q 3 6 障害年金が決定（裁定）されている場合、初診日を変更して再請求すれば初診日の変更は認められるのか。

A

一度決定（裁定）した障害年金については、過去の決定が誤りであった場合を除き、処分変更は行いません。ただし、再請求を妨げるものではないため、受付は行ってください。

Q 3 7 平成27年7月17日【給付指2015-91】20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱（指示・依頼）が廃止となるが、今後は何を根拠とするのか。

A

当該指示依頼の廃止後の20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱については、新基準（通知）の以下の部分を根拠としてください。

- ① 20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医療機関の証明により明らかである場合
→ 新基準（通知）の第2の3「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

- ② 20歳より前に厚生年金保険被保険者期間があり、20歳前受診証明では、初診日が厚生年金保険被保険者期間か否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日が厚生年金保険被保険者期間である場合
→ 新基準（通知）の第2の4「初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

- ③ 20歳前受診証明では、障害認定日が20歳に達した日以前であるか否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日によると障害認定日が20歳に達した日以前である場合
→ 新基準（通知）の第2の3「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

平成 27 年 10 月 1 日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要ですが、平成 27 年 10 月 1 日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

改正の主なポイント

改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要
→ 診断書等の医療機関による証明などを求めています

改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付
→ 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます

- ① 初診日について第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合

(注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ

初診日確認の新たな取り扱い

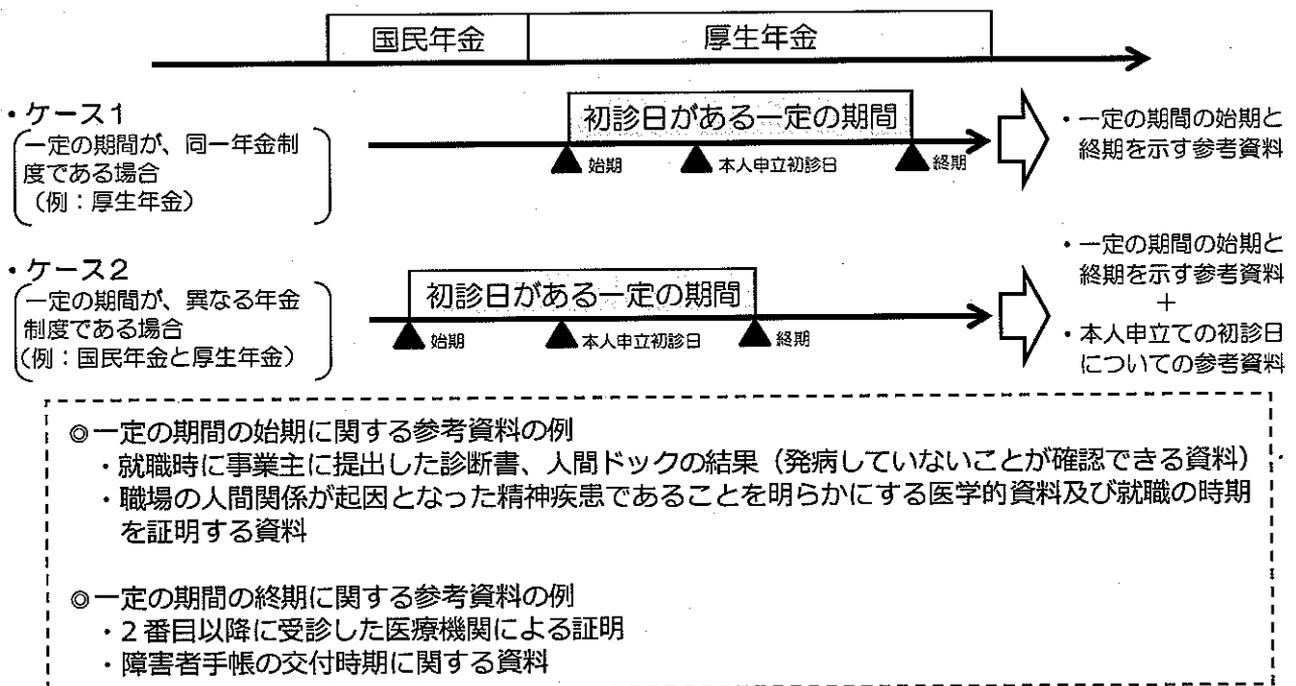
①第三者証明について

20歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（注）原則として、複数の第三者による証明が必要です。

②初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



③その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

<再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成27年10月1日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。
日本年金機構の年金事務所の連絡先は、
日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

●年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。

年管管発0928第7号
平成27年9月28日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公 印 省 略）

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第144号）が、平成27年9月24日に公布され、平成27年10月1日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成27年9月24日付け年管発0924第4号）により地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについて、別添1のとおり、日本年金機構年金給付業務部門担当理事あて通知したので御了知願いたい。

また、貴管内市町村に対し、この事務の取扱いについて周知されたい。あわせて、別添2の周知用リーフレットについて、市町村の窓口を設置する等市町村に御協力いただけるようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、周知用リーフレットについては、日本年金機構（年金事務所）から各市町村へ配布することとしていることを申し添える。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市区町村国民年金担当課 御中

日本年金機構〇〇ブロック本部
〇〇年金事務所

「受診状況等証明書」等の様式変更について（協力をお願い）

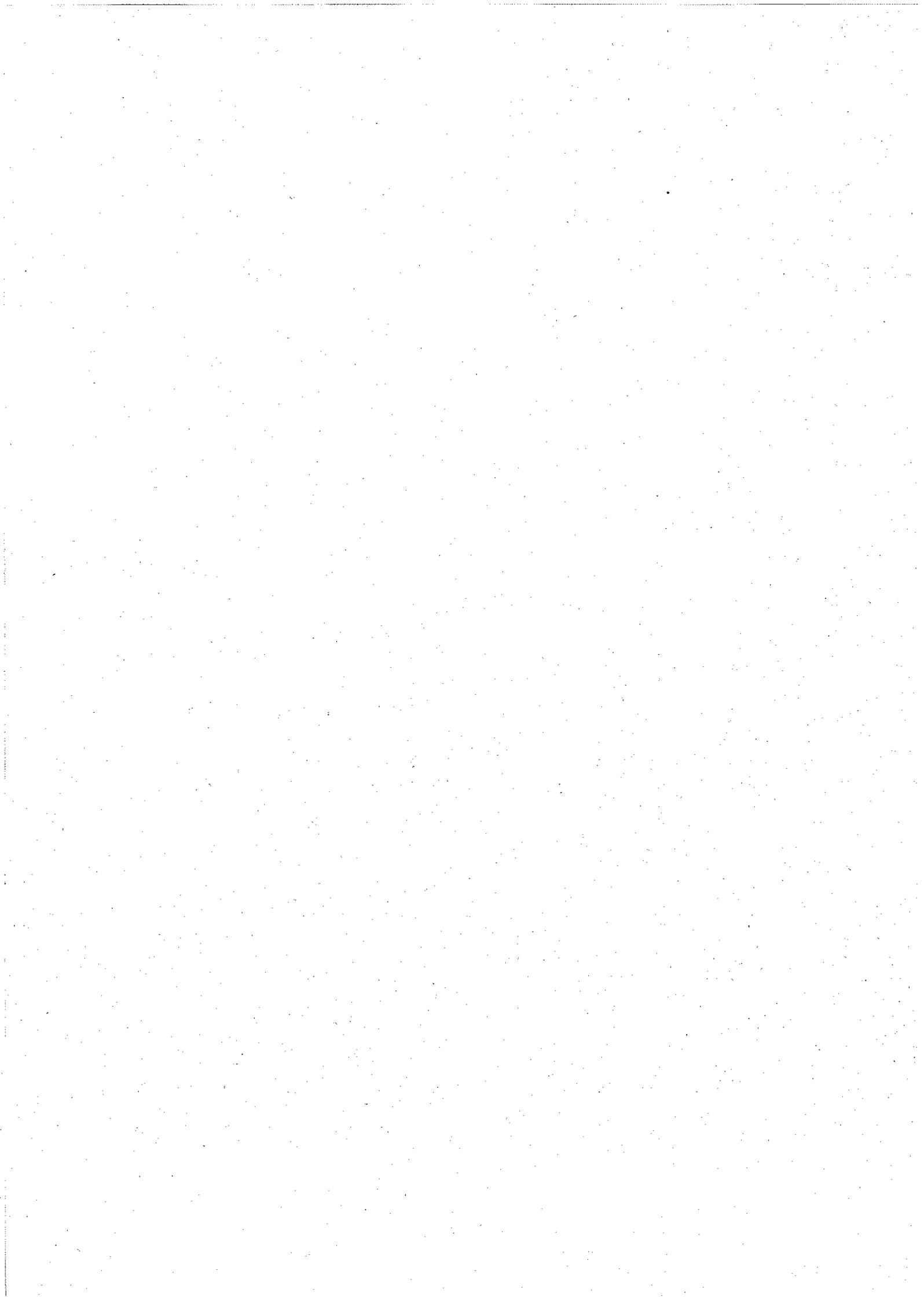
日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本年金機構では、障害年金等の請求書に添付する様式のうち、障害の原因となった傷病にかかる初診日を確認するための書類として、必要に応じ「受診状況等証明書」等の添付をお願いしてきたところですが、この度、年金局事業管理課長通知（平成27年9月28日年管管発0928第6号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」）（別添1）が発出されたことに伴い、平成27年9月29日から全国の年金事務所や街角の年金相談センターで「受診状況等証明書」（別添2）、「受診状況等証明書を添付できない申立書」（別添3）、「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」（別添4）、「初診日に関する第三者からの申立書」を記入される方へ」（別添5）及び「障害年金の初診日に関する調査票」（別添6-1～6-8）についての新様式を配付することといたしました。

つきましては、障害年金等の請求書に添付する書類として、必要に応じ窓口で配付していただきますようご協力をお願い申し上げます。

照会先

日本年金機構〇〇ブロック本部
〇〇年金事務所 お客様相談室
【担 当】 〇〇
【連絡先】 000-0000





公益社団法人日本精神保健福祉士協会 主催

障害年金の格差問題に関するシンポジウム

昨年、障害基礎年金の裁定における地域間格差の問題が新聞報道されて以来、厚生労働省でも実態調査を行っています。また、特に地域間格差が大きいとされる、精神・知的障害の問題については今年2月から「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、問題点の整理と改善策についての議論が行われています。この検討会と並行して、厚生労働省は地域間格差の解消に向けて、各都道府県単位で行っている障害基礎年金の認定業務を全国9ブロックに再編し認定システムの変更等を行おうとしています。

精神障害者にとって所得保障の大きな柱となっている障害年金制度ですが、格差問題の解消には、認定基準の問題や認定委員の体制、相談や請求手続きの窓口となっている市町村担当課や年金事務所の職員体制と質の担保、障害年金診断書を作成する医師への研修不足等、現状起きている問題点の全容を明らかにし、その対応を考えていくことが必要不可欠と考えます。現状の問題を明らかにすることなしに今のような議論で格差是正を行おうとすれば引き締めにつながりかねず、所得保障制度としての後退になりかねない事態です。

そこで本協会として、構成員をはじめ広く参加を呼びかけたシンポジウムを開催し、この問題についての理解を深め、所得保障の実現という観点から、改善の要求を行っていくための機会としたと考えています。

日時

2015年10月4日(日)
13:30～16:30(受付13:00～)

申込締切

9/16(水)

会場

全国家電会館 5階 講堂・ホール

所在地 東京都文京区湯島3丁目6番地1号

URL <http://www.jeass.or.jp/map.html>

参加費

◇本協会構成員・学生会員・賛助会員、障害のある方：**無料**

◇上記以外の方：**500円** ※当日、受付にてお支払いください。

アクセス

「湯島」駅……徒歩約5分
「末広町」駅……徒歩約5分
「御徒町」駅……徒歩約10分
「御茶ノ水」駅……徒歩約10分

定員 200人

手話通訳付

プログラム詳細・
申込方法は裏面へ



講師紹介



高橋 芳樹 氏プロフィール
元社会保険事務所職員。在職中より組合の年金講師団の一員としてさまざまな勉強会の講師を行ってきた。また、精神保健福祉士との出会いをきっかけに財団法人全国精神障害者家族会連合会

(当時)のリハビリテーション会議や無年金障害者をなくす会の勉強会・活動支援などに深くかかわり、精神障害者への高い関心を持ち続けており、現在は「精神障害年金研究会」という精神障害者の年金権を守るために学習会・情報交換・研究を行うことを目的とした任意団体の代表者を務める。

【編著書】監修・編集 高橋芳樹 『精神障害年金研究会著「障害年金請求 実践マニュアル」(中央法規出版 2013年5月発行) 援助・

プログラム

※敬称略

13:00	受付
13:30	開会 洗 成子 (本協会常任理事/司会) 開会挨拶 柏木一恵 (本協会会長)
13:35	基調講演 [45分] 【テーマ】格差問題の本質と取り組むべき課題(仮題) 【講師】高橋 芳樹 (精神障害年金研究会代表、元社会保険事務所職員)
14:20	休憩
14:30	シンポジウム [115分/途中休憩5分予定] 【シンポジスト】※五十音順 青木 聖久 (日本福祉大学福祉経営学部教授、精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会委員) 高橋 芳樹 (同上) 山口多希代 (医療法人財団青溪会 駒木野病院・精神保健福祉士) 【コーディネーター】 木太 直人 (本協会常務理事)
16:25	閉会挨拶 宮部真弥子 (本協会副会長)
16:30	閉会

申込方法

以下の①または②の方法にてお申込ください。

- ①本紙下部の「参加申込書」をFAX(送信先:03-5366-2993)
- ②ウェブフォームから送信して申込
URL:<http://www.japsw.or.jp/ugoki/event/151004/>

申込締切日

2015年9月16日(水)

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

参加券等はお送りいたしません。当日、受付にてお名前をお伝えください。
定員を超え、ご参加いただけない場合には事務局よりご連絡いたします。

問合せ先

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局

TEL: 03-5366-3152 FAX: 03-5366-2993 メール: office@japsw.or.jp

障害年金の格差問題に関するシンポジウム 参加申込書

<FAX. 03-5366-2993>

ふりがな お名前		勤務先等	
参加区分 該区分に☑を 付けてください	<input type="checkbox"/> 構成員 <input type="checkbox"/> 学生会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員 →各会員番号をご記入ください(会員番号: <input type="checkbox"/> 障害のある方 <input type="checkbox"/> その他()		※会員番号は郵便物の宛名) ラベルに記載しています
ご連絡先	TEL:	FAX:	
	Eメール:		
ご必要な 障害対応	<input type="checkbox"/> 車椅子用スペース <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 点字プログラム <input type="checkbox"/> その他()		

お申し込みありがとうございました! 当日はお気をつけてお越しください。

等級判定のガイドライン案に係る パブリックコメントの結果と ガイドラインへの反映案について

等級判定のガイドライン案に係るパブリックコメントの結果とガイドラインへの反映案

前回検討会で取りまとめられたガイドライン案について、本年8月11日～9月10日にかけて、パブリックコメント(意見募集)を行ったところ、395通(内容により分類すると511件)の御意見が寄せられた。

意見の内訳は、下記のとおりとなっている。

1. 意見募集結果の概要

(1)ガイドライン案についての意見 (460件)		
内 容		件 数
①	ガイドライン案の考え方について	24
②	等級の目安について	92
③	総合評価(考慮すべき要素)について	210
④	認定事務について	52
⑤	その他(ガイドラインの研修、周知等)	82
(2)ガイドライン案以外(※)についての意見 (51件)		

(※)障害年金制度や障害認定基準の改正要望 など

2. ガイドライン案についての主な意見とガイドラインへの反映案

パブリックコメントで寄せられた意見のうち、ガイドライン案について、多数寄せられた意見の概要と、意見に対するガイドラインへの反映案を、下記のとおり取りまとめた。

なお、パブリックコメントの意見に対する回答は、ガイドラインにかかる通知の発出と同時期に、別途、電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載することとしている。

【①ガイドライン案の考え方について】

	意見の概要	ガイドラインへの反映案
1	ガイドラインの作成にあたり、知的障害や発達障害など先天性の障害は、厚生年金の受給権を得られないことなどを考慮し、他の精神障害よりも年金受給のハードルを下げて欲しい。	<u>現行案のとおりとする。</u> 〔理由〕 障害年金の等級は、様々な種類の障害の程度を横断的に評価するため、日常生活の制限の度合いに応じて決定しているところである。 精神障害においても、知的障害や発達障害などの先天性の障害と他の精神障害を区別することなく、障害の状態を日常生活の制限度合いから判断しているため、ガイドラインも同様の考えに基づき、作成すべきものとする。

【②等級の目安について】

	意見の概要	ガイドラインへの反映案
1	<p>診断書の「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」の項目を点数化し、等級認定の目安を設定すると、数値化・類型化しにくい精神障害の特性が捨象され、画一的な運用となるうえ、点数化の結果が等級認定に直結される可能性が高くなり、本来受給すべき障害者が切り捨てられる恐れがある。目安の設定をやめ、認定医の総合的な判断から等級認定するべきである。</p>	<p>現行案のとおりとする。</p> <p>〔理由〕</p> <p>現在の認定事務では、診断書の「日常生活能力の程度」や「日常生活能力の判定」の評価を確認しつつ、具体的な症状、療養状況、就労状況等を総合的に評価して、等級判定を行っている。</p> <p>また、本年1月に公表した『障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査』結果では、診断書の「日常生活能力の程度」の評価に地域的な差異があることが確認されたところである。</p> <p>こうしたことを踏まえ、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」の評価に基づく等級の目安を設けることで、認定医が等級判定する際に参酌する全国共通の尺度ができるものと考えている。</p> <p>さらに総合評価では、認定医が目安だけでは捉えきれない障害ごとの特性に応じた様々な要素を診断書等の記載内容から詳しく審査したうえで、最終的な等級判定を行うこととしている。</p> <p>こうした手順を踏むことによって、適正かつ公平な認定が行われることとなり、目安が等級判定に直結したり、精神障害の特性が捨象された画一的な運用にはならないと考える。</p> <p>こうしたガイドライン実施後の認定事務の考え方について、日本年金機構の認定医会議や職員研修等を通じて、周知徹底を図っていくこととする。</p>

	意見の概要	ガイドラインへの反映案
2	<p>障害基礎年金の認定の地域差解消が目的であるにもかかわらず、対象者も認められる等級の幅も異なる障害厚生年金の認定状況も加味して目安を作成することは、著しく公正・公平を欠く。本来の目的に立ち返り、障害基礎年金のみの支給状況に基づき、目安を設定すべきである。</p>	<p><u>現行案のとおりとする。</u></p> <p>〔理由〕 障害基礎年金と障害厚生年金の1級及び2級の等級判定は、同一の法令及び認定基準に基づいて行っていることから、ガイドラインの目安についても、障害基礎年金と障害厚生年金の認定状況を基本として、同一の内容で公平に定める必要がある。</p>
3	<p>「日常生活能力の判定」を点数化するのであれば、各障害に特徴的な判定項目は点数を高く配分すべきである。(知的障害や発達障害の自閉症では、「(5)他人との意思伝達及び対人関係」などにおいて、日常生活上に常に大きな困難が存在する。)</p>	<p><u>現行案のとおりとする。</u></p> <p>〔理由〕 第5回検討会で提示した分析結果のとおり(※)、日常生活能力の判定項目ごとの評価には、各障害に特徴的な項目についての偏りは確認できなかった。 なお、総合評価の段階で、目安だけでは捉えきれない障害ごとの特性に応じた考慮すべき要素などを診断書等の記載内容から詳しく審査したうえで、最終的な等級判定を行うこととする。</p> <p>(※)資料2「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査追加分析その2」の表2</p>

	意見の概要	ガイドラインへの反映案
4	<p>ガイドライン案では、現在、障害基礎年金2級を受給している者の多くが不支給になる可能性が大きい。事実上の支給抑制である。</p> <p>等級の目安は、障害基礎年金の認定状況に基づいて、下記に変更して欲しい。</p> <p>【「日常生活能力の程度」が(3)の列】</p> <p>① 判定平均「2.5以上3.0未満」及び「2.0以上2.5未満」の目安を、『2級』にする。</p> <p>② 判定平均「1.5以上2.0未満」の目安を『2級又は3級』にする。</p> <p>【「日常生活能力の程度」が(2)の列】</p> <p>③ 判定平均「1.5未満」、「1.5以上2.0未満」及び「2.0以上2.5未満」の目安は、全て『2級又は3級』とする。</p>	<p>専門家検討会での議論を踏まえ、現行案のとおりとする。</p> <p>〔理由〕</p> <p>① 判定平均「2.5以上3.0未満」及び「2.0以上2.5未満」の欄は、「程度」・「判定平均」のほぼ中間に位置しており、実際の認定状況と照らしても、2級と3級の認定件数がそれぞれ一定数あることを踏まえると、両等級の境界線上にあると考えられる。したがって、総合評価の段階で両等級の可能性をよく検討し、適正に等級判定する必要があることから、「2級又は3級」を目安とする。</p> <p>② 判定平均「1.5以上2.0未満」の欄は、「程度」が(3)「家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要」となっており、「判定」の各項目が平均的には「おおむねできるが時には助言や指導を必要とする」程度であるので、認定基準に照らせば、3級にあたる可能性を検討することが妥当と考えられるため、「3級」を目安とする。</p> <p>③ 「程度」の(2)が「家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要」となっており、また、「判定」の各項目が平均的には「おおむねできるが時には助言や指導を必要とする」程度であるので、認定基準に照らせば2級には当たらず、3級例示「労働が制限を受けるもの」に当たる可能性を慎重に検討する必要があることから、「3級又は3級非該当」を目安とする。</p>

【③総合評価(考慮すべき要素)について】

	意見の概要	ガイドラインへの反映案
1	<p>総合評価(考慮すべき要素)の「考慮する」や「〇級の可能性を検討する」という表現は、請求人の不安をあまり、不利益変更されるように感じる。</p> <p>また、留意点として記載している「〇級に該当する可能性を検討する」との記載があっても、そうした場合以外は、その等級に該当しないということには必ずしもならない点に、留意が必要である。」は、分かりづらいため、表現を見直すべきである。</p> <p>さらに、斜体で記載している内容の位置付けが不明確である。例示に過ぎないのであれば、それらが条件(要件)や満たすべき水準と受け取られることのないよう、明確にする必要がある。</p>	<p><u>留意文については、表現を見直す。</u></p> <p>〔理由〕 総合評価(考慮すべき要素)の「考慮する」とは、診断書の記載内容をよく確認し、ガイドラインで例示している要素等を踏まえて、いずれの等級に相当するかを検討することである。</p> <p>このうち斜体で記載している内容は、等級の引き上げを検討するものの例示であり、「〇級の可能性を検討する」とは、例示にあたる内容が診断書等から確認される場合に、「〇級」に該当する可能性を検討するよう、促すものである。</p> <p>なお、斜体で記載している内容は、あくまでも総合評価時に考慮すべき要素の具体例であるので、例示している内容だけが「〇級」の該当条件になっているわけではなく、認定医が例示にない記載内容を踏まえて、等級を判断することは、当然あり得るものである。</p> <p>また、留意文については、より分かりやすい表現に改めることとする。(資料4のP3参照)</p>
2	<p>気分障害の考慮すべき要素が厳しすぎる。「適切な投薬治療などを行っても症状が改善せず、入院を要する水準の状態が長期間持続したり、そのような状態を頻繁に繰り返している場合は、2級以上の可能性を検討する。」は、入院や大量の投薬治療がされていないと2級に該当しないように読み取れ、在宅医療の推進に逆行している。適切な支援や治療を受けながら在宅生活を続けている気分障害者は基礎年金が受けられなくなるのではないか。内容を見直すべきである。</p>	<p><u>入院していることや薬物治療を行っていることが、2級該当の要件であるとの誤解を招かないよう、表現を見直す。</u></p> <p>〔修正案〕 適切な治療を行っても症状が改善せず、重篤なそうやうつ症状が長期間持続したり、頻繁に繰り返している場合は、1級または2級以上の可能性を検討する。(資料4のP6参照)</p>

	意見の概要	ガイドラインへの反映案
3	<p>「投薬治療を行っている場合は、その目的や内容(種類・量(記載があれば血中濃度)・期間)を考慮する。」とあるが、薬に対する治療抵抗性などの要素はどう判断されるのか不明確である。</p> <p>同量の服薬でも、個人の状態によって効果が違ううえ、投薬するか否かは医師の裁量により判断されるものであるため、投薬の種類や量で判断すべきではない。</p>	<p>現行案のとおりとする。</p> <p>〔理由〕</p> <p>薬物治療の目的や内容は、患者の状態に沿って個々に決められるものであり、どのような目的・治療方針をもって薬物治療が行われているかを具体的に確認することにより、その時点での患者の病状を認定医が詳しく把握することができることから、等級判定の際の考慮要素になり得ると考えている。</p> <p>なお、ご意見にあるとおり、治療薬物は、患者ごとに薬の種類や量の個人差が大きいことを前提としていることから、種類や量のみにとらわれることなく、投薬期間や患者の服薬状況なども踏まえて、総合的に判断する必要があると考えており、認定医にもこうした趣旨について周知を図っていく。</p>
4	<p>「家族の日常生活上の援助や福祉サービスの有無を考慮する。独居であっても、日常的に家族の援助や福祉サービスを受けることによって生活できている場合は、それらの支援の状況を踏まえて、2級の可能性を検討する。」という案は、「家族の援助や福祉サービスを受けている」ことが2級の条件のように読める。</p> <p>精神疾患を抱える单身の方は、様々な事情で家族や福祉サービスが受けられない方が多い。現に「家族の援助や福祉サービスを受けている」だけでなく、「家族の援助や福祉サービスを受ける必要がある」場合も含めて2級の可能性を検討するように修正すべきである。</p> <p>また、実際の援助者には家族の他にも友人や近隣の知人なども多いことから、家族に限定すべきではない。</p>	<p><u>家族の援助や福祉サービスを受けている事実が2級該当の要件であるとの誤解を招かないよう、表現を見直す。</u></p> <p>〔修正案〕</p> <p>○家族等の日常生活上の援助や福祉サービスの有無を考慮する。</p> <p>・ 独居であっても、日常的に家族等の援助や福祉サービスを受けることによって生活できている場合(現に家族等の援助や福祉サービスを受けていなくても、その必要がある状態の場合も含む。)は、それらの支援の状況(または必要性)を踏まえて、2級の可能性を検討する。 (資料4のP7参照)</p>

	意見の概要	ガイドラインへの反映案
5	<p>等級判定の条件に就労状況や収入を入れるのはおかしい。他の障害と同様に、等級判定から就労状況を除き、生活の状態だけで判定すべきである。</p>	<p>現行案のとおりとする。</p> <p>〔理由〕 精神障害や知的障害は、他の障害とは異なり、客観的な検査数値等から障害の程度を判断することが難しいことから、日常生活の状況を総合的に見て、障害の程度を判断することとなる。</p> <p>日常生活状況の確認にあたって、就労状況は1つの客観的な生活側面として考慮することが適切と考えている。</p> <p>障害認定基準では、「就労の内容等を十分確認して日常生活能力を判断する」としていることから、ガイドライン案では、認定医が総合的に等級判定する際に考慮すべき要素として、【就労状況】共通事項欄の1つ目の要素に認定基準の規定を入れており、『就労しているという事実だけで日常生活能力が向上したと捉えて2級非該当とすることなく、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況などを十分確認する』よう促している。</p> <p>収入についても、就労状況の1つの確認事項となり得ると考えるが、本ガイドラインでは福祉的就労や障害者雇用制度による就労において、収入を考慮すべき要素に入れていない。</p> <p>この要素の考え方については、日本年金機構の認定医会議や職員研修等を通じて、周知徹底を図っていくこととする。</p>

【④認定事務について】

	意見の概要	ガイドラインへの反映等の対応案
1	<p>等級の目安の判定作業を機構職員が機械的に行なうと、実際の運用現場では、この目安が相応の拘束力を持つことは否定できない(目安に達しない場合、認定医が総合判定項目で2級に認定することは困難となり、これまで2級とされていたケースが2級に該当しなくなる可能性が高くなる。)。機構職員が事前に機械的に何級と振り分けることをやめ、専門医が直接診断書を見るようにして欲しい。</p>	<p>現行案のとおりとする。</p> <p>〔理由〕 ガイドライン実施後に機構職員が行う作業は、認定医が等級判定する際の事前準備として、①診断書の「日常生活能力の判定」の平均値を算出し、②目安となる等級を確認のうえ、認定医へ報告することとしている。 認定医は、全ての診断書を必ず審査し、確認された目安も評価の参考としつつ、総合評価を行ったうえで、最終的な等級判定を行う。</p>

【⑤その他(ガイドラインの研修、周知等)】

	意見の概要	ガイドラインへの反映等の対応案
1	<p>認定医によって判定に差が出ることが無いよう、更には窓口機関の担当者によって受理するしないの差が生じないよう、認定医及び事務担当者に対する徹底した教育・指導啓蒙を望む。特に認定医に対する研修は義務化すべきである。</p>	<p>認定医及び障害年金に携わる機構職員に対し、研修等を通じて、周知徹底を図る。</p> <p>目安を基に申請書類を受理する・しないという対応をすることがないよう、年金事務所への周知を徹底していく。 認定医及び事務担当者に対しても、ガイドライン実施に合わせて認定医会議や職員研修等を実施する予定であるが、ガイドラインの趣旨や適正な認定事務の徹底の継続を図っていくために、定期的な研修の実施等について、検討していくこととしている。</p>

資料5	専門家検討会(第7回)
	平成 27年 10月15日

等級判定に用いる情報の充実に 向けた対策について

等級判定に用いる情報の充実に向けた対策について

適切な等級判定の実施に向けて、等級判定のガイドラインの作成とあわせて、本人の日常生活能力を把握するために必要な情報を得られるよう、以下の2点の対策を検討する。

1. 診断書の記載要領の作成

診断書を作成する医師向けに、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を評価する際の参考を示すとともに、それ以外の各欄の記載にあたって留意すべきポイントなどを示した記載要領（「障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領」）を作成する。

【記載要領（たたき台）の概要】

(1) 「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を評価する際の参考を示す。

① 「日常生活能力の程度」について

- ・評価時の留意事項
- ・5段階評価の考え方（精神障害・知的障害それぞれに）

② 「日常生活能力の判定」について

- ・評価時の留意事項
- ・4段階評価の考え方（7つの項目ごとに）

③ その他

- ・「日常生活能力の程度」の評価と「日常生活能力の判定」の評価は、相互に整合的なものである必要があること など

(2) 「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」以外の診断書の記載欄について、ガイドラインの考慮すべき要素を参考に、記載時に留意すべきポイントなどを示す。

【記載要領のたたき台】

別添1のとおり。

【記載要領の運用方法(案)】

医療関係団体等を通じて医療機関等に広く周知を図るとともに、厚生労働省及び日本年金機構のホームページに掲載することとし、診断書作成医や受給者が、必要に応じていつでも利用できるようにする。

2. 日常生活状況をより詳細に把握するための提出資料の作成

現行の提出資料(診断書、病歴・就労状況等申立書など)のほかに、認定医が必要に応じて現在の本人の詳細な日常生活状況を把握できるよう、それらについて本人や家族等が記載する新たな様式(『日常生活及び就労の状況について(照会)』)を定め、当該記載内容も踏まえて、認定診査を行う。

【『日常生活及び就労の状況について(照会)』のたたき台】

別添2のとおり。

【『日常生活及び就労の状況について(照会)』の運用方法(案)】

○等級判定に当たって認定医が必要と認めた場合に、提出を求めることとする。なお、診断書を記載した医師への照会を行う方がより適切と認定医が認めた場合には、従来どおり医師照会を行うこととする。

《提出を求めるケースの例》

- ・目安と大きく異なる等級を検討する必要がある、認定医が必要と認めた場合
- ・「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の整合性が低く、参考となる目安がない場合等で、認定医が必要と認めた場合
- ・再認定において現在の等級からの変更を検討する必要がある、認定医が必要と認めた場合

○提出資料は、新規請求時や再認定時、額改定請求時などのいずれにも利用することとする。

○照会する内容は、本人や家族等の負担に配慮し、認定に関連性の高い項目に限ることとし、新規請求時には、病歴・就労状況等申立書の記載内容と重複しないよう、留意する。

○本資料は、本人や家族のほか、日常的に本人と接していて、日常生活状況をよく把握している者(例えばソーシャルワーカーなど)が記載することも可能とする。

国民年金・厚生年金の障害年金の診断書を作成する医師の皆様へ

障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領

～記載にあたって留意いただきたいポイント～

日頃より、年金用診断書の作成にご協力賜り誠にありがとうございます。

精神の障害に対する障害年金は、精神障害、知的障害又は発達障害により日常生活に継続的に制限が生じ、支援が必要な場合に、これを障害状態と捉え、その障害の程度（＝日常生活の制限度合いや労働能力の喪失）に応じて障害等級を決定し、支給するものです。

適切な障害等級の認定にあたっては、作成いただく診断書の内容ができるかぎり詳細かつ具体的に記載されていることが大変重要になります。

診断書作成時に留意していただきたい事項について、記載欄ごとにまとめましたので、参考としてください。

【この診断書で日本年金機構が確認すること】

精神疾患による病態に起因する日常生活の制限の度合いを確認します。

そのため診断書（精神の障害用）では、以下の内容を確認するための記載項目を設けております。

1. 精神疾患の存在、その病状及び重症度
〔例えば、⑩ア・イ欄「現在の病状又は病態像」、カ欄「臨床検査」〕
2. 日常生活及び社会生活上の制限の度合い
〔例えば、⑩ウ2・3欄「日常生活能力の判定／程度」、エ欄「就労状況」〕

※ 確認にあたっては、疾患名や病歴・治療経過・病状等の内容と日常生活能力に関する評価について、齟齬や矛盾がなく、整合性があるか、という点にも着目して行います。

【注】この記載要領では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」を《精神障害》としてまとめ、《知的障害》《発達障害》とは別に区分しています。

「症状性を含む器質性精神障害」（認知症、高次脳機能障害など）は、記載欄ごとに掲げた《精神障害》《知的障害》《発達障害》の留意事項のうち類似するものを参考にご記入ください。

①障害の原因となった傷病名～⑥傷病が治ったかどうか

〔記載例〕

① 障害の原因となつた傷病名	自閉症および知的障害	② 傷病の発生年月日	昭和 (平成) 6 年 2 月 9 日	診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)	本人の発病 時の職業	無
	F84.0 ICD-10コード(F71)	③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日	昭和 (平成) 7 年 1 月 18 日	診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)	④ 既存障害	無
⑥ 傷病が治った(症状が固定 した状態を含む。)かどうか。	平成 9 年 2 月 9 日	確認 推定	症状のよくなる見込… 有 ・ (無) ・ 不明	⑤ 既往症		

単独の精神疾患の場合、または複数の精神疾患がおおむね同時期に発して併存している場合

- ①欄には、すべての傷病名及び該当する ICD-10 コードを記載してください。
- ②欄には、傷病の発生した年月日を記載してください。外傷や脳血管疾患による器質性精神障害など、発生年月日が診療録から明らかに確認できる場合は、「診療録で確認」に○印を付してください。
また、発生年月日を本人等から聴取された場合は同欄右の「本人の申立て」に○印を付した上で聴取日を記載してください。
- ③欄には、①の傷病について初めて医師の診療を受けた日を記載してください。
貴院（診断書作成医療機関）の初診より前に他の医師が診察している場合で、他院からの紹介状によりその初診日が診療録に転記されているなどの場合は「診療録で確認」に、貴院初診時等に本人等より聴取した初診日を記載する場合は「本人の申立て」に、○印を付してください。
※ 複数の精神疾患が併存している場合、①に記載されたすべての傷病のなかで、最も古い診察日が該当します。「診療録で確認」「本人の申立て」の別は、②欄と同様の要領で記載してください。
- ④欄には、貴院（診断書作成医療機関）の初診より前から既に有していた障害を記載してください。精神疾患以外の障害があれば、その障害を記載してください。
- ⑤欄には、貴院（診断書作成医療機関）の初診より前に罹患したことがある疾患を記載してください。
- ⑥欄には、貴院（診断書作成医療機関）の初診から診断書を作成する日までの間に傷病が治っていればその日を記載してください。また、傷病が治った日当時に貴院で直接診察した場合は「確認」に、傷病が治った日当時に貴院で直接診察していない場合には「推定」に、○印を付してください。

複数の精神疾患が逐次発して併存している場合

- ①欄には、すべての傷病名を、発症した順に傷病名の冒頭に丸付き番号を①、②…と付して記載してください。
- ②及び③欄には、①欄の丸付き番号を付した上で、それぞれの傷病の発生年月日及び初めて医師の診療を受けた日を段書きにしてください。

【注】再認定の際に使う診断書（障害状態確認届）には、「②傷病の発生年月日」から「⑥傷病が治ったかどうか」までの欄はありません。

⑦発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項
(再認定のための障害状態確認届では④欄)

〔記載例〕

⑦ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項	陳述者の氏名	〇〇〇〇	請求人との続柄	母親	聴取年月日	20年1月29日
	<p>兄妹2人の妹。兄も統合失調症。平成19年10月の引っ越し前後から、集中力が低下し、中間試験を忘れ、家では落ち着きが無かった。11月下旬から「人の考えが伝わる。試験中も色んな考えが浮かび、クラス中に自分の考えが伝わる」など自我障害が出現。大きな声で対話式の独言があり、先生に教室から連れ出されることもあった。平成20年1月より保健室登校。スクールカウンセラーの面接を受け、診察を勧められ、平成20年1月29日当院初診。</p> <p>以後、当院にて通院加療を続けている。平成20年4月より大学進学(推薦入学)し、陽性症状に波はあったが、当初より安定感も増し、平成24年3月に卒業した。同年2月から親戚の商店でアルバイト後、4月から「グラグラした生活は嫌だ、毎日充実させようと毎日職安に通っていたら急に悪くなった」と母親同伴で5月1日来院。4月27日から幻聴、思考吹入など活発になっていたと言い、処方増量するも間に合わず5月3日〇〇病院入院となる。</p>					

- 発病からの病歴を聴取した日を、聴取年月日欄に記載してください。また、貴院（診断書作成医療機関）の初診日以後の治療経過等については、段落を変えて記載してください。
- 再認定の際に使う診断書（障害状態確認届）では、最近一年間の症状の変動状況や治療の経過等を記載する欄になります。

《精神障害》

- 問診により把握できた範囲で、発病するまでの生活歴、発病のきっかけとなった心理的・環境的な要因、発病してから現在までの病歴、治療の経過や内容（薬物の種類、量、期間など）、治療の効果・転帰、さらに就学・就労状況などをなるべく詳しく記載してください。

《知的障害・発達障害》

- 問診により把握できた範囲で、現在までの病歴や生育状況、治療があればその経過、内容（薬物の種類、量、期間など）、さらに就学・就労状況などをなるべく詳しく記載してください。
- 知的障害を伴わない発達障害については、問診により把握できた範囲で、判明したきっかけ（例えば、対人関係に多くの支障があったことや職場で臨機応変に対応できなかったことなど）及び小児期に見られた発達障害をうかがわせる症状、行動等について、なるべく詳しく記載してください。

⑧診断書作成医療機関における初診時所見

〔記載例〕

⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 令和 20年1月29日	<p>母親同伴で受診。高校3年生。衣服は整っているが、受動的で、正視は少なく、感情表出鈍い。経過や症状は同席の母が積極的に語る。11月からは悪夢、食欲不振、頭重、連合弛緩強まり、「電車の中で同級生に考えを送ったら、伝わってシーンとなり、じろじろ見る人がいる。脅かそうとハイジャックするぞと考えたら走るように逃げる人もいる」など陽性症状は活発で、統合失調症が確定的、しかも急速に進行していると判断し、治療開始。</p>
---	--

- 貴院（診断書作成医療機関）の初診時の所見をなるべく詳しく記載してください。⑧欄の「初診年月日」には、貴院（診断書作成医療機関）における初診年月日を記載してください。

【注】再認定の際に使う診断書（障害状態確認届）には、この欄はありません。

⑨これまでの発育・養育歴等

〔記載例〕

⑨ これまでの発育・養育歴等 (出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。)	ア 発育・養育歴 兄も同病で加療中。祖母が感情的な人で顔色を窺いながら育つ。	イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校 (普通学級・特別支援学校) その他 大学卒業	ウ 職歴 無し		
エ 治療歴(書ききれない場合は⑬「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)					
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)
〇〇クリニック	20年 1月～ 24年 5月	入院<外来>	統合失調症	薬物療法、精神療法	悪化
〇〇病院	24年 5月～ 年 月	入院<外来>	統合失調症	薬物療法、精神療法	現在入院治療中
	年 月～ 年 月	入院・外来			
	年 月～ 年 月	入院・外来			
	年 月～ 年 月	入院・外来			

《精神障害》

- エ欄について、受診医療機関が多かったり入退院を繰り返すなどにより記入欄が不足する場合は、⑬「備考」欄への記入、または任意の別紙に記入の上、添付をお願いいたします。別紙を添付する場合は、別紙に証明日や貴院(診断書作成医療機関)の証明印、ご署名を必ず記入押印してください。

《知的障害・発達障害》

- 特別支援教育又はそれに相当する支援の教育歴がある場合は、問診により把握できた範囲で、イ欄にもれなく記載してください。
 「特別支援教育」とは、下記のものを指します。
 - ・特別支援学校や、小・中・高等学校での特別支援学級で教育を受けること
 - ・通常の学級に在籍し、障害の状態に応じた特別の指導を通級指導教室で受けること
 - ・通常の学級内での特別支援教育支援員による支援を受けること
 「それに相当する支援」とは、例えば下記のものを指します。
 - ・特別支援教育実施前(平成19年3月以前)の養護学校や特殊学級での教育、通常の学級での個別支援など
- 特別支援教育又はそれに相当する支援の教育歴がない場合には、幼少期の状況(例えば不適応行動やいじめなどの問題や学習の遅れの有無など)について、ア欄になるべく詳しく記載してください。
- 障害児通園施設等における専門的な指導訓練や、児童デイサービスを利用した適応訓練など、専門機関による発達支援、発達障害者自立訓練等の支援を受けていた場合は、ア欄になるべく詳しく記載してください。
- 成人以降に判明した知的障害や発達障害の場合であっても、問診により把握できた範囲で、発育・養育の状況や通学・学習の状況を、ア欄及びイ欄になるべく詳しく記載してください。
 また、母子手帳や通知表等により、知的障害や発達障害をうかがわせる症状や行動等を把握されている場合には、その状況をア欄及びイ欄になるべく詳しく記載してください。

⑩障害の状態（ア 現在の病状又は状態像）

（イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等の具体的記載）

〔記載例〕

⑩ 障害の状態 (平成26年9月22日現症)	
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)	イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。
<p>前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください。)</p> <p>1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明</p> <p>Ⅰ 抑うつ状態</p> <p>① 1 思考・運動制止 2 刺激性、興奮 ③ 憂うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮</p> <p>Ⅱ そう状態</p> <p>1 行為心逸 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性 4 親念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他()</p> <p>Ⅲ 幻覚妄想状態等</p> <p>1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他()</p> <p>Ⅳ 精神運動興奮状態及び昏迷の状態</p> <p>1 興奮 2 昏迷 ③ 拒絶・拒食 4 減裂思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他()</p> <p>Ⅴ 統合失調症等残遺状態</p> <p>1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他()</p> <p>Ⅵ 意識障害・てんかん</p> <p>1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A ・ B ・ C ・ D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度)</p> <p>Ⅶ 知能障害等</p> <p>1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 3 高次脳機能障害 ア 失行 イ 失認 ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害</p> <p>4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 その他()</p> <p>Ⅷ 発達障害関連症状</p> <p>1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他()</p> <p>Ⅸ 人格変化</p> <p>1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等()</p> <p>X 乱用、依存等(薬物等名:) 1 乱用 2 依存</p> <p>XI その他 []</p>	<p>2人の子供がともに障害児で、中学生の兄は自閉症で療育手帳A判定、小学生の妹も知的障害によりB1判定を有する。特に兄は、自傷行為など衝動性の問題から精神科入院も昨年行っている。患者にとって、この心因が非常に大きく、将来への不安に由来する抑うつ気分や意欲減退症状は重篤で、これまで下記処方を含む3種類の抗うつ薬を充分量投与してきたが反応にも乏しく、重度の水準で病態は遷延している。</p> <p>ときに「ホームで線路に吸い込まれそうになる時がある」といった発言がみられ、希死念慮の存在も示唆される。</p> <p>子供の学校の送り迎えは患者が何とか対応しているが、その他の時間は寝込んでいることが多く、家事全般は買い物や炊事も含め夫と実母が担っている。</p> <p>RP1 【用法】分1:寝る前 29日分 ・レキサプロ錠10mg 2錠 ・バルプロ酸ナトリウムSR錠200mg 2錠 ・マグミット錠330mg 2錠 ・エビリファイ錠2mg 1錠 ・モサプリドクエン酸塩錠5mg 1錠</p> <p>RP2 【用法】分1:寝る前 29日分 別包 ・ロゼレム錠8mg 1錠</p> <p>RP3 【用法】分1:朝食後 29日分 ・コンサータ錠18mg 3錠 ・バルプロ酸ナトリウムSR錠100mg 1錠</p> <p>RP4 【用法】屯:不安時 30回分 ・セバゾン錠2 2mg 1錠</p>

ア欄について 《共通》

- 「症状性を含む器質性精神障害」(認知症、高次脳機能障害など)の病状を記載する際には、ローマ数字に付した名称(「Ⅴ 統合失調症等残遺状態」など)の分類にとらわれずに、該当する全ての病状又は状態像に○印を付してください。

イ欄について 《共通》

- 在宅で、家族や重度訪問介護等により常時援助を受けて療養している場合は、その療養状況をなるべく詳しく記載してください。
- 通院や薬物治療が困難又は不可能である場合は、その理由やそれに代わる他の治療内容について、なるべく詳しく記載してください。
- ひきこもりについて、精神障害の病状に起因するものか否かも含め、その状況をなるべく詳しく記載してください。

イ欄について 《精神障害》

- 現症日における状態のほか、最近1年程度での症状の好転と増悪（あるいは症状の著明な時期と消失する時期）の状況について、通院の頻度や治療内容（薬物治療を行っている場合は、薬の種類、量、期間など、薬物によるもの以外の治療を行っている場合は、具体的な治療内容とその治療を選択した理由など）をなるべく詳しく記載してください。好転と増悪を繰り返している場合には、その状況を記載してください。
- 入院している場合、入院の理由及び入院形態（任意、医療保護、措置など）を記載してください。また、病棟内で本人の安全確保などのために常時個別の援助を必要としている場合は、その状況をなるべく詳しく記載してください。
- 気分（感情）障害について、標準的な治療を行っても症状が改善していない場合には、その状況を治療内容とともになるべく詳しく記載してください。
また、重篤なそうやうつ症状が長期間持続したり、頻繁に繰り返している場合は、その状況をなるべく詳しく記載してください。
- 統合失調症について、妄想・幻覚等の異常体験があるかどうか、陰性症状（残遺状態）が長期間持続して自己管理能力や役割遂行能力に著しい制限が見られるかどうか、それぞれの状況における治療内容とともになるべく詳しく記載してください。

イ欄について 《知的障害・発達障害》

- 施設に入所している場合、施設内で、本人の安全確保などのために常時あるいは頻繁に個別の援助を必要としている場合は、その状況をなるべく詳しく記載してください。
- 不適応行動が見られる場合は、その状況及び療養状況をなるべく具体的に記載してください。
不適応行動とは、例えば以下のような行為を指します。
 - ・自分の身体を傷つける行為
 - ・他人や物に危害を及ぼす行為
 - ・周囲の人に恐怖や強い不安を与える行為（犯罪行為や突発的な外出など）
 - ・著しいパニックや興奮、こだわり等の不安定な行動
（自分でコントロールできない行為で、頻発して日常生活に支障が生じるもの）
- 知的障害または発達障害で、他の精神疾患が併存していることなどにより、通院や薬物治療を行っている場合は、通院の頻度や薬物治療の目的や内容（種類、量、期間）、さらに服薬状況などをなるべく詳しく記載してください。
- 臭気、光、音、気温などの感覚過敏があり、それにより日常生活に制限が認められる場合は、その状況をなるべく詳しく記載してください。

⑩障害の状態（ウ 日常生活状況）

〔記載例〕

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するものを○で囲んでください。) 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他() (施設名) 同居者の有無 (有 ・ 無)</p> <p>(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) [親密距離に入ることが難しく、近寄ると払いのけたり拒否的な言動がでることが多い。母以外とは交歓は乏しい。]</p> <p>2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事 — 配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることが出来るなど。 <input type="checkbox"/> 出来る <input type="checkbox"/> 自発的に出来るが時には助言や指導を必要とする <input checked="" type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があれば出来る <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(2) 身の清潔保持 — 洗面、洗髪、入浴等の身の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。 <input type="checkbox"/> 出来る <input checked="" type="checkbox"/> 自発的に出来るが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があれば出来る <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(3) 金銭管理と買い物 — 金銭を独力で適切に管理し、やりくりが出来る。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物が出来るなど。 <input type="checkbox"/> 出来る <input checked="" type="checkbox"/> おおむね出来るが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があれば出来る <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(4) 通院と服薬(要り不要) — 定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 <input type="checkbox"/> 出来る <input checked="" type="checkbox"/> おおむね出来るが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があれば出来る <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係 — 他人の話や自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。 <input type="checkbox"/> 出来る <input type="checkbox"/> おおむね出来るが時には助言や指導を必要とする <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導があれば出来る <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(6) 身の安全保持及び危機対応 — 事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 <input type="checkbox"/> 出来る <input checked="" type="checkbox"/> おおむね出来るが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があれば出来る <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(7) 社会性 — 銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 <input type="checkbox"/> 出来る <input type="checkbox"/> おおむね出来るが時には助言や指導を必要とする <input checked="" type="checkbox"/> 助言や指導があれば出来る <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p>	<p>3 日常生活能力の程度(該当するものを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。</p> <p>(精神障害)</p> <p>(1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないことがある。金銭管理はおおむねできる場合など。)</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)</p> <p>(知的障害)</p> <p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度)</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度)</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできない程度)</p>
--	---

【1 家庭及び社会生活についての具体的な状況】

- 独居である場合、独居になった理由や時期について、(イ)欄に記載してください。
- 日常的に家族等から援助を受けている場合、(イ)欄にその内容などを具体的に記載してください。

【「2 日常生活能力の判定」及び「3 日常生活能力の程度」】

この2項目については、P.9～12を参考に相互の整合性についても留意の上記載してください。

この2項目の評価はそれぞれ次の意義をもち、相互に関係しています。

日常生活能力の判定	日常生活の7つの場面における制限度合いを、それぞれ具体的に評価するもの。
日常生活能力の程度	「日常生活能力の判定」の7つの場面も含めた日常生活全般における制限度合いを包括的に評価するもの。

したがって、7つの場面における制限度合いには顕著に表れないが、日常生活全般は大幅に制限されるなど、相互の関係が必ずしも整合しない場合には、その理由を⑪欄になるべく具体的に記載してください。

- 日常生活の制限の度合いを適切に把握するため、入所施設やグループホーム、日常生活上の援助を行える家族との同居などにより、支援が常態化した環境下で日常生活が安定している場合であっても、単身でかつ支援がない状況で生活した場合を想定し、その場合の日常生活能力について記載してください。
- 診察時（来院時）の一時的な状態ではなく、最近1年程度での障害状態の変動について、症状の好転と増悪の両方を勘案した上で、当てはまるものをご判断ください。
- 独居であっても、日常的に家族の援助や福祉サービスを受けることによって生活できている場合（現に家族等の援助や福祉サービスを受けていなくても、その必要がある状態の場合も含む）は、それらの支援の状況（または必要性）を踏まえ、能力の過大評価にならないように留意してください。

「2 日常生活能力の判定」

※ 身体的機能の障害に起因する能力の制限（たとえば下肢麻痺による歩行障害など）は、この診断書による評価の対象としません。

※ 「できる」とは、日常生活および社会生活を行ううえで、他者による特別の援助（助言や指導）を要さない程度のものを言います。また、「行わない」とは、性格や好き嫌いなどで行わないことは含みません。

（1）適切な食事

1	できる	適量の食事を適時にとることができる。（外食、自炊、家族・施設からの提供を問わない）
2	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	だいたい自主的に適量の食事を適時にとることができるが、時に家族や施設からの提供、助言や指導を必要とする場合がある。
3	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	1人では、いつも同じものばかりを食べたり、食事内容が極端に貧しかったり、いつも過食になったり、不規則になったりするため、経常的な助言や指導を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	1人では不食、偏食、過食など問題行動があるため、常時の援助が必要である。

（2）身辺の清潔保持

1	できる	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行える。必要に応じて（週に1回くらいは）、自主的に掃除や片付けができる。
2	自発的にできるが時には助言や指導を必要とする	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行える。回数は少ないが、だいたい自室の清掃や片付けが自主的に行える。身体の衛生を保つためには、週1回程度の助言や指導を必要とする。
3	自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる	身体の衛生を保つためには、経常的な助言や指導を必要とする。自室の清掃や片付けを自主的にはせず、いつも部屋が乱雑になるため、経常的な助言や指導を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	常時支援をしても身体の衛生を保つことができず、自室の清掃や片付けをしないか、できない。

（3）金銭管理と買い物〔行為嗜癖に属する浪費や強迫的消費行動については、評価しない〕

1	できる	1ヵ月程度のやりくりが自分でできる。また、1人で自主的に計画的な買い物ができる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	1週間程度のやりくりはだいたい自分でできるが、時に収入を超える出費をしてしまうため、時として助言や指導を必要とする。
3	助言や指導があればできる	1人では金銭の管理が難しいため、3～4日に一度手渡して買い物に付き合うなど、経常的な援助を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	持っているお金をすぐに使ってしまうなど、金銭の管理が自分ではできない。

（4）通院と服薬

1	できる	自発的かつ規則的に通院・服薬ができる。病状や副作用について、主治医に伝えることができる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	自発的な通院・服薬はできるものの、時に病院に行かなかったり、薬の飲み忘れがある（週に2回以上）ので、助言や指導を必要とする。
3	助言や指導があればできる	飲み忘れや、飲み方の間違い、拒薬、大量服薬をすることがしばしばあるため、経常的な援助を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	常時の援助をしても通院・服薬をしないか、できない。

(5) 他人との意思伝達及び対人関係 [1対1や集団の場面で、他人と適切につきあう能力に着目する]

1	できる	近所、仕事場等で、挨拶など最低限の人づきあいが自主的に問題なくできる。必要に応じて、誰に対しても自分から話せる。友人を自分からつくり、継続してつきあうことができる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	最低限の人づきあいはできるものの、助言がなければ孤立しがちで、友人を自分からつくり、継続してつきあうことができず、挨拶や事務的なことでも自分からは話せない。また、他者の行動に合わせられず、助言がなければ、周囲に配慮を欠いた行動をとることがある。
3	助言や指導があればできる	他者とのコミュニケーションがほとんどできず、近所や集団から孤立しがちである。友人を自分からつくり、継続してつきあうことができず、周囲への配慮を欠いた行動がたびたびあるため、強い助言や介入などの支援を必要とする。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	助言・介入などの支援をしても他者とコミュニケーションできないか、あるいはしようとせず、隣近所・集団とのつきあい・他者との協調性・自発性・友人等とのつきあいが全くなく、孤立している。

(6) 身の安全保持及び危機対応 [行為嗜癖的な自傷をもって「身を守れない」とはしない]

1	できる	道具や乗り物などの危険性を理解・認識しており、事故等がないよう適切な使い方・利用ができる(例えば、刃物を自分や他人に危険がないように使用する、走っている車の前に飛び出さない、など)。また、通常と異なる事態となった時(例えば火事や地震など)に他人に援助を求めたり指導に従って行動するなど、適正に対応することができる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	道具や乗り物などの危険性を理解・認識しているが、時々適切な使い方・利用ができないことがある(例えば、ガスコンロの火を消し忘れる、使用した刃物を片付けるなどの配慮や行動を忘れる)。また、通常と異なる事態となった時に、他人に援助を求めたり指示に従って行動できない時がある。
3	助言や指導があればできる	道具や乗り物などの危険性を十分に理解・認識できておらず、それらの使用・利用において、危険に注意を払うことができない、または頻回に忘れてしまう。また、通常と異なる事態となった時に、パニックになり、他人に援助を求めたり、指示に従って行動するなど、適正に対応することができないことが多い。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	道具や乗り物などの危険性をほとんどあるいは全く理解・認識しておらず、周囲の助言や指導があっても、適切な使い方・利用ができない。また、通常と異なる事態となった時に、他人に援助を求めたり、指示に従って行動するなど、適正に対応することがほとんどあるいは全くできない。

(7) 社会性

1	できる	社会生活に必要な手続き(例えば行政機関の各種届出や銀行での金銭の出し入れ等)や公共施設・交通機関の利用にあたって、各々の目的や基本的なルール(常識化された約束事や手順)を理解し、ルールや周囲の状況に合わせて適切に行動できる。
2	おおむねできるが時には助言や指導を必要とする	社会生活に必要な手続きや公共施設・交通機関の利用について、習慣化されたものであれば、各々の目的や基本的なルール、周囲の状況に合わせた行動がおおむねできるが、ルールが変わったりすると、適正に対応することができないことがある。
3	助言や指導があればできる	社会生活に必要な手続きや公共施設・交通機関の利用にあたって、各々の目的や基本的なルールの理解が不十分であり、経常的な助言や指導がなければ、ルールや周囲の状況に合わせた行動ができない。
4	助言や指導をしてもできない若しくは行わない	社会生活に必要な手続きや公共施設・交通機関の利用にあたって、その目的や基本的なルールを理解していない(または理解できない)ため、助言・介入などの支援をしても、適切な行動ができない、あるいはしようとしめない。

「3 日常生活能力の程度」

※ 本項目について、知的障害以外の精神疾患は、基本的には《精神障害》欄で判定しますが、知的障害を伴う発達障害などで、《知的障害》欄の方が本人の状態を適切に評価できる（知的障害と同様の症状が顕著にあらわれている）と思われる場合は、《知的障害》欄で判定しても差し支えありません。

《精神障害》

<p>(1)</p>	<p>精神障害（病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等）を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な食事摂取、身の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用などが自発的にできる。あるいは適切にできる。 7項目 ○ 精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることができる。
<p>(2)</p>	<p>精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には援助が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)のことが概ね自発的にできるが、時に支援を必要とする場合がある。 (1)の7項目のこと ○ 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。 ○ 日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある。身の清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。ひきこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせる事ができる。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ねできる。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。
<p>(3)</p>	<p>精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)のことが概ねできるが、支援を必要とする場合が多い。 ○ 例えば、医療機関等に行くなどの習慣化された外出は付き添われなくても自らできるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。身の清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいがひきこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。
<p>(4)</p>	<p>精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)のことは経常的な援助がなければできない。 ○ 例えば、親しい人との交流も乏しくひきこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。
<p>(5)</p>	<p>精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)のことは援助があってもほとんどできない。 ○ 入院・入所施設内においては、病棟内・施設内で常時個別の援助を必要とする。在宅の場合においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時の援助を必要とする。

《知的障害》

<p>(1)</p>	<p>知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な食事摂取、身の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用などがある程度自発的にできる。あるいは適切にできる。 ○ 知的障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることができる。
<p>(2)</p>	<p>知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には援助が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1) のことが1人で自発的にできるが、時に支援を必要とする場合がある。 ○ 日常会話はできるが、抽象的な思考が不得手で、込み入った話は困難である。また簡単な漢字の読み書きはできる。 ○ 日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある。身の清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。ひきこもりがちではない。行動のテンポはほぼ他の人に合わせる事ができる。金銭管理は概ねできる。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。
<p>(3)</p>	<p>知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1) のことが概ねできるが、支援を必要とする場合が多い。 ○ 具体的な事柄についての理解や簡単な日常会話はできるが、声かけなどの配慮が必要である。ごく簡単な読み書きや計算はできるが、生活場面で実際に使うことは困難である。 ○ 医療機関等に行くなどの習慣化された外出は付き添われなくても自らできるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。身の清潔保持が自発的かつ適切にはできない。適切な指導のもとで、社会的な対人交流や集団行動がある程度できる。自発的な行動に困難がある。日常生活の中での発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。適切な指導があれば単純作業はできる。
<p>(4)</p>	<p>知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1) のことは経常的な援助がなければできない。 ○ 読み書きや計算は不得手だが、簡単な日常会話はできる。生活習慣になっていることであれば、言葉での指示を理解し、ごく身近なことについては、身振りや短い言葉で自ら表現することができる。日常生活では、経常的な支援を必要とする。 ○ 例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまうしがちである。保護的な環境下での専ら単純かつ反復的な作業はできる。
<p>(5)</p>	<p>知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1) のことは援助があってもほとんどできない。 ○ 言葉でのやり取りやごく身近なことについての理解も困難で、意思表示はごく簡単なものに限られる。 ○ 入院・入所施設内においては、病棟内・施設内で常時個別の援助を必要とする。在宅の場合においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時の援助を必要とする。

⑩障害の状態（エ 現症時の就労状況～キ 福祉サービスの利用状況）

〔記載例〕

<p>エ 現症時の就労状況</p> <p>○勤務先 ・一般企業 <u>就労支援施設</u> その他()</p> <p>○雇用体系 ・障害者雇用 ・一般雇用 ・自営 ・<u>その他</u> ()</p> <p>○勤続年数(1 年 9 ヶ月) ○仕事の頻度(<u>週</u>に(5)日)</p> <p>○ひと月の給与(30,000 円程度)</p> <p>○仕事の内容 喫茶店での簡単な接客</p> <p>○職場での援助の状況や意思疎通の状況 カフェでの接客やパンの袋詰め、飲み物や軽食の調理などを担当している。対人場面で緊張が認められ、独語のほか、自分の気持ちを上手く伝えられないと家族に対し手が出るなど、配慮を要する行動が見られる。</p>	<p>オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)</p> <p>特になし</p> <p>カ 臨床検査(心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)</p> <p>田中ビネーテスト IQ=55(平成16年1月5日) 精神年齢 9歳8か月 9歳で療育手帳 B を取得</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等) 就労継続支援A型事業所に通所中</p>
---	--

【エ 現症時の就労状況】

- 就労の有無を本人や家族などから聴きとり、できるだけ記入をお願いします。
- 職場の内外を問わず、就労を継続するために受けている日常の援助や配慮の状況も、できるだけ記入をお願いします。
- 現症時に就労していないことを聴取されている場合には、「勤務先」のその他欄にその旨の記入をお願いします。

この欄は、精神障害者がどのような働き方をしているか（どの程度の援助を受けて就労ができていないか）を確認するために、就労に関する情報をできる限り収集することを目的に設けたものです。

就労している事実だけで、障害年金の支給決定が判断されることはありません。

【オ 身体所見】

- 精神疾患に伴う神経学的な所見のほか、乱用・依存の見られる患者の場合は、精神病性障害を示さない急性中毒かどうか、あるいは明らかな身体依存が見られるかどうかをなるべく詳しく記載してください。

【カ 臨床検査】

- 現症日以前3か月以内に実施した検査の結果を、検査日とともに記載してください。現症日以前3か月よりも前に実施した臨床検査のみの場合には、当該検査結果を検査日とともに記載してください。カの記入欄では書ききれない場合は、別紙として、検査結果写しの添付をお願いいたします。別紙を添付する場合は、別紙に証明日や貴院（診断書作成医療機関）の証明印、ご署名を必ず記入押印してください。

○知的障害及び発達障害の場合は、知能指数及び精神年齢を必ず記入してください。

- 「症状性を含む器質性精神障害」（認知症、高次脳機能障害など）の障害の状態について参考となる心理検査や画像検査を実施している場合は、別紙として、その検査結果写しの添付をお願いいたします。

別紙を添付する場合は、検査した医療機関や検査日がわかるように作成してください。また、証明日や診断書作成医療機関の証明印、ご署名を、その別紙にも必ず記入押印してください。

【キ 福祉サービスの利用状況】

- 問診で聴取できた範囲で、障害者総合支援法による福祉サービスの利用状況（サービスの種類や内容、頻度など）をなるべく詳しく記載してください。
- 専門機関による発達支援、発達障害者自立訓練等の支援を受けている場合は、キ欄になるべく詳しく記載してください。

⑪現症時の日常生活活動能力及び労働能力

〔記載例〕

⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)	自立就労および日常生活の自立は不能。母の介護があっからうじて成り立っている。身辺自立および協応運動の巧緻性や持久力も乏しい。
--	--

- 現症時において日常生活がどのような状況であるのか、また、どの程度の労働ができるのか（実際の就労の有無ではありません）などをなるべく具体的に記載してください。
- ⑩エ「現症時の就労状況」欄に記載された就労の影響により、就労以外の場面での日常生活能力が著しく低下していると考えられる場合には、その日常生活活動の状況をなるべく詳しく記載してください。
- ひきこもりについては、精神障害の病状に起因するものか否かも含め、その状況をなるべく詳しく記載してください。

⑫予後

〔記載例〕

⑫ 予 後 (必ず記入してください。)	不変、現状維持も状況によっては難しくなる。安定剤と眠剤を必要としている。
---------------------------	--------------------------------------

- 診断書作成時点において予想される病状の今後の見通しについて記載してください。判断できない場合には「不詳」と記入してください。
特に統合失調症や気分（感情）障害では、十分な期間の治療を経たうえでの予後を記入してください。

⑬備考

〔記載例〕

⑬ 備 考	痙攣は熱性痙攣にとどまる。高校2年で強迫神経症との診断が付加。固執性や対人過敏性(接近恐怖)など自閉症としての安定を脅かされ否定行動が出やすくなっている。
----------	---

- ①「障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏（ICD-10 コードが F4）の傷病名を記入した場合であっても、「統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害」または「気分（感情）障害」の病態を示しているときは、その病態と ICD-10 コードを記入してください。
- 日常生活の状態（制限の度合い）について①～⑫欄までに書ききれないことや参考になる事柄を記入してください。

日常生活及び就労の状況について(照会)

この書類は、障害基礎(厚生)年金の審査にあたって、請求者(受給者)ご本人の日常生活状況や就労の状況を詳しく確認させていただく必要があると認められた場合に、お送りしているものです。(記載していただいた内容は、審査の資料となります。)

<記入する前にご確認ください>

- 請求者(受給者)ご本人またはご本人の日常生活及び就労状況をよく把握している方が記入してください。
- 今回ご照会する内容は、既にご提出いただいている書類から確認することが困難であったものとなります。こちらが指定した項目以外の欄については、記入していただく必要はありません。
- 各項目の記入にあたっては、4ページの「記入上の注意」ををご確認ください。

請求者(受給者)氏名	生年月日	年齢
年金 太郎 様	昭和 平成 55年 10月 15日	35 歳
平成27年 10月 頃の状況についてご回答ください。		

1. 生活環境について該当するものを○で囲んでください。⇒		入所・入院・在宅・その他()
「入所(入院)」している場合は、次の①および②についてわかる範囲で記入してください。		
① 入所(入院)した時期	昭和・平成 年 月から	
② 入所(入院)時からの日常生活の援助状況		
「在宅」の場合に、同居人の有無について該当する方に○を付けてください。⇒		あり・なし
同居者「あり」の場合は下記③を、「なし」の場合は④を記入してください。		
③同居あり	同居者について該当するものを全て○で囲んでください。	配偶者・子【 人】・父・母 その他()
④同居なし	単身生活になった時期	昭和・平成 年 月から
	単身生活となってからの日常生活の援助状況	

2. 日常生活における障害の影響や同居者等周囲の方からの援助について具体的に記入してください

①誰から援助をうけていますか	ヘルパー・親族(続柄:)・その他()	
②日常生活の場面	おおむね一人でもできることはどのようなことですか。	一人ではできないために、周囲の方の援助を受けていることがあれば、援助の内容や頻度を具体的に記入してください。
食事		
入浴や清潔保持		
金銭管理と買い物		
外出		
通院と服薬	【通院の頻度】 週・月 回 【通院のつきそい】 有・無 【服薬は自分で管理できていますか?】	
他者とのコミュニケーション		
安全保持及び危機対応		
趣味や興味があるものへの取り組み		
社会での手続きや社会関係 (金融機関、行政機関、電話、電気、ガス、水道等)		

その他の援助(たとえば育児、家族の介護等)を受けていることがあれば記入してください。

3. 就労(作業)状況について ※就労(作業)している場合にのみ記入してください。

① 勤務先(福祉事業所)について	一般企業 ・ 福祉事業所 ・ その他()
② 雇用形態 (作業所で訓練を受けている場合は、記載不要です。)	一般雇用 ・ 障害者雇用 ・ 自営 ・ その他()
③ 就労支援区分(利用者のみ)	就労継続(A型 ・ B型) ・ 就労移行
④ いつから勤務(訓練)していますか。	昭和 ・ 平成 年 月から
⑤ 1日の勤務(訓練)時間	平均 時間 分
⑥ 1カ月の勤務(訓練)日数	平均 日
⑦ 1カ月の給料	有(約 円) ・ 無
⑧ 通勤方法	電車 ・ バス ・ 車 ・ 徒歩 ・ その他()
⑨ 通勤所要時間	時間 分
⑩ 通勤(通所)時の付添人の有無	あり (本人との関係:) ・ なし
⑪ 就労内容(職場における自分の担当する仕事の内容等)を記入してください。	
⑫ 仕事場で他の従業員とのコミュニケーションの状況をご記入ください。	
⑬ 仕事場で受けている援助の状況をご記入ください。(援助の内容、頻度)	
⑭ 就労を継続するために、家族や専門職等から受けている職場外での支援内容等があれば、記入してください。	
⑮ その他(欠勤等を含めた勤務状況等)	

平成 年 月 日

請求者(受給者)氏名 () ㊞

記入者氏名 () ㊞ 請求者(受給者)との関係 ()

記入者Tel ()

注 請求者(受給者)以外の方が記入された場合は、「請求者(受給者)氏名」とあわせて、「記入者氏名」「請求者(受給者)との関係」「記入者Tel」を記入してください。

日常生活及び就労の状況について(照会)の記入上の注意

1. 生活環境について

- ・「② 入所(入院)時からの日常生活の援助状況」は、施設内での日常生活において、受けている援助の内容や本人の日常生活能力を具体的に記入してください。
- ・「③同居あり」は、「その他」を選んだ場合は、かっこ内に同居者の続柄または本人との関係を記載してください。同じ続柄の同居者が複数いる場合は、人数も記入してください。
- ・「④ 同居なし」の「単身生活となってからの日常生活の援助状況」は、単身生活を始めてから日常生活で受けている援助の内容や本人の日常生活能力を具体的に記入してください。

2. 日常生活における障害の影響や同居者等周囲の方からの援助について

- ・「①誰の援助をうけていますか」は、該当するものを○で囲んでください。なお、「親族」を選んだ場合は続柄を、「その他」を選んだ場合は、具体的に誰が援助しているかをかっこ内に記入してください。
- ・「②日常生活の場面」は、本人の日常生活能力を判定するうえで、参考となりますので、できるだけ具体的に記入してください。

3. 就労(作業)状況について

- ・「①勤務先(福祉事業所)について」は、就労支援事業所や小規模作業所などに所属している場合は、「福祉事業所」を○で囲んでください。
- ・「⑤1日の勤務(訓練)時間」は、直近1カ月の平均を記入してください。
- ・「⑥1カ月の勤務(訓練)日数」は、直近3カ月の平均を記入してください。
- ・「⑦1カ月の給料」は、直近3カ月の平均を記入してください。
- ・「⑨通勤所要時間」は、自宅から勤務先事業所までの移動にかかる時間を記入してください。
- ・「⑫ 仕事場で他の従業員とのコミュニケーションの状況をご記入ください。」は、仕事の指示はどのような方法で受けているか、他の従業員との意思疎通の状況等を具体的に記入してください。
- ・「⑬ 仕事場で受けている援助の状況をご記入ください。(援助の内容、頻度)」は、具体的な援助の内容や頻度だけではなく、仕事の内容等で配慮されていることがあれば具体的に記入してください。
- ・「⑮ その他(欠勤等を含めた勤務状況等)」は、直近1カ月の勤務状況やその他の就労にあたって、不便に感じていることなどを記入してください。